

法 科 大 学 院
シ ラ バ ス

平 成 31 年 度
(2019 年度)

東 北 大 学 法 科 大 学 院
(法 学 研 究 科 総 合 法 制 専 攻)

目 次

・ 東北大学法科大学院履修案内	1
・ 平成31(2019)年度法科大学院授業科目一覧 【平成29年度以降入学者】	7
・ 平成31(2019)年度法科大学院授業科目一覧 【平成27年度法学未修入学者及び平成28年度入学者】	11
・ 平成31(2019)年度法科大学院授業科目	15
・ 平成31(2019)年度法科大学院授業日程	147
・ 平成31年度法科大学院前期・後期時間割表	149

法 科 大 学 院
履 修 案 内

東北大学法科大学院履修案内

(平成31年度入学者用)

1 東北大学法科大学院の教育理念

東北大学法科大学院(以下「法科大学院」という。)では、現行法体系の構造を正確に理解し、冷静な頭脳及び温かい心をもって社会を観察することにより、そこにある問題を発見し、広く多様な視点から考察し、及び緻密で的確な論理展開をすることができるとともに、他人とのコミュニケーションを図るための高い理解力、表現力及び説得力を備え、かつ、誇りを持ち、その責務を自覚した「優れた法曹」を育成することを教育の目的としています。

2 法科大学院の課程の教育

法科大学院では、理論的基礎の体得を目指した科目(「第1年次導入科目」、「第1年次基本科目」、「第2年次基本科目」、「基幹科目」、「応用基幹科目」)、法律実務について、理論的な問題との架橋を十分に意識しつつ、一定の知識を修得させ、将来の仕事への関心を育む科目(「実務基礎科目」)及び先端的・学際的・現代的・国際的な科目(「基礎法・隣接科目」、「展開・先端科目」)を開講しています。

第1年次(L 1)	第2年次(L 2)	第3年次(L 3)
第1年次基本科目 第1年次導入科目 「リーガル・リサーチ」 (実務基礎科目)	第2年次基本科目 基幹科目 実務基礎科目 基礎法・隣接科目 展開・先端科目	応用基幹科目 実務基礎科目 基礎法・隣接科目 展開・先端科目

(1) 第1年次(L 1)

- ・第1年次基本科目(28単位)を履修しなければなりません(必修)。
- ・「法律基礎演習」(第1年次導入科目・1単位)「リーガル・リサーチ」(実務基礎科目・2単位)を履修することができます。

(2) 第2年次(L 2)

- ・第2年次基本科目(2単位)及び基幹科目(28単位)を履修しなければなりません(必修)。
- ・実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目のうち、L2に配当されている科目から6単位を履修することができます。

(3) 第3年次(L 3)

- ・応用基幹科目、実務基礎科目、基礎法・隣接科目及び展開・先端科目を履修します。
- ・応用基幹科目は3科目・6単位まで履修することができます。

3 授業科目の履修

- ・法科大学院の授業科目群、授業科目、単位数、年次配当、履修方法及び進級は、東北大学法科大学院履修内規によります。

- ・同一名称の授業科目を重複して履修することはできません。ただし、 、 、 、 が付されている授業科目は、同一名称の授業科目とはみなされません。

4 履修登録

- ・各年次の授業科目を履修するためには、各年度当初に、所定の手続きにより、履修科目として登録をしなければなりません（履修登録）。
- ・各年次毎に履修登録をすることができる単位数の上限は、第1年次（L1）が31単位、第2年次（L2）が36単位、第3年次（L3）が44単位です（東北大学法科大学院規程第6条）。前期の授業科目が不合格となった場合、この履修登録単位の上限については、すでに履修済みの授業科目として計算します。
- ・履修登録をする際には、法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入しなければなりません。
- ・実務基礎科目のうちの必修科目及び必要があると認められる授業科目については、クラスが指定されます。
- ・演習の授業形態をとる授業科目等、その他その授業科目の特性に応じて必要があると認められるときは、教務委員会の承認を得て、履修希望者に対し履修が制限され、又は履修者の選抜が実施されることがあります。この履修制限又は履修者選抜のために当該授業科目を履修することができなくなった場合は、教務委員会の承認を得て、当該授業科目の単位にあたる授業科目につき履修登録の訂正を行うことができます。
- ・第2年次（L2）における履修科目として登録できる単位数の上限に、エクスターンシップは含みません。
- ・前期・後期授業の開始後一定の期間内は、履修登録単位の上限を超えない限度で、学生から申し出のあった履修登録の変更が認められることがあります（一定の期間については、別途学生向けに通知されます）。なお、履修登録の変更については、教務委員会委員長が、当該学生につき事情の説明を求めることがあります。
- ・前期の授業科目についての履修登録を変更する場合は、その科目を後期の授業科目（通年の授業科目は除く。）に変更することもできます。
- ・一度履修登録をすると、履修登録の変更を経た場合を除いて、履修登録を取り消すことはできません。試験を棄権あるいは放棄しても、履修登録は取り消されません。
- ・履修登録の期限、その他具体的な手続については、別途、学生に通知されます。

5 試験

- ・定期試験を受けることのできる授業科目は、授業を受けたものに限られます。
- ・授業科目の授業回数の3割を超えて欠席をした者については、当該授業科目について定期試験等の受験が認められません（正当な理由なく又は無断で、授業科目の授業回数の2割を超えて欠席をした者についても同様です）。但し、正に3割（正当な理由のない又は無断での欠席の場合には2割）を超える回の欠席事由が、新型インフルエンザその他の「感染症」（学校保健安全法〔昭和33年法律第56号〕19条）罹患である場合には、この限りではありません。

- ・定期試験は、原則として、前期、後期の定期試験期間に行います。（ただし、集中講義等は、この限りではありません）
- ・授業科目により、試験（再度の試験を含む。）の実施上、融合問題による出題を行うなど格別の必要があるときは、定期試験期間外で試験日を定めて、試験を行うことがあります。
- ・やむをえない事由（忌引き、病気その他これに匹敵する事由に限る。）により試験（再度の試験を除く。）を受けられなかった者については、別途に試験を行います。
- ・再度の試験を実施する科目およびその具体的基準については、授業開講時まで公示します。ただし、第1年次基本科目のうち前期配当の授業科目については、すべての不合格者に対して、後期に再度の試験が行われます。

6 成績

- ・試験の成績は、60点（100満点）以上が合格となります。成績は公表されません。
- ・成績は、定期試験（原則として筆記試験の方法によるが、授業科目の性質に照らし、レポート方式によることもある。）及び平常点（小テストや課題の成績、授業における発言内容、授業への欠席状況を含む。）により、総合的に評価されます。
- ・筆記試験については、たとえば、以下のような能力等が総合的に評価されます。
 - ・事案分析解決能力
 - ・基礎的・専門的法知識の確実な理解、体系的な法的思考能力
 - ・法的な議論を説得的に表現する能力
 - ・創造的・批判的思考能力
- ・成績は、以下の基準によります。

成績	基準	人数比の目安
90点以上	きわめて優秀	若干名
80点以上 90点未満	優秀	20%を上限とする
70点以上 80点未満	良好	40%を標準とする(±20%)
65点以上 70点未満	能力や知識が一応の水準に達している	40%を標準とする(±20%)
60点以上 65点未満	最低限の水準には達しているが、一応の水準に達するためにはなお努力を要する	
60点未満	最低限の水準に達していない	

ただし、授業科目の特性・内容、受講者数等により、上記の比率と異なる取扱いを認めるべき授業科目については、この限りではありません。

- ・再度の試験が行われなかった授業科目について成績評価が不合格であった学生は、与えられた成績評価について不服がある場合には、成績評価不服申立てを行うことができます。また、専門職大学院係を通じて、所定の書面により、教務委員会委員長に対して、その成績評価についての担当教員による説明を求めることもできます。

7 進級及び再履修

(1) 第2年次(L 2) への進級及び再履修

- ・第1年次基本科目の授業科目を1科目でも不合格になった者及び第1年次基本科目の成績の単位加重平均値が65点未満である者は、第2年次(L 2)に進級することができません。また、進級認定を受ける年度に共通到達度確認試験管理委員会(以下「管理委」という。)が実施する共通到達度確認試験を受験した上で、その試験科目各々の成績が、当該科目に関して管理委が公表した第1年次(L 1)受験生全体の成績結果において、得点下位2割5分に相当する素点(以下「基準素点」という。)未満の者も進級することができません(但し、病気その他のやむを得ない理由により、当該試験を受けることができなかった者は、当該試験の開始前までに本法科大学院に連絡した場合に限り、定期試験の追試験受験が認められるのと同様の手続きの下で、受験はしたものとみなされることがあります。この場合、その試験科目各々の成績は0点として扱います)。但し、基準素点未満の得点であった試験科目に相当する第1年次基本科目の成績が65点以上である場合には進級することができます。この場合、翌年度の5月末までに必ず、当該第1年次基本科目の担当教員に対して、そのオフィス・アワーを利用して学習相談を行わなければなりません。
- ・第2年次(L 2)に進級できなかった翌年度には、前年度に履修した第1年次基本科目のうち、成績が65点未満であった授業科目を、再履修しなければなりません。成績評価が65点以上であった授業科目を再履修することもできます。この場合、再履修する第1年次基本科目の前年度の成績は無効となります。
- ・第2年次(L 2)に進級できなかった翌年度における第1年次基本科目の成績の単位加重平均値は、再履修した授業科目は再履修した年度の成績を、再履修しなかった授業科目は前年度の成績を基礎に算定されます。

(2) 第3年次(L 3) への進級及び再履修

- ・第2年次基本科目及び基幹科目の授業科目を1科目でも不合格になった者は、第3年次(L 3)に進級することができません。第2年次基本科目及び基幹科目の成績の単位加重平均値が65点未満である者も、第3年次(L 3)に進級することができません。
- ・第3年次(L 3)に進級できなかった翌年度には、前年度に履修した第2年次基本科目及び基幹科目のうち、成績が65点未満であった授業科目を全て再履修しなければなりません。成績評価が65点以上であった授業科目を再履修することもできます。この場合、再履修する第2年次基本科目及び基幹科目の前年度の成績は無効になります。
- ・第3年次(L 3)に進級できなかった翌年度における第2年次基本科目及び基幹科目の成績の単位加重平均値は、再履修した授業科目は再履修した年度の成績を、再履修しなかった授業科目は前年度の成績を基礎に算定されます。

8 修業年限及び在学年限

- ・法科大学院の修業年限は3年です。ただし、総合運営調整教授会が法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)は、第2年次(L 2)より履修を開始します。

- ・同一年次の履修は、休学の場合を除き、2 年が限度です。
- ・同一年次の在学年限は、次年次に進級できない者については、休学の場合を除き、2 年とします。この在学年限を経て、なお所定の課程を修了し、又は各年次に必要な単位数を修得できない者及び所定の授業科目の単位加重平均値を上回らない者は、除籍されます。
- ・東北大学大学院通則第 22 条第 3 項の休学期間は、原則として、各年次につき 1 年を超えることができません。

9 課程修了及び学位授与

- ・法科大学院の課程を修了するためには、3 年以上在学し、第 1 年次基本科目 28 単位、第 2 年次基本科目 2 単位、基幹科目 28 単位、実務基礎科目 14 単位以上、基礎法・隣接科目 4 単位以上及び展開・先端科目 16 単位以上を含め、計 96 単位以上を修得しなければなりません。
- ・法学既修者は、第 1 年次に在学して第 1 年次基本科目 28 単位を修得したものとみなされます。
- ・法科大学院の課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位が授与されます。

10 その他

(1) オフィス・アワー制度

- ・学修支援のために、オフィス・アワー制度が設けられています。同制度の実施については、別途、周知されます。

(2) エクスターンシップ

- ・エクスターンシップの授業を履修する学生は、研修先から報酬を受け取ってはなりません。

(3) 守秘義務

- ・学生は、授業等で知り得た個人及び法人の情報について、在学中及び在学を終えた後も、これを漏らしてはなりません。

法 科 大 学 院

授 業 科 目 一 覧

【平成 29 年度以降入学者】

平成31(2019)年度法科大学院開設授業科目について
【平成29年度以降入学者】

授業科目	単位	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						担当教員	備考	頁
		L1年		L2年		L3年				
		前期	後期	前期	後期	前期	後期			
第 1 年次導入科目										
法律基礎演習	1	①						糠塚教授 鳥山教授 坂下准教授		15
第 1 年次基本科目										
憲法	4	②	②					糠塚教授	必修	16
民法Ⅰ	4	②	②					鳥山教授 吉永教授	必修	18
民法Ⅱ	4	④						石綿准教授	必修	20
民法Ⅲ	2	②						水野教授	必修	22
民法Ⅳ	2		②					鳥山教授	必修	24
刑法	4	②	②					成瀬教授	必修	26
商法	4		④					吉原教授	必修	28
民事訴訟法	2		②					坂田教授	必修	30
刑事訴訟法	2		②					井上准教授	必修	32
第 2 年次基本科目										
行政法	2			②				中原教授	必修	34
基幹科目										
基幹憲法	2			②				佐々木教授	必修	36
基幹行政法	4				④			中原教授	必修	38
基幹民法	6			②	④			渡辺教授 吉永教授 鳥山教授 久保野教授 信濃教授 石綿准教授	必修	40
基幹刑法	4			②	②			成瀬教授 武内教授	必修	43
基幹商法	4			②	②			吉原教授 森田教授	必修	45
基幹民事訴訟法	4			②	②			坂田教授	必修	47
基幹刑事訴訟法	4			②	②			井上准教授 武内教授	必修	49
応用基幹科目										
応用憲法	2					②		中林教授		51
応用行政法	2					②		中原教授		52
応用民法	2						②	久保野教授		53
応用刑法	2					②		松澤講師		55
応用商法	2						②	得津准教授		56
応用民事訴訟法	2					②		坂田教授		60
応用刑事訴訟法	2						②	井上准教授		61
実務基礎科目										
法曹倫理	2				②		②	官澤客員教授 西岡（慶）教授 武内教授	必修 2クラス	63
民事要件事実基礎	2			②		②		西岡（慶）教授	必修 2クラス 通年隔週	65
民事・行政裁判演習	3					②	①	信濃教授 伊東講師	必修 後期隔週	67

授業科目	単位	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)					担当教員	備考		頁
		L1年		L2年		L3年				
		前期	後期	前期	後期	前期	後期			
刑事裁判演習	3					③	武内教授 伊藤（大）講師 伊藤（佑）講師 北島（み）講師	必修 2クラス		68
リーガル・クリニック	2			②		②	官澤客員教授	各月	左記の中から4単位以上 を選択必修	70
ローヤリング	2							2クラス		71
佐藤教授クラス				②		②	佐藤教授			
エクスターンシップ	2			②		②	官澤客員教授 坂田教授	集中講義		73
模擬裁判	2					②	武内教授 廣瀬講師 翠川講師	集中講義		75
リーガル・リサーチ	2	②		②			樺島教授			76
民事法発展演習	2							3クラス		
信濃教授・ 西岡（慶）教授クラス				②		②	信濃教授 西岡（慶）教授			78
佐藤教授クラス					②	②	佐藤教授			79
石井講師クラス					②	②	石井名誉教授			81
刑事実務基礎演習	2				②	②	武内教授			82
刑事実務演習	2				②	②	武内教授			84
基礎法・隣接科目										
日本法曹史演習	2			②		②	坂本教授			86
西洋法曹史	2			②		②	大内教授	隔年		87
実務法理学Ⅰ	2			②		②	樺島教授			89
実務法理学Ⅱ	2				②	②	樺島教授			90
現代アメリカの法と社会	2				②	②	芹澤教授			91
法と経済学	2			②		②	森田教授			93
外国法文献研究Ⅰ（英米法）	2			②		②	芹澤教授			95
外国法文献研究Ⅱ（ドイツ法）	2				②	②	樺島教授			97
外国法文献研究Ⅲ（フランス法）	2			②		②	嵩教授			98
展開・先端科目										
環境法Ⅰ ※	2				②	②	北村講師	隔週		99
環境法Ⅱ ※	2			②		②	大塚講師	集中講義		101
租税法基礎 ※	2			②		②	藤岡准教授 澁谷講師			103
実務租税法 ※	2			②		②	瀧本講師	集中講義		105
金融法	2			②		②	本多講師	隔年 集中講義		107
経済法Ⅰ ※	2			②		②	滝澤教授			109
経済法Ⅱ ※	2			②		②	滝澤教授			111
企業法務演習	2				②	②	丸茂講師	隔週		113
民事執行・保全法	2			②		②	今津准教授			114
倒産法 ※	2			②		②	坂田教授 宇野准教授			116
応用倒産法 ※	2				②	②	坂田教授			118
実務労働法Ⅰ ※	2			②		②	桑村准教授			120
実務労働法Ⅱ ※	2				②	②	桑村准教授			122
社会保障法	2				②	②	嵩教授			124
知的財産法Ⅰ ※	2			②		②	蘆立教授 戸次教授			126
知的財産法Ⅱ ※	2			②		②	蘆立教授			128
知的財産法発展 ※	2				②	②	蘆立教授			130
実務知的財産法	2				②	②	蘆立教授 戸次教授			132

授業科目	単位	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						担当教員	備考	頁
		L1年		L2年		L3年				
		前期	後期	前期	後期	前期	後期			
国際法発展 ※	2			②		②		西本准教授	隔週	134
国際法発展演習 ※	2				②		②	西本准教授	隔週	136
実務国際私法Ⅰ ※	2			②		②		竹下講師	3週に1度の開講	137
実務国際私法Ⅱ ※	2				②		②	竹下講師	3週に1度の開講	139
ジェンダーと法演習	2				②		②	糠塚教授 阿部（未）講師		141
子どもと法演習	2			②		②		久保野教授		143
リサーチペーパー	2					②		各指導教員		144

※は司法試験選択科目対応科目

注1) 「実務外国法」「医事法」「金融商品取引法」「少年法・刑事政策」は、隔年開講のため、平成31年度は開講しない。

注2) 「地方自治法」「国際人権・刑事法」は、平成31年度は開講しない。

法 科 大 学 院

授 業 科 目 一 覧

【平成 27 年度法学未修入学者及び平成 28 年度入学者】

平成31(2019)年度法科大学院開設授業科目について
【平成27年度法学未修入学学生及び平成28年度入学学生】

授業科目	単位	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						担当教員	備考	頁
		L1年		L2年		L3年				
		前期	後期	前期	後期	前期	後期			
第 1 年次導入科目										
法律基礎演習	1	①						糠塚教授 鳥山教授 坂下准教授		15
第 1 年次科目										
憲法	4	②	②					糠塚教授	必修	16
行政法	2	②						中原教授	必修	34
民法Ⅰ	4	②	②					鳥山教授 吉永教授	必修	18
民法Ⅱ	4	④						石綿准教授	必修	20
民法Ⅲ	2	②						水野教授	必修	22
民法Ⅳ	2		②					鳥山教授	必修	24
刑法	4	②	②					成瀬教授	必修	26
商法	4		④					吉原教授	必修	28
民事訴訟法	2		②					坂田教授	必修	30
刑事訴訟法	2		②					井上准教授	必修	32
基幹科目										
基幹憲法	2			②				佐々木教授	必修	36
基幹行政法	4				④			中原教授	必修	38
基幹民法	6			②	④			渡辺教授 吉永教授 鳥山教授 久保野教授 信濃教授 石綿准教授	必修	40
基幹刑法	4			②	②			成瀬教授 武内教授	必修	43
基幹商法	4			②	②			吉原教授 森田教授	必修	45
基幹民事訴訟法	4			②	②			坂田教授	必修	47
基幹刑事訴訟法	4			②	②			井上准教授 武内教授	必修	49
応用基幹科目										
応用憲法	2					②		中林教授		51
応用行政法	2					②		中原（茂）教授		52
応用民法	2						②	久保野教授		53
応用刑法	2					②		松澤講師		55
応用商法	2						②	得津准教授		56
応用民事訴訟法	2					②		坂田教授		60
応用刑事訴訟法	2						②	井上准教授		61
実務基礎科目										
法曹倫理	2				②		②	官澤客員教授 西岡（慶）教授 武内教授	必修 2クラス	63
民事要件事実基礎	2				②		②	西岡（慶）教授	必修 2クラス 通年隔週	65
民事・行政裁判演習	3					②	①	信濃教授 伊東講師	必修 後期隔週	67

授業科目	単位	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						担当教員	備考		頁
		L1年		L2年		L3年					
		前期	後期	前期	後期	前期	後期				
刑事裁判演習	3					③		武内教授 伊藤（大）講師 伊藤（佑）講師 北島（み）講師	必修 2クラス		68
リーガル・クリニック	2			②		②		官澤客員教授	各月	左記の中から 4単位以上 を選択必修	70
ローヤリング	2								2クラス		71
佐藤教授クラス				②		②		佐藤教授			
エクスターンシップ	2			②		②		官澤客員教授 坂田教授	集中講義		73
模擬裁判	2					②		武内教授 廣瀬講師 翠川講師	集中講義		75
リーガル・リサーチ	2	②		②				樺島教授			76
民事法発展演習	2								3クラス		78
信濃教授・ 西岡（慶）教授クラス				②		②		信濃教授 西岡（慶）教授			
佐藤教授クラス					②	②		佐藤教授			79
石井講師クラス					②	②		石井名誉教授			81
刑事実務基礎演習	2				②	②		武内教授			82
刑事実務演習	2				②	②		武内教授			84
基礎法・隣接科目											
日本法曹史演習	2			②		②		坂本教授			86
西洋法曹史	2			②		②		大内教授	隔年		87
実務法理学Ⅰ	2			②		②		樺島教授			89
実務法理学Ⅱ	2				②	②		樺島教授			90
現代アメリカの法と社会	2				②	②		芹澤教授			91
法と経済学	2			②		②		森田教授			93
外国法文献研究Ⅰ（英米法）	2			②		②		芹澤教授			95
外国法文献研究Ⅱ（ドイツ法）	2			②		②		樺島教授	隔週		97
外国法文献研究Ⅲ（フランス法）	2			②		②		嵩教授			98
展開・先端科目											
環境法Ⅰ ※	2				②		②	北村講師	隔週		99
環境法Ⅱ ※	2			②		②		大塚講師	集中講義		101
租税法基礎 ※	2			②		②		藤岡准教授 澁谷講師			103
実務租税法 ※	2			②		②		瀧本講師	集中講義		105
金融法	2			②		②		本多講師	隔年		107
経済法Ⅰ ※	2			②		②		滝澤教授			109
経済法Ⅱ ※	2			②		②		滝澤教授			111
企業法務演習	2				②		②	丸茂講師	隔週		113
民事執行・保全法	2			②		②		今津准教授			114
倒産法 ※	2			②		②		坂田教授 宇野准教授			116
応用倒産法 ※	2				②		②	坂田教授			118
実務労働法Ⅰ ※	2			②		②		桑村准教授			120
実務労働法Ⅱ ※	2				②		②	桑村准教授			122
社会保障法	2				②		②	嵩教授			124
知的財産法Ⅰ ※	2			②		②		蘆立教授 戸次教授			126
知的財産法Ⅱ ※	2			②		②		蘆立教授			128
知的財産法発展 ※	2				②		②	蘆立教授			130
実務知的財産法	2				②		②	蘆立教授 戸次教授			132

授業科目	単位	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						担当教員	備考	頁
		L1年		L2年		L3年				
		前期	後期	前期	後期	前期	後期			
国際法発展 ※	2			②		②		西本准教授	隔週	134
国際法発展演習 ※	2				②		②	西本准教授	隔週	136
実務国際私法Ⅰ ※	2			②		②		竹下講師	3週に1度の開講	137
実務国際私法Ⅱ ※	2				②		②	竹下講師	3週に1度の開講	139
ジェンダーと法演習	2				②		②	糠塚教授 阿部（未）講師		141
子どもと法演習	2			②		②		久保野教授		143
リサーチペーパー	2					②		各指導教員		144

※は司法試験選択科目対応科目

注1) 「実務外国法」「医事法」「金融商品取引法」「少年法・刑事政策」は、隔年開講のため、平成31年度は開講しない。

注2) 「地方自治法」「国際人権・刑事法」は、平成31年度は開講しない。

法 科 大 学 院
授 業 科 目

科目群	第 1 年次導入科目						
授業科目	法律基礎演習			単位	1	担当教員	糠塚・鳥山・坂下
配当年次		L 1	開講学期	前期	週間授業回数		1 回（2 コマ連続）
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW501J	

< 目 的 >

未修者が第1年次科目の学修を円滑に行うための学修支援科目である。主に憲法、民法、刑法を素材として、裁判手続の全体像や法的な考え方を学習することにより、法的思考力、文章表現力など、第1年次科目の学習に必要な能力の獲得を目的とする。

< 達成度 >

第1年次科目の内容を理解するために必要な法的思考ができ、理論的な文章として表現できる。

< 授業内容・方法 >

適宜、受講者を指名して発言を求め、授業内容を正確に理解できているか確認しながら進めていく。科目の性質上難しい質問をすることはないが、成績に反映するので、しっかり取り組んでもらいたい。

授業内容は以下のスケジュールを予定している。

1. オリエンテーション(4月10日:糠塚)
2. 裁判制度概論(4月10日:糠塚)
3. 「切り札」としての憲法(4月19日:糠塚)
4. 解釈基準としての憲法(4月19日:糠塚)
5. 刑法の基本的な思考方法(6月12日:坂下)
6. 民法の基本的な思考方法(6月12日:坂下)
7. 民事訴訟手続における民法の姿(6月26日:鳥山)
8. 紛争解決手段としての民法(6月26日:鳥山)

< 授業時間外学習 >

詳細はTKC教育支援システム上または授業中に指示する。

< 教科書・教材 >

現在履修中の憲法・民法・刑法で使用している教科書をそれぞれ「教科書」として用いる。
必要な文献・資料については適宜配布する。

< 成績評価の方法 >

評価の8割は、筆記試験(学期末)の成績に基づき、残り2割は、授業時の応答内容等の平常点による。
なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

< その他 >

法科大学院で法学をはじめて学修する者(およびそれに準ずる者)は必ず履修すること。
開講時期は、授業内容の関係から、4月と6月の前半・後半に分れる。2コマ連続して実施するが、開講日は変則的なので、留意されたい。

科目群	第1年次基本科目				
授業科目	憲 法		単位	4	担当教員 糠塚 康江
配当年次	L 1	開講学期	通年	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW502J	

< 目 的 >

立憲主義、日本国憲法の下での統治機構および日本国憲法の保障する権利についての基本的な知識を修得することを目標とします。

< 達成度 >

- ・憲法に関する基本的な知識を、法学部の卒業生と同程度の水準において、修得する。
- ・憲法に関する具体的な事案について、問題の所在を的確に把握した上で、判例や学説を踏まえながら、当該事案についての自分なりの考えをまとめることができる。

< 授業内容・方法 >

1. 授業の内容

憲法総論，人権論および統治機構論

2. 教育の方法

- ・授業の方法は、講義形式を原則とした上で、適宜、質疑応答を交えていきます。
- ・定期試験とは別に、小テスト（10分程度）を実施します。

3. 予定：おおむね次のよう内容・進行を予定していますが、前回は積み残した内容を補足することもあれば、予定を次回に回すこともあります。

- 1 憲法概念と立憲主義 / 憲法変動と憲法保障
- 2 日本憲法史
- 3 平和主義
- 4 統治の基本原則
- 5 国民主権と象徴天皇制
- 6 参政权・選挙制度と政党
- 7 国会と内閣
- 8 国会と内閣
- 9 国会と内閣
- 10 国会と内閣
- 11 財政・地方自治
- 12 裁判所—司法権の独立と裁判の公開
- 13 司法権の観念と限界
- 14 日本国憲法による権利の保障
- 15 日本国憲法による権利の保障
- 16 包括的権利
- 17 法の下での平等
- 18 消極的権利
- 19 消極的権利
- 20 消極的権利
- 21 消極的権利
- 22 消極的権利

- 23 消極的権利
- 24 消極的権利
- 25 消極的権利
- 26 消極的権利
- 27 人身の自由と刑事手続上の保障
- 28 積極的権利
- 29 積極的権利
- 30 違憲審査制・憲法訴訟

<授業時間外学習>

詳細は TKC で周知します。

<教科書・教材>

教科書

芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第7版〕』（岩波書店、2019年）

判例解説

木下昌彦編集代表『精読憲法判例〔人権編〕』（弘文堂、2018年）

参考書

青井未帆＝山本龍彦『憲法 人権』（有斐閣、2016年）
 新井誠＝曽我部真裕＝佐々木くみ＝横大道聡『憲法 総論・統治』（日本評論社、2016年）
 新井誠＝曽我部真裕＝佐々木くみ＝横大道聡『憲法 人権』（日本評論社、2016年）
 市川正人『基本講義 憲法』（新世社、2014年）
 高橋和之『立憲主義と日本国憲法〔第4版〕』（有斐閣、2017年）
 辻村みよ子『憲法〔第6版〕』（日本評論社、2018年）
 長谷部恭男『憲法〔第7版〕』（新世社、2018年）
 毛利透＝小泉良幸＝浅野博宣＝松本哲治『憲法 総論・統治〔第2版〕』（有斐閣、2017年）
 毛利透＝小泉良幸＝浅野博宣＝松本哲治『憲法 人権〔第2版〕』（有斐閣、2017年）
 安西文雄＝巻美矢紀＝穴戸常寿『憲法学読本〔第2版〕』（有斐閣、2014年）
 渡辺康行＝穴戸常寿＝松本和彦＝工藤達朗『憲法 基本権』（日本評論社、2016年）
 辻村みよ子＝山元一編『概説 憲法コンメンタール』（信山社、2018年）
 木下智史＝只野雅人編『新・コンメンタール憲法』（日本評論社、2015年）
 芹沢斉＝市川正人＝阪口正二郎編『新基本法コンメンタール 憲法』（日本評論社、2011年）
 曽我部真裕＝赤坂幸一＝新井誠＝尾形健編『憲法論点教室』（日本評論社、2012年）
 南野森編『憲法学の世界』（日本評論社、2013年）
 穴戸常寿編著『憲法演習ノートー憲法を楽しむ21問』（弘文堂、2015年）
 憲法判例研究会編『判例プラクティス憲法〔増補版〕』（信山社、2014年）
 長谷部恭男＝石川健治＝穴戸常寿編『憲法判例百選 〔第6版〕』（有斐閣、2015年）
 長谷部恭男＝石川健治＝穴戸常寿編『憲法判例百選 〔第6版〕』（有斐閣、2015年）
 （2019年11月ごろ第7版公刊予定）

<成績評価の方法>

- ・定期試験の成績（70％）、小テストの成績（20％）および平常点（10％）によって評価します。
- ・成績評価に際しては＜達成度＞を指標の1つとします。

<その他>

- ・初回の授業の予習については、TKC上に掲示するので、必ず予習をして授業に臨んで下さい。
- ・授業にかかわる内容は、なるべく授業直後に質問して下さい。疑問を先延ばしにしないことが肝要です。オフィス・アワーも利用できます。

科目群	第 1 年次基本科目						
授業科目	民法			単位	4	担当教員	鳥山 泰志 吉永 一行
配当年次		L 1	開講学期	通年	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW503J	

< 目 的 >

民法のうち講学上「民法総則」といわれる部分（前期）及び「事務管理・不当利得・不法行為」の部分（後期）を学修する。次年度以降の授業に参加するためにも、当該領域の基礎知識を理解し、これを使って簡単な事例を解決する応用力を身につけることを目標とする。

< 達成度 >

民法総則・事務管理・不当利得・不法行為の分野の基本的なルールや考え方について、基礎的な理解を得たうえで、基本的な法解釈論上の問題を含む事案について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法解釈論をその根拠とともに提示し、結論を導くことができるようになる。

< 授業内容・方法 >

授業は、重要な事項についての教員からの説明を中心として、補助的に質疑応答を交える形で行われる。基本用語や細かい条文知識などの習得については、基本的に、受講者の自習（教科書の熟読や短答式問題演習）に期待される。

○ 進行予定

本授業の内容は、「民法総則」と「事務管理・不当利得・不法行為」とに分かれる。

〔民法総則（前期、鳥山担当）〕

- 1 導入：民法の基本構造と民法総則の位置づけ
- 2 契約の主体：人・能力
- 3 法律行為（1）
- 4 法律行為（2）
- 5 法律行為（3）
- 6 法律行為（4）
- 7 法律行為（5）
- 8 代理（1）
- 9 代理（2）
- 10 代理（3）
- 11 法人
- 12 時効（1）
- 13 時効（2）
- 14 時効（3）
- 15 まとめ：制度横断的検討

〔事務管理・不当利得・不法行為（後期、吉永担当）〕

- 1 不法行為制度とは
- 2 権利侵害 / 故意・過失
- 3 因果関係
- 4 損害
- 5 損害賠償請求権の主体
- 6 損害賠償請求に対する抗弁
- 7 損害賠償請求に対する抗弁
- 8 使用者の責任・注文者の責任
- 9 物による権利侵害
- 10 共同不法行為 / 差止請求と損害賠償
- 11 名誉毀損および人格権・プライバシー侵害
- 12 医療過誤・説明義務違反 / 自動車損害賠償保障上の運行供用者責任
- 13 事務管理・不当利得 ―総論
- 14 事務管理・不当利得 ―侵害利得、給付利得
- 15 事務管理・不当利得 ―特殊な給付利得、多数当事者型の不当利得

<授業時間外学習>

授業中の指示及びT K Cへの掲載により、事前に教科書の該当箇所及び判例を指示するので、できるだけ予習をして参加することが期待される。復習として、授業で用いたレジュメ・教科書・判例集を用いて、自分でアウトプットできるようになるまで知識を定着させることが求められる。

<教科書・参考書>

1 教科書

〔民法総則〕 佐久間毅他『民法1 Legal quest〔第2版〕』（有斐閣 2018年）

〔事務管理・不当利得・不法行為〕 潮見佳男『基本講義 債権各論 不法行為法〔第3版〕』（新世社、2017年） 同『基本講義 債権各論 契約法・事務管理・不当利得〔第3版〕』（新世社、2017年）

2 判例教材

原田昌和他『民法 総則 判例30!』（2017年、有斐閣）

窪田充見・森田宏樹編『民法判例百選 債権〔第8版〕』（2018年、有斐閣）

3 参考書

・授業の前に、道垣内弘人『リーガルベシス民法入門〔第3版〕』（2019年、日本経済新聞社）の該当箇所を読んでおくこと。なお、第2版（2017年）をすでに所有しているときは、それでかまわない。

・その他の参考書については、授業中に案内をする。

<成績評価の方法>

前期の〔民法総則〕後期の〔事務管理・不当利益・不法行為〕ごとに、筆記試験及び平常点により評価を行い、それらの平均点を最終成績とする。それぞれの評価は、筆記試験の成績を80%、授業時の応答や小テスト等を考慮した平常点を20%として行う。

なお、最終成績が合格点に達しなかった者のうち、満点の3割以上の得点の者に対して、再度の試験を実施する。

評価方法の具体的内容、あるいはこれについて修正がある場合には、授業時に教員から説明する。なお、筆記試験の受験資格の有無は、学期ごとの出欠状況を基準に判断されるので、注意されたい。また、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

オフィシアワーの日時は、別途案内する。

科目群	第 1 年次基本科目						
授業科目	民法			単位	4	担当教員	石綿 はる美
配当年次		L 1	開講学期	前期	週間授業回数		2 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW504J	

< 目 的 >

本講義では、民法第3編（債権）の第1章（総則）および第2章（契約）に相当する領域（債権総論・契約法）を扱う。契約法は民法の中でも特に重要な分野であり、条文・判例の量も少なくないため、かなりの学習量が必要となる。また、債権総論は、債権一般の機能や効果に関わる点で抽象度が高く、応用可能性も広い。本講義を通じて、両分野に関する基本事項を習得するとともに、比較的単純な事例に適用する力を身につけることが期待される。もっとも、授業時間の制約上、講義で扱う内容は限られるため、受講者各自が十分な予習・復習を行う必要がある。

なお、民法（債権関係）の改正法が成立しており（2020年4月1日施行予定）、改正の対象となった部分については改正の内容についても理解することが求められる。

< 達成度 >

契約法および債権総論の分野の全体構造および基本的ルールを把握し、それを用いた法的議論を展開できるようにするとともに、具体的事例へのアプローチの方法をつかむ。

< 授業内容・方法 >

授業は、予習課題に関する担当教員と受講者との質疑応答を中心とする。予習案内で指定された範囲の教材を受講者が予め読んでいることを前提として授業を行う。

おおむね、契約総論・契約各論・債権総論の順に講義を進めるが、特定の事項につき、順序を入れ替えることもある。以下のスケジュールを予定している。

- 第1回 債権法・契約法の全体像
- 第2回 契約法の基本原則
- 第3回 契約の成立
- 第4回 契約の効力（1） - 総説・契約上の債務の履行強制・債権の種類
- 第5回 契約の効力（2） - 契約上の債務の不履行に基づく損害賠償（1）
- 第6回 契約の効力（3） - 契約上の債務の不履行に基づく損害賠償（2）
- 第7回 契約の解除
- 第8回 契約と第三者
- 第9回 契約の類型
- 第10回 双務契約総論（1） - 同時履行の抗弁
- 第11回 双務契約総論（2） - 危険負担
- 第12回 権利移転型契約（1） - 売買（1）
- 第13回 権利移転型契約（2） - 売買（2）・交換
- 第14回 権利移転型契約（3） - 贈与
- 第15回 貸借型契約（1） - 賃貸借
- 第16回 貸借型契約（2） - 賃貸借・使用貸借
- 第17回 貸借型契約（3） - 消費貸借
- 第18回 役務提供型契約（その1） - 請負
- 第19回 役務提供型契約（その2） - 雇用・委任・寄託
- 第20回 その他の契約類型 - 組合・和解・終身定期金
- 第21回 債権債務の移転（その1） - 債権譲渡

- 第 22 回 債権債務の移転（その 2） - 債務引受
- 第 23 回 債権の消滅（1） - 弁済・供託・債務免除
- 第 24 回 債権の消滅（2）相殺
- 第 25 回 多数当事者の債権債務関係
- 第 26 回 保証
- 第 27 回 弁済者の求償と代位（1）
- 第 28 回 弁済者の求償と代位（2）
- 第 29 回 債務者の責任財産の保全（1）債権者代位権
- 第 30 回 債務者の責任財産の保全（2）詐害行為取消権

< 授業時間外学習 >

授業中の指示および T K C への掲載により、事前に教科書の該当箇所および判例を指示するので、予習をして参加することが期待される。復習として、授業で用いたレジュメ・教科書・判例集を用いて、自分でアウトプットできるようになるまで知識を定着させることが求められる。

< 教科書・教材 >

1 教科書

潮見佳男『基本講義債権各論〔第 3 版〕』（新世社、2017 年）

潮見佳男『債権総論〔第 5 版〕』（信山社、2018 年）

2 判例集

窪田充見・森田宏樹編『民法判例百選 債権〔第 8 版〕』（有斐閣、2018 年）

3 参考書

・授業の前に、道垣内弘人『リーガルベシス民法入門〔第 2 版〕』（日本経済新聞社、2017 年）または松久三四彦他『オリエンテーション民法』（有斐閣、2018 年）の該当箇所を読んでおくこと。

・その他の参考書については、授業中に案内をする。

< 成績評価の方法 >

平常点および期末に行われる筆記試験の成績によって評価する。評価の 8 割は、筆記試験の成績に基づき、残り 2 割は、授業時の応答や小テスト等を考慮した平常点に基づく。

評価方法の具体的内容、あるいはこれについて修正がある場合には、授業時に教員から説明する。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の 1 つとなる。

< その他 >

オフィスアワーの日は、別途案内する。

科目群	第 1 年次基本科目						
授業科目	民法			単位	2	担当教員	水野 紀子
配当年次		L 1	開講学期	前期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW505J	

<目 的>

本講義では、民法第4編および第5編に規定されている、親族（親族法）および相続（相続法）を扱う。両分野に関する基本事項を習得するとともに、比較的単純な事例に適用する力を身につけることが期待される。従来、日本の家族法学においては、民法の財産法学と比較すると、解釈学より家族のあり方をめぐる価値観や法社会学的評価の相違が論じられることが多かった。しかし本講義では、民法解釈学の基礎について講義したい。家族法は財産法と同様に民法なのであり、まず民法解釈学としての家族法学を身につけてもらいたいからである。とくに相続法は、財産法の応用問題のような解釈論が必要になる民法解釈学の領域である。2単位の時間的制約のなかで可能な限り、これらの解釈論にも触れたい。もっとも、授業時間の制約上、講義で扱う内容は限られるため、受講者各自が十分な予習・復習を行う必要がある。

<達成度>

親族法および相続法の分野の全体構造および基本的ルールを把握し、それを用いた法的議論を展開できるようになるとともに、具体的事例へのアプローチの方法をつかむ。

<授業内容・方法>

授業は、担当教員による基本事項の解説からなる。判例や事例について受講者に回答してもらうこともある。

以下のスケジュールを予定している。

- 1 序 論：1) 家族・家族法とは何か（第1回）
2) 戸籍制度・家事事件処理手続き（第2回）
- 2 親族法：1) 親族（第3回）
2) 婚姻・婚姻の解消（第4回～第6回）
3) 実親子法・養子法（第7回～第8回）
4) 親権法・後見法（第9回）
5) 扶養法（第10回）
- 3 相続法：1) 相続法の構造（第11回）
2) 相続人・相続分・相続の要件など（第12回）
3) 相続の効力（第13回～第14回）
4) 遺言・遺留分（第15回）

<授業時間外学習>

詳細はTKCで周知する。

<教科書・教材>

- 1 教科書
前田陽一ほか『民法 リーガルクエスト（第4版）』（有斐閣、2017年）
- 2 参考書
大村敦志『家族法（第3版）』（有斐閣、2010年）
潮見佳男『詳解相続法』（弘文堂、2018年）
窪田充見『家族法（第3版）』（有斐閣、2017年）

内田貴ほか『民法判例集 親族・相続』（有斐閣、2014年）
水野紀子ほか編『民法判例百選（第2版）』（有斐閣、2018年）
青竹美佳ほか『判例30！民法 親族・相続』（有斐閣、2017年）

<成績評価の方法>

平常点および期末に行われる筆記試験の成績によって評価する。

評価の8割は、筆記試験（学期末に行われるもの）の成績に基づき、残り2割は、授業時の応答や小テストなどを考慮した平常点に基づく。

評価方法の具体的内容、あるいはこれについて修正がある場合には、授業時に教員から説明する。

<その他>

オフィスアワーについては、別途、T K Cなどで周知する。

科目群	第 1 年次基本科目						
授業科目	民法			単位	2	担当教員	鳥山 泰志
配当年次		L 1	開講学期	後期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW506J	

< 目 的 >

本授業は、民法の物権法領域について基本的な思考方法と論理構造を理解し、自らそれらを用いて法的な議論ができる能力を培うことを目的とする。

< 達成度 >

民法の物権法の分野の基本的なルールや考え方について、基礎的な理解を得たうえで、基本的な法解釈論上の問題を含む事案について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法解釈論をその根拠とともに提示し、結論を導くことができるようになる。

< 授業内容・方法 >

受講者は民法の初心者进行を予定するが、短期間で広範な物権総論・担保物権法領域を修得するには、受講者の積極的な予習が不可欠となる。毎回の講義は、あらかじめ教員から指示された範囲について文献を読了した上で受講することが前提とされる。

- 第 1 回 総論
- 第 2 回 物権的請求権
- 第 3 回 物権変動（その 1）
- 第 4 回 物権変動（その 2）
- 第 5 回 物権変動（その 3）
- 第 6 回 所有権
- 第 7 回 占有権
- 第 8 回 用益物権
- 第 9 回 担保物権総論
- 第 10 回 抵当権（その 1）
- 第 11 回 抵当権（その 2）
- 第 12 回 抵当権（その 3）
- 第 13 回 譲渡担保（その 1）
- 第 14 回 譲渡担保（その 2）
- 第 15 回 その他の担保物権

< 授業時間外学習 >

詳細は TKC で周知する。

< 教科書・教材 >

- 1 教科書 淡路剛久他『有斐閣 S シリーズ民法 物権〔第 4 版〕』（有斐閣、2018 年）
- 2 判例教材 水津太郎他『民法 物権 判例 30 ！』（2017 年、有斐閣）

< 成績評価の方法 >

筆記試験及び平常点により評価を行い、それらの平均点を最終成績とする。それぞれの評価は、筆記試験の成績を 80%、授業時の応答や小テスト等を考慮した平常点を 20% として行う。

なお、最終成績が合格点に達しなかった者のうち、満点の 3 割以上の得点の者に対して、再度の試験を実施する。

評価方法の具体的内容、あるいはこれについて修正がある場合には、授業時に教員から説明する。なお、筆記試験の受験資格の有無は、学期ごとの出欠状況を基準に判断されるので、注意されたい。また、成績評価に際しては、上記の＜達成度＞が指標の1 つとなる。

<その他>

オフィスアワーについては、別途、案内する。

科目群	第 1 年次基本科目						
授業科目	刑 法			単位	4	担当教員	成瀬 幸典
配当年次		L 1	開講学期	通年	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW507J	

<目 的>

この講義は、法曹になるために必要不可欠な刑法の基本的な枠組みを理解することを目的としています。刑法の理論的・体系的理解を目指しますが、受講生が、将来、法曹になることを希望していることを踏まえ、実務を意識した実践的な問題にも触れる予定です。なお、「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)：刑法」(いわゆるコアカリ)に記されている各項目を達成することも本講義の目的です。コアカリについては、TKC教育研究支援システム(以下、TKC)にアップロードされているので、事前に入手しておいてください。

<達成度>

刑法に関する基本的な解釈論上の論点について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができるようになること、および、基本的な解釈論上の問題を含む事案について、その解決に必要な事実を抽出・指摘し、自分の結論を基礎づけることができるようになることがこの講義の目標ですので、後述のように、成績評価もこの観点から行います。

<授業内容・方法>

講義は、第1部(前期)と第2部(後期)に分かれます。

第1部では、犯罪の成立に関する一般的な理論である「刑法総論」において論じられている問題を15のテーマに分けて、第2部では、個々の犯罪固有の問題を扱う「刑法各論」の諸問題を15のテーマに分けて扱います。

あらかじめ、「事例・設問」、「必読判例」、「必読文献」等が示された予習課題をTKC上に掲示しますので、それに基づいて予習をして、講義に出席してください。講義では、教員が設問についての解説を行いますが、その際、適宜、学生を指名して発言を求めます。その発言は、成績評価の対象となりますから、十分に予習をして講義に臨んでください。学生の皆さんは、法学未修者ですから、高度な内容の発言が期待されているわけではありません。読むべき文献・判例を読んでいれば、答えられるような質問が行われると考えてください。

具体的な講義の進行予定は以下のとおりです。時間の関係上、講義で取り上げることのできないコアカリの項目については、講義時間内に自習方法について示しますので、各自で自習することが必要です。

【第一部：前期】

- 第1講 刑法の目的と罪刑法定主義
- 第2講 構成要件該当性1—実行行為と危険概念
- 第3講 構成要件該当性2—不作為犯
- 第4講 構成要件該当性3—因果関係
- 第5講 違法性1—違法性の本質と違法性阻却事由
- 第6講 違法性2—正当防衛と緊急避難1
- 第7講 違法性3—正当防衛と緊急避難2
- 第8講 責任1—責任の本質と責任能力
- 第9講 責任2—故意
- 第10講 責任3—過失
- 第11講 未遂犯
- 第12講 正犯と共犯
- 第13講 共同正犯

第 14 講 教唆犯と幫助犯

第 15 講 罪数

【第二部：後期】

第 1 講 個人的法益に対する罪 1 —生命・身体に対する罪 1

第 2 講 個人的法益に対する罪 2 —生命・身体に対する罪 2

第 3 講 個人的法益に対する罪 3 —自由に対する罪

第 4 講 個人的法益に対する罪 4 —名誉・信用に対する罪など

第 5 講 個人的法益に対する罪 5 —財産に対する罪 1

第 6 講 個人的法益に対する罪 6 —財産に対する罪 2

第 7 講 個人的法益に対する罪 7 —財産に対する罪 3

第 8 講 個人的法益に対する罪 8 —財産に対する罪 4

第 9 講 個人的法益に対する罪 9 —財産に対する罪 5

第 10 講 個人的法益に対する罪 10 —財産に対する罪 6

第 11 講 社会的法益に対する罪 1 —公共の平穩に対する罪

第 12 講 社会的法益に対する罪 2 —偽造罪 1

第 13 講 社会的法益に対する罪 3 —偽造罪 2

第 14 講 国家的法益に対する罪 1 —国家の作用に対する罪 1

第 15 講 国家的法益に対する罪 2 —国家の作用に対する罪 2

< 授業時間外学習 >

* 詳細は、講義中又は TKC で個別的に指示します。

< 教科書・教材 >

第 1 部について、基本書は特に指定しませんが、個々の問題に関する判例の立場を確認するために、成瀬幸典＝安田拓人『判例プラクティス刑法 総論』（信山社）を使用します。

第 2 部については、西田典之（橋爪隆補訂）『刑法各論（第 7 版）』（弘文堂）及び成瀬幸典＝安田拓人＝島田聡一郎『判例プラクティス刑法 各論』（信山社）を使用します。

< 成績評価の方法 >

成績の評価は、学期末（前期及び後期の 2 回）に行う筆記試験と講義における発言・態度などを総合的に考慮して行います（筆記試験 80 % 程度、平常点 20 % 程度を予定しています）。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の 1 つとなります。

科目群	第1年次基本科目				
授業科目	商 法		単位	4	担当教員 吉原 和志
配当年次	L 1	開講学期	後期	週間授業回数	2 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW508J	

< 目 的 >

企業組織および企業取引に関する法領域である商法について、その基本的な概念や制度を理解した後、法律家としてその修得が不可欠な分野として特に会社法を中心に学習する。

概念や制度をなぜそれらが存在するのかという理論の根拠から理解するとともに、変動著しい現代の経済社会において商法がどのように運用され、また変容しつつあるかということをたえず意識し、2年次以降の実践的能力養成に必要な基礎的な能力を身に付けることを目標とする。

< 達成度 >

重要な概念・制度・条文について、その内容や趣旨などを理解し説明できるようにする。

短い事例問題について、重要な事実を抽出・分析し、条文や判例をあてはめて結論を導く基礎的な能力を身に付ける。

< 授業内容・方法 >

受講者が予習課題に沿って教科書や関連判例に眼を通し予習してきたことを前提として、重要な問題や論点について、できるだけ具体例を用い、実際の運用に眼を向けながら、説明・検討を加えていく。

商法と呼ばれる法分野には、会社法、商法総則、商行為法・商取引法、手形法・小切手法、保険法・海商法が含まれるが、実務での重要性および時間の制約から、この授業では会社法に全体の4分の3以上の時間を割く予定である。

- [01] 商法の意義 / 商人と商行為
- [02] 会社法総論 ——企業と会社 / 会社の種類
- [03] 会社法総論 ——法人性
- [04] 会社法総則（商法総則） ——商号・使用人
- [05] 会社法総則（商法総則） ——事業譲渡・商業登記
- [06] 株式会社の運営機構 - - 総論
- [07] 機関の構築 / 機関相互間における権限の分配
- [08] 株主の議決権 / 株主総会の招集・議事・決議 / 株主総会決議の瑕疵
- [09] 取締役会と代表取締役
- [10] 取締役と会社との利害調整 - - 競業取引の規制
- [11] 取締役と会社との利害調整 - - 利益相反取引の規制ほか
- [12] 株式会社の監視・監督機構 / 監査役・会計監査人
- [13] 株式会社の監視・監督機構 / 監査役・会計監査人
- [14] 役員等の会社に対する責任 / 代表訴訟
- [15] 役員等の第三者に対する責任
- [16] 株式会社の資金調達 / 株式の種類 / 募集株式の発行等
- [17] 違法な募集株式の発行等に対する救済
- [18] 違法な募集株式の発行等に対する救済
- [19] 新株予約権 / 社債
- [20] 株式譲渡の自由と制限 / 株式譲渡の法律関係
- [21] 会社の設立 / 解散・清算
- [22] 組織再編・企業結合・企業買収 - - 各種組織再編の概要
- [23] 組織再編・企業結合・企業買収 - - 組織再編における株主と債権者の保護

- [24] 組織再編・企業結合・企業買収 - - 組織再編における株主と債権者の保護
- [25] 組織再編・企業結合・企業買収 - - 企業買収
- [26] 会社の計算をめぐる法規制
- [27] 株式単位の調整ほか
- [28] 企業取引と民法・商法——商行為法
- [29] 企業取引の補助者・仲介者 / 物流取引
- [30] 手形・小切手の意義と機能

< 授業時間外学習 >

予習課題は、授業の際にプリントを配付するかまたは TKC 教育支援システムに掲載する。。

授業で学んだことを記憶として定着させるためには、その日のうちに（遅くとも週内に）復習することが重要である。

< 教科書・教材 >

開講時までに指定する。

項目ごとに予習課題を配布するほか、必要に応じ、適宜参考文献を紹介し、関連資料を配布する。

< 成績評価の方法 >

学期末に実施する筆記試験の成績（67 % 程度）および中間試験の成績や授業中における質疑応答の状況（33 % 程度）を勘案して、総合的に評価する。なお、成績評価に際しては、上記の < 達成度 > が指標の 1 つとなる。

科目群	第 1 年次基本科目						
授業科目	民事訴訟法			単位	2	担当教員	坂田 宏
配当年次		L 1	開講学期	後期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW509J	

< 目 的 >

わが国の民事訴訟法の基本的な仕組みを知り、訴えの提起から判決に至るまでの手続過程において問題となる基礎的概念や理論の問題点を理解することを目的とする。

< 達成度 >

民事裁判の手続過程において生じる法解釈論上の基本的問題点について、理論的な把握と、法的根拠に基づいた事案解決を導き出せる能力を培い、その解決に必要な事実を摘示して、自分の結論を基礎づけることができる能力を養成する。

< 授業内容・方法 >

1. 授業内容

授業は、手続を時間軸に沿って説明している山本＝長谷部＝松下『民事訴訟法』（有斐閣アルマ・最新版）に依拠しつつ行う。

2. 授業方法

授業では、受講者が事前に教科書・参考書・判例百選その他の資料を熟読していることを前提として、法学未修者がその内容を正確に理解しうよう、質疑応答をも交えながら講義する。授業後の復習においては、民事訴訟法に関する教科書・参考書・基本書などから必要な情報を各自収集することが期待される。何が信頼に値する資料であるかに関する情報は担当教員の側から随時提供していく。

3. 予定（計 15 回）

民事訴訟の役割・特徴・限界・理念（オリエンテーションを兼ねて）〔10/4〕

民事訴訟法を学ぶにあたって（民事訴訟法を輪切りにする！）〔10/11〕

訴えの提起／訴状の記載事項（1）：訴え・訴えの利益〔10/18〕

訴状の記載事項（2）：民訴法 133 条 2 項（請求の趣旨・原因／当事者）〔10/25〕

訴状の記載事項（3）：当事者適格／法定代理・訴訟代理〔11/1〕

訴状の提出・第 1 回期日の準備（管轄／重複訴訟の禁止／訴状審査・送達）〔11/8〕

口頭弁論／弁論主義（1）〔11/15〕

弁論主義（2）／口頭弁論における当事者の行為〔11/22〕

裁判所による口頭弁論の指揮／口頭弁論の準備〔11/29〕

証拠調べと事実認定（1）：証拠調べ手続〔12/6〕

証拠調べと事実認定（2）：事実認定／判決事項と訴訟要件〔12/13〕

判決の効力（1）〔1/20〕

小テスト＆中間講評〔1/10〕

判決の効力（2）〔1/17〕

訴訟手続の中断＆請求・当事者の変動／上訴の基礎〔1/24〕

後期試験

< 授業時間外学習 >

詳細は TKC で周知する。

<教科書・教材>

教科書は、山本弘＝長谷部由紀子＝松下淳一『民事訴訟法』（有斐閣アルマ・最新版）である。

参考書は、三木浩一＝笠井正俊＝垣内秀介＝菱田雄郷『民事訴訟法』（有斐閣 Legal Quest・最新版）を推奨する。

判例集としては、民事訴訟法判例百選（最新版・有斐閣）や上原ほか『基本判例民事訴訟法』（有斐閣・最新版）がある。

基本書として定評があるものに、新堂幸司『新民事訴訟法』（弘文堂）、伊藤眞『民事訴訟法』（有斐閣）、高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）（下）』（有斐閣）、松本博之＝上野泰男『民事訴訟法』（弘文堂）〔すべて最新版〕などがある。

<成績評価の方法>

定期（後期）試験 90 %、平常点 10 %で評価する。1月初めに行う小テストは平常点の参考とする。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

定例のオフィスアワーのほか、本授業及び「基幹民事訴訟法」の授業後の一定時間に質問等を受け付ける。

科目群	第 1 年次基本科目						
授業科目	刑事訴訟法			単位	2	担当教員	井上 和治
配当年次		L 1	開講学期	後期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW510J	

< 目 的 >

刑事訴訟法の全体をひと通り学習するとともに、個々の問題領域における最も代表的・指導的な判例の検討を通じて、下記の<達成度>に到達することを目的とする。

< 達成度 >

検討を求められる比較的単純な事案につき、当該事案における事実関係を丁寧に整理・分析し、問題となる法的論点を明らかにすることができる。

当該論点に関連する最も代表的・指導的な最高裁判例及び下級審裁判例の内容(事案及び判示の双方)を正確に理解している。

当該事案と関連判例の事案の共通点及び相違点を明らかにし、関連判例の射程が当該事案に及ぶか否かを的確に検討することができる。

関連判例の内容及び射程に関する理解を前提としたうえで、当該事案に適用すべき法規範を的確に選択することができる。

当該事案から個々の具体的事実を抽出・摘示し、それらの事実法規範を的確に適用することにより、合理的・説得的な結論に到達することができる。

< 授業内容・方法 >

講義及び受講者との質疑応答によって授業を進める。レジュメ等の講義資料をTKCを通じて事前配布するので、受講者は、レジュメの末尾に記載された予習案内に従い、教科書の該当部分を読んで問題領域の全体を概観した後、レジュメの設問に(判例集や基礎資料等を読み込みつつ)十分な検討を加えたうえで、授業に臨むことが求められる。

- 第1回 強制捜査と任意捜査
- 第2回 捜査の端緒
- 第3回 逮捕・勾留
- 第4回 逮捕・勾留
- 第5回 被疑者等の取調べ
- 第6回 搜索・差押え
- 第7回 搜索・差押え
- 第8回 接見交通
- 第9回 起訴状の記載
- 第10回 訴因変更
- 第11回 訴因変更
- 第12回 証拠法総論
- 第13回 違法収集証拠排除法則
- 第14回 自白法則
- 第15回 伝聞法則

< 授業時間外学習 >

予習については前記<授業内容・方法>のとおりである。なお、レジュメの末尾に掲記した参考文献は、予習の際に読み込む必要はなく(無論、余裕があれば読み込んでも構わないが)、復習に際して適宜参照すれば足りる。

後掲の教科書のうち、授業で扱う余裕のない部分については、来年度の基幹刑事訴訟法に備え、自分自身で読み込んでおくことが求められる。

<教科書・教材>

- ・教科書 酒巻匡『刑事訴訟法』（有斐閣、2015年）
- ・判例集 井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選（第10版）』（有斐閣、2017年）

教科書又は判例集につき、授業開始の時点において改訂版が刊行されている場合は、改訂版を用いる。

<成績評価の方法>

期末試験（80％）、平常点（授業中の質疑応答の内容等）（20％）による。前記＜達成度＞を重要な指標として成績評価を行う。

欠席は、平常点における減点事由とし（総合成績の10％を限度として減点する）、1回の欠席につき総合成績の5％を減点する。遅刻及び途中退出は欠席として扱う。

<その他>

合格発表に際し、この授業が始まるまでの間に三井誠＝酒巻匡『入門刑事手続法（第7版）』（2017年）に目を通しておくよう指示してあるので、この授業は、受講者が同書に書かれている程度の最低限の基本的知識を有していることを前提に進める。

科目群	第2年次基本科目				
授業科目	行政法		単位	2	担当教員 中原 茂樹
配当年次	L 2	開講学期	前期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW511J	

< 目 的 >

この授業では、行政法総論の基礎を学ぶ。

< 達成度 >

- ・行政法総論の基礎概念および基礎理論を正確に理解できる。
- ・行政法総論に関する法解釈論上の基本的な論点について、問題の所在および所論の基礎にある「考え方」を理解できる。
- ・行政法総論に関連する典型的な紛争事案について、その法的論点を示し、基礎的な知識を用いて、当該論点に関する自分なりの考えをまとめることができる。

< 授業内容・方法 >

1. 行政法の存在理由・行政法の特徴（判例の読み方を含む）（その1）
2. 行政法の存在理由・行政法の特徴（判例の読み方を含む）（その2）
3. 行政と法律との関係——法律による行政の原理（その1）
4. 行政と法律との関係——法律による行政の原理（その2）
5. 行政法の一般原則
6. 行政組織法
7. 行政過程論の骨格
8. 行政処分手続（その1）
9. 行政処分手続（その2）
10. 行政処分手続（その3）
11. 行政裁量（その1）
12. 行政裁量（その2）
13. 行政裁量（その3）
14. 行政立法
15. 行政指導

< 授業時間外学習 >

予習として、下記教科書の設問について解答を考えた上で解説を読み、疑問点をまとめておくこと、および、教科書で言及されている判例について、ケースブックを読んでおくことが求められる。また、復習として、予習時の疑問が授業で解消されたかを確認し、予習時に理解が不十分であった点について定着を図ることが求められる。

<教科書・教材>

教科書として中原茂樹『基本行政法〔第3版〕』（日本評論社、2018年）を、判例教材として稲葉馨ほか編『ケースブック行政法〔第6版〕』（弘文堂、2018年）を用いる。

<参考書>（版は変更される場合がある）

塩野宏『行政法 〔第6版〕』・『行政法 〔第5版補訂版〕』（有斐閣）

小早川光郎『行政法上』・『行政法講義下 下 下』（弘文堂）

宇賀克也『行政法概説 〔第6版〕』・『行政法概説 〔第6版〕』（有斐閣）

芝池義一『行政法総論講義〔第4版補訂版〕』・『行政救済法講義〔第3版〕』（有斐閣）

藤田宙靖『行政法総論』（青林書院）

<成績評価の方法>

期末試験 90 %・平常点 10 %。成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。
成績が50点以上60点未満の者に対しては、再試験を行う。

科目群	基幹科目						
授業科目	基幹憲法			単位	2	担当教員	佐々木 弘通
配当年次		L 2	開講学期	前期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW601J	

< 目 的 >

この授業では、L 1 までに習得した憲法に関する基本的理解を前提としつつ、重要な憲法判例の読解・考察を通じて、憲法解釈論の基礎的な能力を養うことを目的とする。

< 達成度 >

授業で素材とする各憲法判例について、以下 2 点の達成を目指す。第 1 に、事件及び訴訟としての特徴と、判例の論理を、十分に理解すること。第 2 に、判例の論理を憲法理論的な観点から批判的に点検し、ありうる類似の事件で、当該判例を前提としつつ説得力のある憲法解釈論を構成できる力を養うこと。

< 授業内容・方法 >

授業方法：授業は、< 授業時間外学習 > の項目で後述する予習を受講者が十分に行っていることを前提に、教員が発問し、指名された受講者がそれに答え、その応答に基づいて更に議論を行う、という方式で進める。

授業内容：以下のようなスケジュールを予定している。具体的なスケジュールの指示は授業で適宜行う（初回の予習については掲示等の方法で行うので注意すること）。

1. イントロダクション
2. 精神的自由（1）
3. 精神的自由（2）
4. 精神的自由（3）
5. 精神的自由（4）
6. 精神的自由（5）
7. 精神的自由（6）
8. 平等（1）
9. 平等（2）
10. 経済的自由（1）
11. 経済的自由（2）
12. 経済的自由（3）
13. 経済的自由（4）
14. 社会権（1）
15. 社会権（2）

< 授業時間外学習 >

受講者には、毎回の授業の予習として、予め判例教材と教科書の指定部分を精読し、判例読解に際して当然考えるべき諸ポイントについての自分なりの理解を得ていること（わからない点はどこがどのようにわからないかを明確化していること）が求められる。また復習として、授業で初めて判ったことの理解を定着させることが求められる。

< 教科書・教材 >

教科書として、棟居快行・工藤達朗・小山剛編『判例トレーニング憲法』（2018 年、信山社）を使う。また、判例教材を配布する。

<参考書>

穴戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開・第2版』（2014年、日本評論社）を挙げておく。

<成績評価の方法>

期末試験で10割とし、そこから最大で1割までの減点余地と5分までの加点余地を平常点として設けて、成績評価を行う。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

教科書・参考書は、開講時に新版が出ていればそれによる。

科目群	基幹科目						
授業科目	基幹行政法			単位	4	担当教員	中原 茂樹
配当年次		L 2	開講学期	後期	週間授業回数		2 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW602J	

< 目 的 >

この授業では、「行政法」の授業で習得した知識を前提として、判例を素材に、事案の多角的・実践的な分析・検討を行うことにより、行政をめぐる紛争事例が行政法的に見てどのような意味を有するか、また、その合理的な解決のためにどのような手段を用いることが適切かを学ぶ。

< 達成度 >

具体的な事案に関して、個別法の仕組みのもとで、行政活動が違法となるのはどのような場合か（あるいは、行政に関して、国民にどのような権利・義務が生じているか）それを訴訟等で争うにはどうすればよいか（訴訟類型の選択および訴訟要件の検討等）の2点を分析・検討できる基礎的能力を身につける。

< 授業内容・方法 >

以下の項目について、設例を多用した教材を用い、判例を手がかりとしながら、「行政法理論・通則的法律」と「個別法・事案」とを架橋する能力を養成することを目指す。

1. 行政契約
2. 行政計画（処分性については10で扱う）・行政調査
3. 行政上の義務履行確保の手法
4. 情報公開・個人情報保護
5. 行政上の不服申立て
6. 行政訴訟の類型および相互関係（その1）
7. 行政訴訟の類型および相互関係（その2）
8. 取消訴訟の対象（その1）——基本的定式・行政機関相互の行為
9. 取消訴訟の対象（その2）——通知・勧告等（法的効果）
10. 取消訴訟の対象（その3）——一般的行為（具体性）
11. 取消訴訟の対象（その4）——給付に関する決定（公権力性）・まとめ
12. 原告適格（その1）
13. 原告適格（その2）
14. 原告適格（その3）
15. 狭義の訴えの利益・執行停止（その1）
16. 狭義の訴えの利益・執行停止（その2）
17. 練習問題1
18. 練習問題2
19. 取消訴訟の審理・判決
20. 無効等確認訴訟・義務付け訴訟（その1）
21. 義務付け訴訟（その2）
22. 差止訴訟・当事者訴訟（その1）
23. 差止訴訟・当事者訴訟（その2）・住民訴訟
24. 練習問題3
25. 練習問題4
26. 国家賠償法1条（その1）
27. 国家賠償法1条（その2）

- 28．国家賠償法 2 条
- 29．損失補償（その 1）
- 30．損失補償（その 2）

< 授業時間外学習 >

予習として、下記教科書の設問について解答を考えた上で解説を読み、疑問点をまとめておくこと、および、教科書で言及されている判例について、ケースブックを読んでおくことが求められる。また、復習として、予習時の疑問が授業で解消されたかを確認し、予習時に理解が不十分であった点について定着を図ることが求められる。

< 教科書・教材 >

教科書として中原茂樹『基本行政法〔第 3 版〕』（日本評論社、2018 年）を、判例教材として稲葉馨ほか編『ケースブック行政法〔第 6 版〕』（弘文堂、2018 年）を用いる。

< 参考書 >（版は変更される場合がある）

塩野宏『行政法 〔第 6 版〕』・『行政法 〔第 5 版補訂版〕』（有斐閣）
小早川光郎『行政法上』・『行政法講義下 ・下 ・下 』（弘文堂）
宇賀克也『行政法概説 〔第 6 版〕』・『行政法概説 〔第 6 版〕』（有斐閣）
芝池義一『行政法総論講義〔第 4 版補訂版〕』・『行政救済法講義〔第 3 版〕』（有斐閣）
藤田宙靖『行政法総論』（青林書院）

< 成績評価の方法 >

期末試験 90 % ・ 平常点 10 %。成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の 1 つとなる。

科目群	基幹科目						
授業科目	基幹民法			単位	6	担当教員	信濃・渡辺・久保野 ・吉永・鳥山・石綿
配当年次		L 2	開講学期	通年	週間授業回数		前期 1 回 後期 2 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW603J	

< 目 的 >

この授業では、L 1 ないし学部段階において得た主として民法に関する基本的な理解を前提とし、その裁判実務等における具体的適用のあり方を学ぶことを目的とする。

< 達成度 >

L 1 ないし学部段階で得た基本的な知識や理解を基礎とし、私法領域における紛争について、具体的事実を素材として、そこに含まれる法的問題を抽出し、その解決に向けた分析・検討を行った上で結論を導くこと、既存のルールや考え方では解決の困難な問題についても、多角的な考察に取り組む基礎的能力を身に付けること、そして、こうした思考の過程を論理的にかつ的確に表現することができるようになること。

< 授業内容・方法 >

1. 授業内容

民法の重要論点について、具体的に裁判等で適用されることを前提とした上で、更に理解を深め、実践的应用能力を養うために、後掲 3「予定」に掲げた題材に関する事例を用い、各題材につき、問題点を抽出し、分析した上で総合的かつ多角的な検討を行う（ただし、題材によっては事例を用いずに授業の形式を採ることもありうる）。

2. 教育方法

基本的に、事例問題を素材として、担当教員と受講者・クラス全員の間で、双方向・多方向的な質疑応答及び討論を行うかたちで授業を進める。

3. 予定

民法の領域全般にわたる事例演習を行う講義（前期・後期各 2 単位相当：水曜日開講）と、主として不動産取引・登記制度に関わる具体的事例及び関連判例を素材として理論と実務の融合的理解に向けた検討を行う講義（後期 2 単位相当：金曜日開講）の 2 つのパートに分けて実施する。前者は、民法の重要論点について実践的应用能力を養うことを目的とするものであり、後者は、不動産取引を素材として、実体的権利関係、公示手段としての登記制度の実際及びこれらと関連する判例実務の状況を多角的に分析・検討することを通じて、理論と実務との架橋的学習を行うことを目指すものである。具体的には、以下のような講義スケジュールを予定している。

[事例演習（前期・後期各 2 単位相当）]

（前 期）

- （1）ガイダンス・民法判例の学習法・契 約
- （2）動産売買 1（行為能力、契約の取消し・原状回復）
- （3）動産売買 2（売主の担保責任、無権代理・表見代理）
- （4）動産売買 3（契約の解除、損害賠償）
- （5）動産売買 4（継続的供給契約）
- （6）賃貸借 1（賃借権の無断譲渡、信託関係の破壊）
- （7）賃貸借 2（敷金、抵当権と賃貸権）

- (8) 請負 (注文者の報酬支払義務、請負人の担保責任)
- (9) 委任 (委任者及び受任者の権利・義務、委任の終了)
- ・銀行取引・債権回収
- (10) 銀行取引 (約款、預金契約)
- (11) 債権回収 1 (責任財産の保全、債権の準占有者に対する弁済)
- (12) 債権回収 2 (債権の譲渡、消滅時効)
- (13) 債権回収 3 (多数当事者の債権債務、相殺)
- ・総合問題
- (14) 前期総合問題 1
- (15) 前期総合問題 2
- ・中間試験 (前記期末試験)

- (後 期)
- ・不法行為・不当利得
- (1) 不法行為 1 (一般不法行為)
- (2) 不法行為 2 (特殊不法行為 1)
- (3) 不法行為 3 (特殊不法行為 2)
- (4) 不当利得
- ・物権・担保物権
- (5) 物権 1 (不動産物権変動)
- (6) 物権 2 (動産物権変動・占有)
- (7) 物権 3 (所有権)
- (8) 担保物権 1 (抵当権の設定・効力)
- (9) 担保物権 2 (抵当権と利用権)
- (10) 担保物権 3 (動産・債権担保)
- ・家族法
- (11) 家族法 1 (夫婦)
- (12) 家族法 2 (親子)
- (13) 家族法 3 (法定相続、遺言相続)
- (14) 家族法 4 (相続法改正)
- ・総合問題
- (15) 総合問題
- ・期末試験
- [不動産取引・登記制度 (後期 2 単位相当)]
- (1) 不動産登記制度、登記簿の見方、登記請求権 1
- (2) 不動産登記制度、登記簿の見方、登記請求権 2
- (3) 中間省略登記、仮登記、登記と対抗問題 1
- (4) 中間省略登記、仮登記、登記と対抗問題 2
- (5) 不動産売買に関する諸問題 1
- (6) 不動産売買に関する諸問題 2
- (7) 抵当権の担保機能の拡大、賃料に対する物上代位、抵当権者による
抵当不動産の不法占有者の排除の方法 1
- (8) 抵当権の担保機能の拡大、賃料に対する物上代位、抵当権者による
抵当不動産の不法占有者の排除の方法 2
- (9) ~ (15) 重要判例研究 1 ~ 7
- ・以下のような判例を取り扱う予定である。変更の場合には、TKC にて事前に告知する。
最判平成 6 年 2 月 8 日民集 48 巻 2 号 373 頁 (物権的請求権の相手方)
最判昭和 44 年 3 月 28 日民集 23 巻 3 号 699 頁、最判平成 57 年 3 月 12 日民集 36 巻 3 号 349 頁
(抵当権の効力の及ぶ目的物の範囲)
最判平成 13 年 3 月 13 日民集 55 巻 2 号 363 頁、最判平成 10 年 1 月 30 日民集 52 巻 1 号 1 頁、

最判平成 21 年 7 月 3 日民集 63 巻 6 号 1047 頁(抵当権者による物上代位・担保不動産収益執行手続と相殺・債権譲渡)

最判平成 18 年 2 月 23 日民集 60 巻 2 号 546 頁 (民法 94 条 2 項・110 条の類推適用)

最判平成 18 年 10 月 20 日民集 60 巻 8 号 3098 頁、最判平成 6 年 2 月 22 日民集 48 巻 2 号 414 頁(不動産譲渡担保の目的物件の譲渡担保権者による処分)

最判平成 18 年 1 月 17 日民集 60 巻 1 号 27 頁、最判平成 10 年 2 月 13 日民集 52 巻 1 号 65 頁 (不動産所有権及び地役権の時効取得と登記)

最判平成 14 年 6 月 10 日家月 55 巻 1 号 77 頁

(相続させる趣旨の遺言と登記)

・後期試験

< 授業時間外学習 >

あらかじめ提示される事例問題等について、授業で行われる質疑応答及び討論に備えた十分な予習を行う必要がある。

< 教科書・教材 >

原則として、各回に授業で取り上げる事例問題を事前に TKC に掲載又は配布する。教科書は特に指定しないが、授業のなかで随時参考文献を示す。

< 成績評価の方法 >

[事例演習 (前期)]・[事例演習 (後期)]・[不動産取引・登記制度 (後期のみ)] ごとに筆記試験及び平常点により評価を行い、それらの平均点を最終成績とする。それぞれの評価は、筆記試験の成績を 80 %、授業時の応答内容等の平常点を材料として授業にどれくらい効果的に参加したかを 20 % として行う。

成績評価に際しては、上記の < 達成度 > が指標の 1 つとなる。

< その他 >

連絡等には、TKC 教育支援システムを用いる予定である。

オフィス・アワーについては別途案内する。

科目群	基幹科目						
授業科目	基幹刑法			単位	4	担当教員	武内 弘樹 成瀬 幸典
配当年次		L 2	開講学期	通年	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW604J	

< 目 的 >

受講者が、刑法に関する基本的事項について理解していることを前提として、その体系的な知識を具体的な事例に当てはめ、説得的な結論を自分の力で導き出すために必要な能力を高めることを目的とする。

講義では、判例や仮想事例を素材として用い、複雑な事実関係を分析して論点を発見し、法的な争点を構成する、類似した問題に関する判例を比較したり、事案中の事実を変化させたりすることによって判例理論の内容を明確にし、その射程を検討する、その判例理論を前提に、自らの主張を的確な表現で、説得的に展開する、判例の批判的検討によって、あるべき新たなルールを提示する、などの作業を通じて、より実践的な問題解決の訓練を行う。これらの訓練は、刑事裁判実務との有機的なつながりを意識して行われる。理論が、現実の事件解決に当たって、どのように具体化され、機能するのか、研究者と実務家という複数の視点による議論に触れることによって、理解を深めることも、本講義の重要な目的である。

なお、「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案): 刑法」(いわゆるコアカリ)に記されている各項目を達成することも本講義の目的である。コアカリについては、T K C 教育研究支援システム(以下、T K C)にアップロードされているので、事前に入手しておくこと。

< 達成度 >

1 年次あるいは学部段階に学んだ刑法に関する基本的事項について理解していることを前提として、その体系的な知識を具体的な事例に当てはめ、説得的な結論を自分の力で導き出すことができる。

具体的には、複雑な事実関係を分析して論点を発見し、法的な争点を構成することができる、判例等において示された、当該事案に適用すべきルールを的確に選択し、それを精確に表現・展開することができる、事案の解決に必要な事実を当該事案から抽出し、自らの判断の根拠を説得的に提示することができる。

< 授業内容・方法 >

本講義は、受講者が T K C 上に示された予習課題について、十分に検討してくることを前提として、教員が受講者を指名して、その応答に基づいて議論する方式で進める。

いわゆる体系論上の順序を離れて、解釈論及び実務上の重要問題を扱う判例を素材にして、理論的な側面からのみならず、実務的な側面からも立ち入った検討を行う。

本講義で取り扱う予定のテーマは、以下の通りである(以下のものはあくまでも予定であり、変更される可能性もあるので、T K C を随時確認すること)。

なお、時間の関係上、講義で取り上げることのできないコアカリの項目については、講義時間内に自習方法について示すので、各自で自習することが必要である。

【前期】

- 第 1 回 ガイダンス——刑法の判例及び文献に関する調査・読解方法等について
- 第 2 回 実行行為
- 第 3 回 正犯と共犯 1
- 第 4 回 正犯と共犯 2
- 第 5 回 実務における正犯と共犯 1
- 第 6 回 因果関係 1
- 第 7 回 因果関係 2
- 第 8 回 故意と錯誤

- 第 9 回 実務における故意
- 第 10 回 正当防衛 1
- 第 11 回 正当防衛 2
- 第 12 回 実務における正当防衛
- 第 13 回 未遂犯と中止犯
- 第 14 回 事例研究 1
- 第 15 回 事例研究 2

【後期】

- 第 1 回 財産犯 1
- 第 2 回 財産犯 2
- 第 3 回 実務における財産犯 1
- 第 4 回 財産犯 3
- 第 5 回 実務における財産犯 2
- 第 6 回 公共危険犯 1
- 第 7 回 公共危険犯 2
- 第 8 回 実務における公共危険犯
- 第 9 回 公共の信用に対する罪 1
- 第 10 回 公共の信用に対する罪 2
- 第 11 回 実務における公共の信用に対する罪
- 第 12 回 国家的法益に対する罪 1
- 第 13 回 国家的法益に対する罪 2
- 第 14 回 事例研究 3
- 第 15 回 事例研究 4

< 授業時間外学習 >

* 詳細は、講義中又は TKC で個別的に指示する。

< 教科書・教材 >

- ・参考書（しばしば講義中で使用するので、購入することが望ましい）
成瀬幸典＝安田拓人『判例プラクティス刑法 総論』（信山社）
成瀬幸典＝安田拓人＝島田聡一郎『判例プラクティス刑法 各論』（信山社）

< 成績評価の方法 >

学年末試験（40％程度）、総合試験（2回併せて40％程度）及び平常点（20％程度）によることを予定している。成績評価に際しては、上記の＜達成度＞が指標の1つとなる。

科目群	基幹科目					
授業科目	基幹商法			単位	4	担当教員 吉原 和志 森田 果
配当年次		L 2	開講学期	通年	週間授業回数	1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW605J

< 目 的 >

この授業では、L 1 ないし学部段階において得た商法に関する基本的な理解を前提とし、その裁判実務等における具体的適用のあり方を立体的・複合的に学ぶことを目的とする。

< 達成度 >

L 1 ないし学部段階で得た基本的な知識や理解を基礎とし、商法（特に会社法）領域における紛争について、具体的事実を素材として、そこに含まれる法的問題を抽出し、その解決に向けた分析・検討を行った上で結論を導くこと、既存のルールや考え方では解決の困難な問題についても、多角的な考察に取り組む基礎的能力を身に付けること、そして、こうした思考の過程を論理的にかつ的確に表現することができるようになること。

< 授業内容・方法 >

1．授業内容

商法の重要論点について、具体的に裁判等で適用されることを前提とした上で、さらに理解を深め、実践的応用能力を養うことが目的とされる。具体的には、後掲3「予定」に掲げた題材に関する教材を用い、各題材につき、問題点を洗い出して分析したうえで総合的かつ多角的な検討を行う。なお、現実には、既存の法準則を前提とした事前のプランニングが法曹の活動においてきわめて重要な位置を占めるが、これについては、展開・先端科目群における企業法務演習に委ねられる。

2．教育方法

裁判例や事例問題を用いた教材（予習課題）を事前に配布する。各回の授業は、受講者全員が予習してきたことを前提として、原則として担当教員と受講者との質疑応答によって進めていく。したがって、受講者は、予習課題に含まれる法的問題に関する文献に眼を通し、毎回の授業において、具体的な事実に含まれる法的問題を抽出し、その解決に向けた分析・検討を行い、法ルールを適用して妥当な結論を導くこと、その過程を論理的にかつ的確に表現することが求められる。このことを通じて、受講者は、従前の法律知識を、実践に应用可能な「生きた知識」へと変化させることとなる。

3．予定

[前期]

前期は、いわゆるコーポレート・ガバナンスを中心に扱う。

- (1) 株式会社の機関設計
（株式会社の機関設計と機関相互間の権限分配）
- (2)(3) 株主総会・取締役会の議事運営と決議の瑕疵
（取消・無効・不存在の区別と具体例ほか、商法判例の読み方）
- (4)(5) 取締役と会社との利害の対立
（競業取引、利益相反取引、役員報酬ほか）
- (6)(7) 取締役の対会社責任
（経営判断原則、法令違反行為、監視義務と内部統制ほか）
- (8) 対外的業務執行と取引の相手方の保護
（必要な決議を欠く行為、表見代表取締役、権限濫用ほか）
- (9)(10) 株主による監督是正

- (株主代表訴訟、帳簿閲覧権ほか)
- (11)(12) 監査役(会)設置会社・監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社
(各類型の会社の監査監督体制の違い、各類型の会社の設計と運営)
- (13) 会社の設立
(発起人の権限、設立中の会社と開業準備行為ほか)
- (14)(15) 会社の倒産と民事責任
(取締役の対第三者責任、法人格の否認、事業譲渡と商号の続用ほか)

[後期]

後期は、コーポレート・ファイナンスや組織再編を中心に扱う。

- (16)(17) 株式会社の計算・会社財産の分配
(計算書類の内容、剰余金の配当、自己株式ほか)
- (18)(19) エクイティ・ファイナンス
(新株の有利発行と不公正発行、新株発行の無効と不存在ほか)
- (20)(21) オプション・ファイナンス
(新株予約権の意義と内容、新株予約権の発行、新株予約権の価値ほか)
- (22) デット・ファイナンス
(社債と負債、社債の発行、社債の管理ほか)
- (23) 種類株式
(種類株式の法規整、各種の種類株式)
- (24) 株式の流通
(株式の流通と対会社関係、株式の譲渡制限ほか)
- (25)(26)(27)(28) 組織再編
(合併と事業譲渡、各種組織再編手続、企業買収と企業防衛ほか)
- (29) 持分会社
(会社形態の選択、合名会社・合資会社・合同会社ほか)
- (30) 総則・商行為の重要論点
(商業登記、商号・名板貸、企業活動の補助者ほか)

< 授業時間外学習 >

予習課題は、授業の際にプリントを配付するかまたは TKC 教育支援システムに掲載する。

授業で学んだことを記憶として定着させるためには、その日のうちに(遅くとも週内に)復習することが重要である。

< 教科書・教材 >

裁判例や事例を素材とした教材をコピーしてまたは TKC 教育支援システムを通じて配布する。

主要な参考文献については開講時に紹介する。

< 成績評価の方法 >

成績評価は、評価の 70% は筆記試験の成績に基づき、30% は期中の課題レポートの成績や授業時の応答内容等(授業にどれくらい効果的に参加したか)に基づき行う。

以上の基準の修正や評価方法の詳細については、授業時に担当教員から説明する。

なお、成績評価に際しては、前掲の< 達成度 > が指標の 1 つとなる。

< その他 >

連絡等には、TKC 教育支援システムを用いる予定である。

科目群	基幹科目					
授業科目	基幹民事訴訟法		単位	4	担当教員	坂田 宏
配当年次		L 2	開講学期	通年	週間授業回数	1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW606J	

< 目 的 >

この授業では、L 1 ないし学部段階において得た民事訴訟法に関する基本的な理解を前提とし、それらの法律の裁判実務等における具体的適用のあり方を立体的・複合的に学ぶことを目的とする。

< 達成度 >

基幹民事訴訟法（4 単位：前期 2 単位、後期 2 単位）においては、L 1 ないし学部段階において学んだ民事法に関する基本的事項について理解していることを前提として、その体系的な知識を具体的な事例に当てはめ、説得的な結論を自分の力で導き出すために必要な能力（複雑な事実関係を分析して論点を発見し、法的な争点を構成する能力、判例等において示された、当該事案に適用すべきルールを的確に選択し、それを精確に表現・展開する能力、事案の解決に必要な事実を当該事案から抽出し、自らの判断の根拠を説得的に提示する能力など）を養うこと。

< 授業内容・方法 >

1. 授業内容

基幹民事訴訟法においては、民事裁判の具体的な進み方について、L 1 ないし学部段階において得た民事訴訟法に関する基本的な理解を前提とし、これを具体的な事例を題材にあてはめることにより、裁判実務に対応できる能力と深い理解力とを身につけることを目的とする。具体的には『ロースクール民事訴訟法』（第 5 版・有斐閣）を教科書として用いながら、双方向的授業で進めて行く。

2. 教育方法

各回の授業は、基本的に、事例問題をめぐる担当者と受講者との対話によって進行することとなる。したがって、受講者は、事例問題に含まれる法的問題に関する文献を熟読し、毎回の授業において、事例問題について、そこに含まれる法的問題を抽出し、その解決に向けた分析・検討を行った上で結論を導くこと、その過程を論理的にかつ的確に表現することが求められる。このことを通じて、受講者は、従前の法律知識を、実践に应用可能な「生きた知識」へと変化させることとなる。

3. 予定

- (1) オリエンテーション〔判例の読み方その他の伝授〕(4/12)
- (2) 民事訴訟の全体を捉える【1】(4/19)
- (3) 民事訴訟の全体を捉える【2】(4/26)
- (4) 相殺の抗弁と重複訴訟の禁止(5/10)
- (5) 当事者死亡の場合の訴訟の行方(5/17)
- (6) 当事者を認識する手段、当事者を間違えた場合の処置(5/24)
- (7) 集団訴訟(5/31)
- (8) 確認の利益とは(6/7)
- (9) 訴訟要件、訴訟判決(6/14)
- (10) 法律上の争訟と宗教上の問題(6/21)
- (11) 原告の申し立ての拘束力と不利益変更禁止原則(6/28)
- (12) 弁論主義：自白とは(7/5)
- (13) 求釈明とは(7/12)
- (14) 争点証拠整理手続と時機に後れた攻撃防御方法の却下(7/19)

- (15) 事実認定論 (7/26)
中間試験 (前期試験)
- (16) 文書提出命令 (10/1)
- (17) 証拠調べにおける公務秘密 (10/8)
- (18) 一部請求 (10/15)
- (19) 判決効の客観的範囲 (10/22)
- (20) 判決効の基準時 (10/29)
- (21) 判決効の主観的範囲 (11/12)
- (22) 定期金賠償と鑑定 (11/19)
- (23) 複数請求と控訴 (11/26)
- (24) 補助参加と同時審判申出共同訴訟 (12/3)
- (25) 独立当事者参加と債権者代位訴訟 (12/10)
- (26) 訴訟承継 (12/17)
- (27) 医療関係訴訟 (1/24)
- (28) 消費者訴訟 (1/7)
- (29) 離婚訴訟 (1/14)
- (30) 限定承認 (1/21)
定期試験 (後期試験)

< 授業時間外学習 >

詳細は TKC で周知する。

< 教科書・教材 >

民事訴訟法分野については、三木浩一＝山本和彦編『ロースクール民事訴訟法』(最新版、有斐閣)を教科書とする。自学習の参考書としては、三木浩一＝笠井正俊＝垣内秀介＝菱田雄郷『民事訴訟法』(最新版、有斐閣 Legal Quest)を推奨する(その他のものとして、山本弘＝長谷部由起子＝松下淳一著『民事訴訟法』(最新版、有斐閣アルマ)がある。)基本書としては、伊藤眞『民事訴訟法』(最新版、有斐閣)、高橋宏志『重点講義民事訴訟法』上・下(最新版、有斐閣)、松本博之＝上野泰男『民事訴訟法』(最新版、弘文堂)、民事訴訟法判例百選(最新版)を参考書として指定する。

< 成績評価の方法 >

採点基準は、前期試験 45 %、定期試験(後期試験)45 %、平常点 10 %で行う。成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

< その他 >

定例のオフィスアワーのほか、本授業及び「民事訴訟法」(後期)の授業後の一定時間に質問等を受け付ける。

科目群	基幹科目						
授業科目	基幹刑事訴訟法			単位	4	担当教員	井上 和治 武内 弘樹
配当年次		L 2	開講学期	通年	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW607J	

< 目 的 >

受講者が法学既修者として刑事訴訟法の全体をひと通り学習していること、すなわち、一般的な教科書に書かれているレヴェルの内容や『刑事訴訟法判例百選』に収録されているレヴェルの基本判例の大部分を既にひと通り学習していることを前提に、個々の問題領域における理論的・実務的に重要な判例（後掲の『判例教材刑事訴訟法』に収録されているものを中心とする）や仮想的な事例問題の検討を通じて、下記の<達成度>に到達することを目的とする。

< 達成度 >

検討を求められる比較的複雑な事案につき、当該事案における事実関係を丁寧に整理・分析し、問題となる法的論点を明らかにすることができる。

当該論点に関連する主要な最高裁判例及び下級審裁判例の内容（事案及び判示の双方）を正確に理解している。

当該事案と関連判例の事案の共通点及び相違点を明らかにし、関連判例の射程が当該事案に及ぶか否かを的確に検討することができる。

関連判例の内容及び射程に関する理解を前提としたうえで、当該事案に適用すべき法規範を的確に選択することができる。

当該事案から個々の具体的事実を抽出・摘示し、それらの事実法規範を的確に適用することにより、合理的・説得的な結論に到達することができる。

< 授業内容・方法 >

講義及び受講者との質疑応答によって授業を進める。レジュメ等の講義資料をTKCを通じて事前配布するので、受講者は、レジュメの末尾に記載された予習案内に従い、教科書の該当部分を読んで問題領域の全体を（ゼロから学習するのではなく、あくまでも）復習した後、レジュメの設問に（判例集や基礎資料等を読み込みつつ）十分な検討を加えたうえで、授業に臨むことが求められる。

〔前期〕

第 1 回 強制捜査と任意捜査（判例の読み方に関する説明を含む）

第 2 回 捜査の端緒

第 3 回 被疑者等の取調べ

第 4 回 逮捕・勾留

第 5 回 逮捕・勾留

第 6 回 逮捕・勾留

第 7 回 捜索・差押え

第 8 回 捜索・差押え

第 9 回 捜索・差押え

第 10 回 通信・会話の傍受

第 11 回 おとり捜査

第 12 回 接見交通

第 13 回 訴因の特定

第 14 回 訴因変更

第 15 回 訴因変更

〔後期〕

- 第 1 回 類似事実による立証
- 第 2 回 排除法則
- 第 3 回 排除法則
- 第 4 回 自白法則
- 第 5 回 自白法則
- 第 6 回 伝聞法則
- 第 7 回 伝聞法則
- 第 8 回 事例演習
- 第 9 回 伝聞例外
- 第 10 回 伝聞例外
- 第 11 回 事例演習
- 第 12 回 伝聞例外
- 第 13 回 伝聞例外
- 第 14 回 伝聞例外
- 第 15 回 択一的認定

< 授業時間外学習 >

予習については前記< 授業内容・方法 >のとおりである。なお、レジメの末尾に掲記した参考文献は、予習の際に読み込む必要はなく(無論、余裕があれば読み込んでも構わないが)、復習に際して適宜参照すれば足りる。

< 教科書・教材 >

- ・教科書 酒巻匡『刑事訴訟法』(有斐閣、2015 年)
- ・判例集 三井誠編『判例教材刑事訴訟法(第 5 版)』(東大出版会、2015 年)
- ・参考書 川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〕』(立花書房、2016 年)
川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔公訴提起・公判・裁判篇〕』(立花書房、2018 年)
古江頼隆『事例演習刑事訴訟法(第 2 版)』(有斐閣、2015 年)

教科書又は判例集につき、授業開始の時点において改訂版が刊行されている場合は、改訂版を用いる。

< 成績評価の方法 >

前期期末試験 40 %、後期期末試験 50 %、平常点(授業中の質疑応答の内容等)10 %による。前記< 達成度 >を重要な指標として成績評価を行う。

欠席は、平常点における減点事由とし、1 回の欠席につき総合成績の 5 %を減点する。遅刻及び途中退出は欠席として扱う。

< その他 >

科目群	応用基幹科目				
授業科目	応用憲法		単位	2	担当教員 中林 暁生
配当年次	L 3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW608J	

< 目 的 >

第 2 年次までに修得した憲法に関する知識・思考法・法技術を応用する能力の養成を目的とする。

< 達成度 >

具体的な事案につき、その事案における憲法上の問題を抽出し、その問題についての憲法上の主張を具体的に組み立て、さらにその憲法上の主張を多角的に検討する能力を修得する。

< 授業内容・方法 >

受講生が、事前に TKC 上に掲示された課題についての検討を行っていることを前提として、双方向形式またはディベート形式で授業を進めていく。

ちなみに、受講生は憲法に関する基本的知識をすでに修得していることを前提としているので、この授業においていわゆる「論点」を網羅的に採り上げることは予定していない。

< 授業時間外学習 >

詳細は TKC で周知する。

< 教科書・教材 >

教員の方で用意する。

参考書

木下昌彦 編集代表『精読憲法判例——人権編』（弘文堂、2018 年）

木村草太『憲法の急所——権利論を組み立てる 第 2 版』（羽鳥書店、2017 年）

駒村圭吾『憲法訴訟の現代的転回——憲法的論証を求めて』（日本評論社、2013 年）

小山剛『憲法上の権利の作法〔第 3 版〕』（尚学社、2016 年）

穴戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開〔第 2 版〕』（日本評論社、2014 年）

高橋和之『体系 憲法訴訟』（有斐閣、2017 年）

戸松秀典『憲法訴訟〔第 2 版〕』（有斐閣、2008 年）

< 成績評価の方法 >

定期試験（60 %）および平常点（40 %）によって評価する。

< その他 >

参加者数は 15 名程度とする。多くの履修希望者がいる場合には、半分を第 2 年次における基幹憲法の成績により選抜し、残り半分を第 2 年次における基幹科目の単位加重平均点により選抜する。

科目群	応用基幹科目					
授業科目	応用行政法		単位	2	担当教員	中原 茂樹
配当年次		L 3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW609J	

< 目 的 >

この授業は、行政法の事例問題を検討することを通じて、「基幹行政法」で身につけた基礎知識を具体的な事案に応用する能力を養うことを目的とする。

< 達成度 >

2 年次に修得した具体的事案および個別法を分析する基礎的能力を前提として、より多様な事案および個別法につき、行政活動が違法となるのはどのような場合か(あるいは、行政に関して、国民にどのような権利・義務が生じているか)、それを訴訟で争うにはどうすればよいか(訴訟類型の選択および訴訟要件の検討) の 2 点を多角的に分析・検討できる応用的能力を身につける。

< 授業内容・方法 >

下記の教科書に掲載されている事例問題を検討する。受講者が予習してきていることを前提に、質疑応答および討論を中心とした授業とする。

< 授業時間外学習 >

予習として、指示された設問について解答を考え、疑問点をまとめておくことが求められる。また、復習として、予習時の疑問が授業で解消されたかを確認し、予習時に理解が不十分であった点について定着を図ることが求められる。

< 教科書・参考書・教材 >

曽和俊文ほか編『事例研究行政法〔第 3 版〕』(日本評論社、2 0 1 6 年)を教科書として用いる。

< 成績評価の方法 >

定期(期末)試験を中心に、授業中の質疑応答等による平常点を加味して評価する。定期試験の結果が 9 割、その他が 1 割を予定している。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の 1 つとなる。

< その他 >

受講希望者が 3 0 名程度を超える場合には、基幹行政法の成績を基準として、選考を行う。

科目群	応用基幹科目						
授業科目	応用民法			単位	2	担当教員	久保野 恵美子
配当年次		L 3	開講学期	後期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW610J	

< 目 的 >

L 2 までの民法の学修事項を「事例の解決」という観点から簡潔に復習しつつ、法的議論の構築・表現方法を確認するとともに、複雑な事例を整理して法的問題を抽出し、それに対して適切・説得的な解決を与えるために民法の基礎理論を使いこなす能力を培うことを目指す。

< 達成度 >

L 2 までに修得した民法に関する基本的知識を応用することにより、具体的事案から解釈論上の問題を発見して説得的な議論を展開し、かつ事案から重要な事実を抽出して妥当な結論を提示できるようになる。

< 授業内容・方法 >

解説付きの演習書等から比較的基本的な事例問題を題材として取り上げ、個々の分野・論点に関する問題演習を行い、法的な議論構築・文章表現の方法を確認、修得、改善していく。

全員が毎回、指定された具体的事例・課題につき予習として十分な解答を準備し、
各回につき受講者数名を担当者として指定し、指定された受講者は、前もって解答の道筋を記したレジュメ（及び解答案）を担当教員に E-mail で送付し、
各回の授業では、指定された受講者がレジュメを基に報告を行い、論点の選択や事実の抽出、法的な議論の展開の適否について、参加者間で討議を行い、担当教員がまとめを行う。

以下のスケジュールを予定している。

- 第 1 回 ガイダンス、事例の解決についてのポイント
- 第 2 回 問題演習 - 民法総則関連
- 第 3 回 問題演習 - 民法総則関連
- 第 4 回 問題演習 - 物権法関連
- 第 5 回 問題演習 - 担保物権法関連
- 第 6 回 問題演習 - 担保物権法関連
- 第 7 回 問題演習 - 債権総論関連
- 第 8 回 問題演習 - 契約総論関連
- 第 9 回 問題演習 - 契約各論関連
- 第 10 回 問題演習 - 不法行為関連
- 第 11 回 問題演習 - 不法行為関連
- 第 12 回 問題演習 - 親族法関連
- 第 13 回 問題演習 - 親族法関連
- 第 14 回 問題演習 - 相続法関連
- 第 15 回 問題演習 - 相続法関連

< 授業時間外学習 >

詳細は T K C で周知する。

<教科書・教材>

1 教材 適宜配布する。

2 参考書

各自、自分が普段使っている教科書・体系書を適宜持参すること。

<成績評価の方法>

平常点(30%)及び筆記試験(70%)により成績評価を行う予定である。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

履修希望者が14名を超えた場合には選抜を実施する。選抜の際は、基幹民法の成績が上位15%より下である者が優先される。オフィス・アワーについては、別途案内する。

科目群	応用基幹科目						
授業科目	応用刑法			単位	2	担当教員	松澤 伸
配当年次		L 3	開講学期	後期	週間授業回数		隔週 2 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW611J	

< 目 的 >

事例問題の検討を通じて、具体的事案を的確に処理するために必要な刑法理論に関する知識、論理的思考力、法解釈・運用能力の修得を目指す。

< 達成度 >

L 2 までに修得した基本的知識を前提に具体的事案に分析を加え、法的な問題点を検出し、それについて説得的な一般論を展開するとともに、重要な事実を抽出し、これを適切に評価して一般論にあてはめることで、説得的な結論を提示できるようになる。

< 授業内容・方法 >

講義は事例演習の形式で行う。指定された問題について予め十分な解答を作成することが、各回の担当者を含めた受講者「全員」に求められる。具体的には、解釈論上の問題点とそれに関する判例及び学説の状況、最終的な結論に至る論述の筋道について、それぞれ正確に述べることができる程度の準備が要求される。

以下の要領で進行する予定である。

〔講義前〕各コマ 1 問の事例問題を取り上げ、担当者を割り当てる（割当ては TKC にて告知する）。各回の担当者は十分な解答案を作成し、これを「授業日 1 週間前の金曜日正午」までに担当教員及び受講者全員に電子メールにて配布する。他の受講者は自己の作成した解答案と比較しながらこれを批判的に検討しておく。

〔講義の進行〕担当者が配布された解答案について補足的な説明を行った後、当該事例問題について受講者全員で議論する。教員は報告者以外の受講者にも必ず発言を求める。

〔取り扱う事例と各回の予定〕TKC にて告知する。担当事例については、履修登録者の学籍番号を基本にして機械的に割り振ったうえで、事前に TKC にて告知する。履修予定者は開講前に適宜 TKC を確認すること。

< 授業時間外学習 >

詳細は TKC にて告知する。

< 教科書・教材 >

井田＝佐伯＝橋爪＝安田『刑法事例演習教材〔第 2 版〕』（有斐閣、2014 年）を教材として使用する。履修者は初回の授業までに購入すること。そのほかの追加教材については追って指示する。

< 成績評価の方法 >

平常点（40％）と筆記試験（60％）により成績を評価する。評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の 1 つとなる。

< その他 >

- ・履修者は 13 名程度が適切であると考えているので、履修希望者がそれを大幅に超えた場合は L 2 基幹刑法の成績による選抜を行うことがある。
- ・初回講義の準備等については、TKC において具体的な指示を行う予定である。履修予定者は注意されたい。

科目群	応用基幹科目				
授業科目	応用商法 Applied Commercial Law	単位	2	担当教員	得津 晶 Akira Tokutsu
配当年次	L 3	開講学期	後期 Fall	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW612J	

< 目 的 >

1. 授業の目的

1 年次・2 年次で学んだことを踏まえ、基礎的な事項の知識・理解を確認しながら、具体的な事例を分析し、法的な問題点を整理・検討した上で、口頭で and/or 文章で論理的に議論を展開し表現する能力を磨くことを目的とする。

2. 授業の概要

授業では、各回 1 問の長文の事例問題の検討を行う。

[Aim]

1. The Aim of this Class

Basing on the knowledge taught in L1 and L2 classes, the aim of this class is (1) to confirm fundamental knowledge and understanding about commercial law, (2) to analyze the specific cases from legal perspectives, and (3) to improve the ability to express orally and in writing.

2. The Outline of this Class

Analyzing one long-form case per one class.

< 達成度 >

学習の到達目標：具体的な事例を分析し、法的な問題点を整理・検討するとともに、論理的に議論を展開し表現する能力をより向上させる。

[Achievement]

To Improve abilities to analyze specific cases and legal issues and to discuss and express them logically.

< 授業内容・方法 >

1. 授業の内容・方法

教材として指定する『事例で考える会社法〔第 2 版〕』もしくは実務法曹にふさわしい能力の有無の検定のために公的機関が作成した問題を用いて、事例問題演習を行なう。

[授業前の準備]

各回、1 問の事例問題を取り上げ、1 ～ 2 人の報告者を割り当てる。報告者は、解答文案を作成し、事前に（水曜日の授業の 2 日前である月曜日夕方までに）担当教員にメールで送付するものとする。担当教員は、月曜日のうちに T K C 教育支援システム上に解答文案を掲載する。

参加者は、各自、事例問題を自分なりに考えてみた上で、解答文案に眼を通し、問題点や疑問点をまとめて授業に臨むものとする。

[授業の進行]

授業は、報告者による補足的な説明の後（全員が問題文やレジュメ・解答文案に眼を通してきていることを前提とするので、詳細な報告は求めない）、参加者による質疑応答や議論を中心に進める。

2. 授業の進度予定

第 1 回 事例 7

第 2 回 事例 8

第 3 回 事例 9

第 4 回 事例 10

第 5 回 事例 11

- 第 6 回 事例 1 2
- 第 7 回 事例 1 3
- 第 8 回 事例 1 4
- 第 9 回 事例 1 5
- 第 10 回 事例 1 6
- 第 11 回 事例 1 7
- 第 12 回 事例 1 8
- 第 13 回 事例 1 9
- 第 14 回 事例 2 0
- 第 15 回 事例 2 1

教材の編集方針に従い(「本書の使い方」参照)。事例問題分析の予断を排除するため、あえて項目は記さない。

TKC で再度周知するまでは、変更の可能性がある。

[Contents and Ways]

1. Contents and Ways of this class

Analyzing the specific case problems from the designated textbook, JIREI DE KANGAERU KAISHAHO, 2ND ed., or some examinations designed by official institutions to test the abilities of legal professions.

[Prep before the class]

The instructor designates one or two students as reporters per one class to solve a specific case problem. Reporters should make the answers and submit them to the instructor by Monday evening, two days before the class on Wednesday. The instructor is going to upload answers on TKC website.

The other students should analyze the case, check the answers by reporters, and wrap up questions.

[How to proceed]

In classes, students, mainly, discuss each other and make question and answer, after the complementary explanation by the instructor. Instructor is not going to make it in detail, because all students are supposed to check the cases, textbooks, and answers by reporters.

2. Schedule of this class

Class1: Case 2

Class 2: Case 3

Class 3: Case 4

Class 4: Case 5

Class 5: Case 6

Class 6: Case 9

Class 7: Case 11

Class 8: Case 13

Class 9: Case 15

Class 10: Case 14

Class 11: Case 12

Class 12: Case 20

Class 13: Case 24

Class 14: Case 23

Class 15: Case 25

- According to the editing policy of the textbook, this syllabus does not show the specific contents to exclude prejudices by students.
- This plan might be changed before the re-disclosure on TKC.

< 授業時間外学習 >

予習：報告者は解答を作成することが求められる。それ以外の受講生も課題に目を通し分析することが求められる。そのほか、基礎が身につけていない者は問題に関連する基礎知識について下記参考書やコア・カリキュラム等を用いて確認することが求められる。

復習：この授業は事例問題演習であるため、事前の予習が中心となる。復習は、どのような書き方をすればより伝わるのかを分析すればよい。ただし、基本知識の習得が不十分な受講生は、授業後に、再度、コア・カリキュラム等の確認が求められる。

詳細はTKCで周知する。

[Learning out of classes] The instructor is going to tell details in TKC.

- Prep: Reporters should make answers. The other students should check and analyze the case. If some have not learned the fundamental knowledge, they should check them by the books designated below or Core Curriculum.
- Review: Students should focus prep, because this class requires students to analyze specific cases. In the process of review, it is enough for them to analyze how to communicate more effectively. If students do not have enough understandings about fundamental knowledge, they should confirm them with Core Curriculum.

< 教科書・教材 >

教科書：伊藤靖史ほか『事例で考える会社法〔第2版〕』（有斐閣・2015年）

参考書：江頭憲治郎『株式会社法〔第7版〕』（有斐閣・2017年）

田中亘『会社法〔第2版〕』（東京大学出版会・2018年）

伊藤靖史ほか『リーガルクエスト会社法〔第4版〕』（有斐閣・2018年）

高橋美加ほか『会社法〔第2版〕』（弘文堂・2018年）

落合誠一ほか『会社法 Visual Materials』（有斐閣・2011年）

山下友信＝神田秀樹『商法判例集〔第7版〕』（有斐閣・2017年）

岩原紳作＝神作裕之＝神田秀樹『会社法判例百選〔第3版〕』（有斐閣・2016年）

教材は新たな教材が出版される場合等には変更することがあるので、直前の掲示を確認のこと

参考書の中にある概説書・体系書・判例集はあくまで例示であり、L2までの学習で利用してきたものを継続して利用すればよい。

項目ごとに予習課題として法科大学院共通の到達目標（コア・カリキュラム）第二次案修正案を使用する。コア・カリキュラムはウェブサイトにあるので各自ダウンロードしておくこと。

法科大学院協会 HP： <http://www.lskyokai.jp/info/info20101018.html>

商法（第二次案修正案）： <http://www.lskyokai.jp/info/20101018/6.pdf>

[Textbooks and Materials]

Textbook: Yasushi Ito et al., Jirei de kangaeru Kaishaho 2nd ed., Yuhikaku, 2015

Reference: Kenjiro Egashira, Kabushikigaishaho 7th ed., Yuhikaku, 2017

Wataru Tanaka, Kaishaho 2nd ed., Tokyodaigaku shuppankai, 2018

Yasushi Ito, et al., Legal Quest Kaishaho 4th ed., Yuhikaku, 2018

Mika Takahashi, et al., Corporate Law 2nd ed., Kobundo 2018

Ochiai Seiichi, et al., Kaishaho Visual Materials, Yuhikaku, 2011

Tomonobu Yamashita and Hideki Kanda eds., Shoho Hanreishu 7th ed., Yuhikaku, 2017

Shinsaku Iwahara et al. eds., Kaishaho Hanrei Hyakusen 3rd ed., Yuhikaku 2016

- In cases to publish new edition, the textbook will be changed. Would you check the notice on TKC?
- The list of reference is just examples. Students might use any books used by themselves.
- In class, instructor makes questions from Core Curriculum. It is available below, <http://www.lskyokai.jp/info/20101018/6.pdf>

< 成績評価の方法 >

成績は、報告者としての報告内容・解答例、討論への参加状況、期末の筆記試験をそれぞれ3分

の1ずつ勘案して総合的に評価する。

成績評価に際しては、上記の＜達成度＞が指標の1つとなる。

[Evaluation]

Students Evaluation is made equally (with one-third) based on (1) answers and reports by reporters. (2) participation in class discussion, and (3) the final examination. Evaluation is made based on [achievement] noted above.

<その他>

参加者数は最大28人とする。履修希望者が28人を超えた場合にはL2基幹商法の成績によって選考を行なう。

[Miscellaneous]

This class is done just in Japanese. The maximum of students enroll is 28. If more than 28 students applies, the instructor should chose 28 based on the record of L2 Fundamental Commercial Law.

科目群	応用基幹科目					
授業科目	応用民事訴訟法		単位	2	担当教員	坂田 宏
配当年次		L 3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW613J	

< 目 的 >

L1「民事訴訟法」、L2「基幹民事訴訟法」などを通じて身につけた知識を確実なものとするとともに、それを実際の訴訟の過程で生じる問題の解決のために適切に利用できるようになることが本授業の目的である。

< 達成度 >

民事訴訟法の条文および解釈上用いられる概念につき、その存在意義に立ちかえった説明ができる。
体系書または教科書で用いられる典型事例や判例の事案と微妙に異なる事案についても、条文や解釈上用いられる概念の、その趣旨を踏まえた上での柔軟な活用によって、一定の合理性を保った解決を示すことができる。

< 授業内容・方法 >

民事訴訟法（判決手続）に関する知見による解決が求められる、比較的簡素な事例演習問題を題材とする。事例演習問題は、遠藤賢治・後掲書から適宜選択する。

授業は、各回の担当者が作成した事例演習問題に対する回答メモの内容をめぐって参加者全員で議論することにより、進められる（各回の担当者の人数は履修者数に依存する）。回答メモの内容は、授業の数日前には参加者全員に開示することを予定しているので、担当者以外の参加者も事前に回答メモについて入念な検討をすることが期待される。

< 授業時間外学習 >

詳細は TKC で周知する。

< 教科書・教材 >

遠藤賢治『事例演習民事訴訟法（第3版）』（有斐閣、2013年）を毎回持参するほか、自分が日常使っている民事訴訟法の体系書または教科書および判例集があれば持参することが望ましい。

< 成績評価の方法 >

担当した回の回答メモおよび質疑の内容並びに担当回以外の回における議論での貢献度等に基づく平常点を20%、期末試験の成績を80%として評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

< その他 >

念のためではあるが、履修希望者が25名を超えた場合には選抜を実施する。
定例のオフィスアワーのほか、本授業後の一定時間に質問等を受け付ける。

科目群	応用基幹科目						
授業科目	応用刑事訴訟法			単位	2	担当教員	井上 和治
配当年次		L 3	開講学期	後期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW614J	

< 目 的 >

応用的・発展的な事例問題に関する検討を通じて、下記の<達成度>に到達することを目的とする。

< 達成度 >

検討を求められる応用的・発展的な事案につき、当該事案における事実関係を丁寧に整理・分析し、問題となる法的論点を明らかにすることができる。

当該論点に関連する主要な最高裁判例及び下級審裁判例の内容(事案及び判示の双方)を正確に理解している。

当該事案と関連判例の事案の共通点及び相違点を明らかにし、関連判例の射程が当該事案に及ぶか否かを的確に検討することができる。

関連判例の内容及び射程に関する理解を前提としたうえで、当該事案に適用すべき法規範を的確に選択することができる。

当該事案から個々の具体的事実を抽出・摘示し、それらの事実法規範を的確に適用することにより、合理的・説得的な結論に到達することができる。

< 授業内容・方法 >

各回につき、1つの事例問題を検討する。1つの事例問題につき、1名の報告者を決定する。各々の報告者は、割り当てられた事例問題につき、十分な時間をかけて詳細な答案を作成し、報告担当回の前週の木曜午後5時までに、これを担当教員に提出し、担当教員は、これをTKCを通じて受講者全員に配布する。各回では、報告者が事前に提出した答案の内容につき、全員で検討する。

各回の事例問題については、TKCを通じて告知する。

< 授業時間外学習 >

授業中に指示する。

< 教科書・教材 >

- ・教科書 酒巻匡『刑事訴訟法』(有斐閣、2015年)
- ・判例集 三井誠編『判例教材刑事訴訟法(第5版)』(東大出版会、2015年)
- ・参考書 川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〕』(立花書房、2016年)
- 川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔公訴提起・公判・裁判篇〕』(立花書房、2018年)
- 古江頼隆『事例演習刑事訴訟法(第2版)』(有斐閣、2015年)

教科書又は判例集につき、授業開始の時点において改訂版が刊行されている場合は、改訂版を用いる。

< 成績評価の方法 >

成績は、⑦報告担当者としての報告内容(40%) ①報告担当回以外の回における議論への貢献度(20%)

⑨期末試験(40%)による。前記<達成度>を重要な指標として成績評価を行う。

報告者として報告を課されている回に欠席した場合は、前記 ⑦の評価にあたり減点する。報告者として報告を課されている回以外の回に欠席した場合は、前記 ①の評価にあたり減点する。遅刻及び途中退席は欠席として扱う。

<その他>

履修者は最大 6 名とする。履修希望者が 6 名を超える場合は、基幹刑事訴訟法の成績等に基づき選考を行う。

電子メールのやりとりには、必ず、東北大学が発行する公式のメール・アカウントを用いること（私的なメール・アカウントを用いてはならない）。

科目群	実務基礎科目						
授業科目	法曹倫理			単位	2	担当教員	官澤・本條・武内
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW615J	

< 目 的 >

この講義の目的は、プロフェッションとしての法曹の役割と倫理について講義と事例研究により深く理解し、法曹としての責任感・倫理感を養うことに置かれている。裁判官・検察官・弁護士に共通する役割・倫理を検討するとともに、裁判官・検察官・弁護士に特有の役割・倫理についても検討する。単純には割り切れない事例を検討することにより、法曹の役割と倫理を深く考える機会を提供する。

< 達成度 >

法曹としての役割・責任・倫理の基本を理解し、具体的事例において倫理的問題点に気付くことができる。

< 授業内容・方法 >

基本的な事項について講義を行った上、事例問題について討議等を行い、法曹の役割と倫理について理解を深めるように講義を進める。

学生は、授業時間における討議等に備え、課外時間における予習復習等の周到的準備作業を行うことが要求される。

具体的な授業の流れは以下の通りである。

- 1 弁護士倫理 (1)----- 弁護士の職責と倫理
- 2 弁護士倫理 (2)----- 事例研究：依頼者との関係…職務を行い得ない事件等
- 3 弁護士倫理 (3)----- 事例研究：依頼者との関係…守秘義務等
- 4 弁護士倫理 (4)----- 事例研究：依頼者との関係…金銭関係等
- 5 弁護士倫理 (5)----- 事例研究：真実義務、刑事弁護の倫理等
- 6 弁護士倫理 (6)----- 事例研究：他の弁護士や裁判所との倫理
- 7 弁護士倫理 (7)----- 事例研究：事務所の弁護士間等の諸問題等
- 8 弁護士倫理 (8)----- 事例研究：公益的活動、組織内弁護士の特殊問題等
- 9 弁護士倫理 (9)----- 事例研究：裁判での倫理等
- 10 弁護士倫理 (10)・裁判官倫理 (1)----- 裁判事例を法曹三者の立場から検討
- 11 裁判官倫理 (2)----- 裁判官職務論 (1)
- 12 裁判官倫理 (3)----- 裁判官職務論 (2)
- 13 裁判官倫理 (4)----- 裁判官職務論 (3)
- 14 検察官倫理 (1)----- 検察官職務論 (1)
- 15 検察官倫理 (2)----- 検察官職務論 (2)

< 授業時間外学習 >

各回の事前準備事項等は、必要に応じて、書面やＴＫＣ等で周知する予定であるので、それらを予習してきて欲しい。

< 教科書・教材 >

参考文献・資料は授業のなかで指定・配布する。

<成績評価の方法>

成績評価は、期末試験が7割、平常成績が3割の割合で実施する予定である。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

担当の教員の都合等によって、授業の曜限や順序が変わる可能性がある。

科目群	実務基礎科目						
授業科目	民事要件事実基礎			単位	2	担当教員	西岡 慶記
配当年次		L 2、3	開講学期	通年	週間授業回数		概ね 2 週に 1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW616J	

< 目 的 >

民事訴訟は、民事実体法上の権利義務の存否を国家が公権的に確定して宣言することにより私人間の紛争を解決する手続であるが、そこでは、実務上、要件事実が重要な機能を果たしている。

すなわち、裁判所は、要件事実の存否に基づき権利義務の存否を判断することになるので、証拠調べは、最終的な立証の目標を要件事実の存否として実施されるし、その前提としての争点整理も、要件事実との関係で何が証明を要する事実であるかを確定する作業となる。このように、裁判所は、常に要件事実を念頭において審理判断することになるから、当事者による訴訟活動及びその前提としての提訴準備活動も、要件事実を踏まえて的確に遂行される必要があり、実務家にとって、要件事実の理解は不可欠である。

本講義では、要件事実の意義や機能に係る一般的かつ基礎的な事項につき確認した上で、典型的な訴訟類型における要件事実について検討し、また、具体的な事例を用いた課題等も取り扱いつつ、要件事実が民事訴訟において果たす役割を考察することなどによって、要件事実の意義や機能についての理解を涵養し、実務家として必要となる知識や思考能力を養うことを目的とする。併せて、訴訟運営、事実認定その他の民事裁判実務一般も視野におき、要件事実以外的事实、すなわち、間接事実等(いわゆる事情を含む。)の訴訟上の機能の理解を深めることも目指すものとする。

< 達成度 >

要件事実及びその理解の前提となる基礎的事項(訴訟物、攻撃防御方法、主要事実及び間接事実並びに認否等)について、それらの意義や機能を、民事訴訟法の規定等も踏まえ、的確に説明することができる。典型的な訴訟類型について、民事実体法の理解を踏まえ、要件事実の観点から、当事者の主張を分析して整理し、その理由についても説明することができる。争点の把握、事実認定の構造及び証拠に関する基礎的事項につき説明することができる。

< 授業内容・方法 >

講義は、実務家(裁判官)教員により、主として判例・実務における理解に基づき実施する。

受講生の教科書及び教材に基づく予習を前提とした双方向性のものとし、適時にレポート提出と講評を実施する予定である(なお、検討を求められる課題等は、積極的な自学自習を前提としたものである。)

具体的な講義日と講義内容は、TKC等により連絡する。

< 授業時間外学習 >

予習内容等の詳細については、TKC等において周知する。

< 教科書・教材 >

・ 教科書

「新問題研究 要件事実」(法曹会)

「改訂 紛争類型別の要件事実」(法曹会)

・ その他の教材

「4訂 民事訴訟第一審手続の解説 事件記録に基づいて」(法曹会)

<成績評価の方法>

試験(中間試験(前期試験)も実施する予定である。)の成績のほか、講義中の発言や課題に対するレポート等の評価に係る平常成績を総合的に考慮するが、要件事実の基本的な知識と思考能力が身に付いているかに評価の重点をおき、期末試験(後期試験)の成績、中間試験の成績及びその余の平常成績の比重は、3対1対1とする予定である。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

科目群	実務基礎科目				
授業科目	民事・行政裁判演習		単位	3	担当教員
					信濃 孝一 伊東 満彦
配当年次	L 3	開講学期	通年	週間授業回数	前期 1 回 後期隔週 1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW617J	

< 目 的 >

本講義の目的は、民事裁判及び行政裁判に当事者の代理人として臨むにあたって、最低限習得しておくべき能力を身につけることにある。

このために、混沌とした紛争の中から、法的に意味のある事実を抽出して分析し、訴訟物をどのように構成するか、請求原因となる事実は何か、どの事実を抗弁、再抗弁として位置づけるか、重要な間接事実は何かを検討し、適切な法律構成を施すという法律構成能力、自らの主張を訴状、答弁書及び準備書面にまで結実させる文章起案能力、自らの主張を基礎づけるための適切な証拠を収集する証拠収集能力、証拠に適切かつ説得的な評価を加える事実認定能力を獲得し、スキルアップすることを目指す。

実際の事件記録あるいは判例に顕れた事例を素材として、上記の観点からの課題についての議論を行うことを通じ、事件処理能力の習得向上を図るものである。

< 達成度 >

具体的な事案の手続の中で、民事訴訟手続における訴え提起前後の当事者代理人、裁判所の果たすべき役割のイメージを通じて、訴訟物、要件事実の理解をあるべき踏まえた請求、答弁、主張が構成でき、事実認定の構造、証拠方法、経験則を踏まえた立証活動が提示できる。民事保全及び民事執行制度について、これを具体的な事案において適切に活用できる程度に理解する。

行政裁判演習については、以上の点について、行政裁判特有の定め、問題点を踏まえた紛争解決の方法が提示できる。

< 授業内容・方法 >

本講義は、前期において、民事一般事件 2 単位分を、前半約 2 か月分と後半約 2 か月分に分け、前半に伊東満彦講師が、後半に信濃孝一教授がそれぞれ分担して担当し、後期において、行政訴訟を中心にした事件 1 単位分を信濃孝一教授が担当する。原則として、講義において、当事者の双方の言い分及び関連証拠の記載された事例問題を教材とし、学生との質疑応答、学生間での討論、起案を適宜取り入れて授業を進める。

< 授業時間外学習 >

授業中に周知する。

< 教材 >

教材は、授業の前に配布する。

< 参考書 >

受講生は、次の書籍の内容を理解しておくことが望まれる。

10 訂・民事判決起案の手引き（法曹会）

新問題研究 要件事実（法曹会）

< 成績評価の方法 >

成績評価は、期末試験の結果 9 割、平常成績 1 割として実施する。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の 1 つとなる。

科目群	実務基礎科目				
授業科目	刑事裁判演習			単位	3
				担当教員	伊藤(大) 伊藤(佑) ・北島・武内
配当年次	L 3	開講学期	前期	週間授業回数	1 . 5 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW618J	

< 目 的 >

本講義は、刑事手続、殊に公判手続に携わる実務法曹として必要な基本的知識・技能を修得することを目的とする。そこでは、捜査及び第一審訴訟の事件記録教材等に基づき、検察官、弁護士、裁判官のそれぞれが、事件をどのような視点からとらえ、手続の各段階において自らの責務をどのように果たしていくのかという複眼的視点を教育するとともに、事案を的確に分析し、そこに含まれる事実認定又は法律上の問題点を発見したうえ、これに対して法的にとり得る解決策を探り、自己の支持する結論を的確かつ説得的に表現する能力を涵養することが目指される。

< 達成度 >

検察、弁護及び裁判の各実務を正確に理解したうえ、手続を適正に遂行する能力、事実関係を分析する能力及びそれを前提とする法的解決力を身につける。

< 授業方法・内容 >

本講義は、検察実務、刑事弁護実務、刑事裁判実務の3つの部分からなり、それぞれを検察官、弁護士又は裁判官としての経験を持つ実務家教員が担当する。そして、主として事件記録教材（実際の事件記録を加工したもの）に基づき、同一の事件につき、手続の進行具合を踏まえて、検察官、弁護士、裁判官として何ができるか、また何をすべきかを検討する。なお、本講義の想定は、事案の解決を机上ではなく公判手続を通じて行うものであるが、事案に含まれる問題点は手続の進行に伴い変動するし、法的にとり得る解決策も手続の進行に伴い変動するため、公判手続に関する十分な理解が必須となる。そこで、本講義では、公判手続一般についても適宜解説を加える予定である。

受講者は、与えられた事件記録教材等を事前に読み込み、想定される事実認定又は法律上の問題点について十分に検討した上で講義に臨み、講義の際には、自己の選択した結論についてその思考過程を的確に説明することが求められる。

また、検察官、弁護士及び裁判官の各役割を演じて公判手続を実践するミニ模擬裁判の実施をする予定である。

各回ごとの主要なテーマは次のとおりであるが、講義の進度等により、各回の順序、内容等を変更することがある。変更する場合には、事前にT K Cに掲載して周知する。

- 1 刑事手続概観、事件受理、勾留請求（検察教官担当）
- 2 模擬弁解録取手続体験（検察教官担当）
- 3 捜査事項の検討、勾留延長請求（検察教官担当）
- 4 終局処分（検察教官担当）
- 5 勾留、保釈等（裁判教官担当）
- 6 否認事件捜査（検察教官担当）
- 7 起訴前弁護（弁護教官担当）
- 8 検察官の公判準備（検察教官担当）
- 9 公判準備、冒頭手続（裁判教官担当）
- 10 弁護人の公判準備、保釈（弁護教官担当）
- 11 公判手続1（書証の取調べ）（裁判教官担当）
- 12 公判手続2（証人尋問、判決宣告）（裁判教官担当）
- 13 中間テスト
- 14 検察官の公判活動1（自白事件）（検察教官担当）

- 15 弁護人の公判活動1（自白事件）（弁護教官担当）
- 16 ミニ模擬裁判の実施（裁判教官担当）
- 17 ミニ模擬裁判の講評・解説（裁判教官担当）
- 18 検察官の公判活動2（否認事件）（検察教官担当）
- 19 弁護人の公判活動2（否認事件）（弁護教官担当）
- 20 検察官の公判活動3（否認事件）（検察教官担当）
- 21 公判前整理手続（裁判教官担当）
- 22 公判前整理手続、裁判員裁判（検察教官担当）
- 23 公判前整理手続、被害者保護制度（弁護教官担当）
- 24 事実認定の基礎（裁判教官担当）

< 授業時間外学習 >

授業の予習課題、予習案内等については、事前にT K Cに掲載して周知する。

< 教科書・教材 >

教材として、事件記録教材を数種使用するほか、適宜事例問題を使用する予定である。なお、これらは使用の都度、事前に配布する。

また、公判手続の実際を理解するためには司法研修所刑事裁判教官室「プロシーディングス刑事裁判」（法曹会）が有益であり、本講義ではこれを適宜テキストとして使用する予定である。

参考書としては、司法研修所編「検察講義案」（法曹会）、「刑事弁護実務」（日弁連）がある。

< 成績評価の方法 >

期末試験（60％）、中間テスト（30％）及び平常点（10％）により評価する。

なお、平常点は、講義の際の質疑応答、事前提出課題の評価等による。

また、成績評価に際しては、上記 達成度 が指標の1つとなる。

科目群	実務基礎科目						
授業科目	リーガル・クリニック			単位	2	担当教員	官澤 里美
配当年次		L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数		毎月 1 回程度
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW619J	

< 目 的 >

この講義の目的は、実際に生起する民事の紛争に対して、担当教官の指導のもとに学生が法律相談業務に携わることによって、既習の法的知識を応用に移し、法の適用の在り方を体得するとともに、相談の基礎的技能を体得し、将来の実務活動に対する理解と、問題調査能力、法的処理能力を涵養することにある。

< 達成度 >

法律相談において相談者に適切な助言を行うために必要な事実を聞き出す力と分析・判断・助言する力の基礎が身に付く。

< 授業内容・方法 >

法律相談についての基礎的技能を体得するとともに、実務で多い相談類型に対応するために必要な実務的な基本的知識を習得するために、教官の指導の下、模擬相談として、大学院生が来談者（教員等）からの法律相談を行うとともに、事案の確認作業、法的分析、問題解決策の検討、問題処理・問題解決案の提示を行うための基礎的技能・基本的知識を体系的に学ぶ授業を行う。

毎月 1 回（6 月のみ 2 回）土曜日の午後（3 限乃至 5 限）にリーガル・クリニックの授業を行う。具体的には、第 3 限に、教員立ち会いの下で模擬相談を行う。第 4 限に、当日の模擬相談について学生の相互批評、教員の講評を行う。第 5 限に、教員の指導のもと、各学生が各種の法的文書を作成する。

本年度の相談内容としては、債権回収問題、不動産問題、企業法務問題、離婚問題及び相続問題を予定している。

< 授業時間外学習 >

各回のテーマは事前に告知するので、そのテーマについて相談を受ける準備を行って来て欲しい。

< 教科書・教材 >

毎回の来談者（教員等）の模擬法律相談が教材である。なお、適宜プリント等を配布する。

< 成績評価の方法 >

模擬相談案件に対する取り組み・成果、並びに各回に作成する法的文書等を総合勘案して、これを評価する。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の 1 つとなる。

< その他 >

履修希望者が 12 名を超える場合、選抜を行う。

科目群	実務基礎科目				
授業科目	ローヤリング A、B		単位	2	担当教員 佐藤 裕一
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW620J	

< 目 的 >

1. 弁護士として法律実務に携わるということは、幅広い法的知識を前提として、様々な立場の人とコミュニケーションをとりながら、より良い紛争の解決や権利の実現をめざすことを意味しています。そのためには依頼者からの法律相談・受任に始まり、相手方との交渉、裁判における権利主張・立証といった一連の事件処理の流れの中で、それぞれの時点における適切な実務的スキルを身につけることが必要となります。また、ADRを含めて、いかなる紛争処理手続を選択するかといった判断も大切です。そうした意味では、ローヤリングは「これまでに学んできた実体法や訴訟法の法的知識を、現実の紛争解決の場においてどのように活かしていくのか」という手法を学ぶものです。
2. この科目においては、民事紛争の発生からその解決（権利実現）に至るプロセスにおける実務的スキルの養成を目的とします。一般民事事件を主としますが、多数の債権者を相手とする倒産事件処理をも取り扱います。ここで養われたスキルはリーガル・クリニック、模擬裁判、エクスターンシップといった他の実務基礎科目を学ぶための前提となるだけでなく、来るべき司法修習との橋渡しの意義を持つように努めたいと考えています。このような実務的スキルを身につけるためには、正確な法的知識・思考を有していることが前提となります。授業の中では民法や民事訴訟法等の法的知識・思考を絶えず確認しながら進めていくことにしたいと思います。
3. なお、ローヤリング A と同 B は基本的に同一内容ですので、どちらか一方の受講となります。

< 達成度 >

1. 具体的な事例を前提として、紛争解決手段を選択して、実体法や手続法の法的知識をどのように駆使するのか提示することができる。
2. 法律相談・法的交渉に関する技法の学習や模擬演習等を通じて、現実の相談・交渉のための基礎的なスキルを身につける。

< 授業内容・方法 >

授業の進め方

単なる講義形式ではなく、予め T K C 教育支援システムを利用してレジюмеと共に具体的な資料から構成されるケースを掲載し、それを議論・検討するという「ケース研究」の形をとります。資料から紛争解決に必要な事実を読み取り、法的な当てはめを考えてもらいます。法律相談や交渉は学生に弁護士役になってもらい、教員とあるいは学生同士による「模擬法律相談演習」「模擬交渉演習」を行い、その結果について議論・検討します。弁護士にとってコミュニケーション能力がとて大きな素養であることを実感してもらいたいと思います。また内容証明郵便や和解案等の実務法文書作成のために、具体的な状況を設定して「ケース起案」を行ってもらいます。弁護士業務の中で文書起案能力が重要な意義を持つことは言うまでもありません。「ケース起案」は負担が必要以上に重くならないように配慮することを前提として合計 5 回予定しています。

授業内容

- 1．現代の弁護士業務
- 2．各種の法律相談における面接技法
- 3．一般法律相談の模擬演習
- 4．顧問先（ないしは紹介事件）の模擬法律相談演習
- 5．受任の決定と証拠収集
- 6．相手方とのコンタクトとそれを踏まえた戦略
- 7．法的手続によらない模擬交渉演習 A（相手方が本人の事案）
- 8．法的手続によらない模擬交渉演習 B（当事者双方に弁護士が付いている事案）
- 9．紛争処理手続きの選択（各種 A D R を含めて）
- 10．倒産手続きにおける利害関係者との模擬交渉演習
- 11．裁判における訴え提起以降の主張
- 12．裁判における立証活動
- 13．裁判上の和解への対応
- 14．紛争の解決における弁護士の役割
- 15．補講（法律文書の作成について）

< 授業時間外学習 >

T K C において、予めレジュメ、ケース研究、ケース起案を提示します。

< 教科書・教材 >

教科書

特に指定せずに、講義では予め T K C に掲載しておくレジュメ及び具体的ケースを基にして議論・検討を行います。

参考書

名古屋ロイヤリング研究会編『実務ロイヤリング講義第2版』（民事法研究会）

< 成績評価の方法 >

「ケース研究」及び「模擬相談・交渉演習」を通じての議論・検討の状況を基にします。また「ケース起案」も大きな評価対象です。具体的な配点は次のとおりです。

ケース研究の際の平常点 60 %、模擬演習点 10 %、起案点 30 %。

なお、成績評価に際しては、上記の < 達成度 > が指標の 1 つとなります。

< その他 >

科目群	実務基礎科目					
授業科目	エクスターンシップ			単位	2	担当教員 官澤 里美 坂田 宏
配当年次		L 2、3	開講学期	集中講義	週間授業回数	-
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW621J	

< 目 的 >

法律事務所等において法実務研修プログラムを行う。

この科目では、学生が、法律事務所等における実務の一端に触れて法実務の実態を研修することにより、基幹科目で学んだこと等が現実の社会の中で実際にどのように機能しているのか、各種法律知識等やローヤリングの必要性等を体験学習することを目的とする。その際、来訪者や事件の依頼人などのプライバシーや個人の秘密、あるいは企業が有する営業秘密などについて法令遵守義務や守秘義務を負うことについて、実際に体験することも重要な目的である。

実際の研修先については、各年度毎に協力機関と交渉・依頼し、その都度受講可能学生数を確定する。

< 達成度 >

実際の法実務に触れて各種の幅広い勉強が必要であることを理解できている。

< 授業内容・方法 >

夏季授業等の期間中に、法律事務所等において、課題を設定して研修を実施する。各授業年度毎に、実務家教官と研究者教官は共同して、法律事務所等と相互に連絡をとりつつ、それぞれの場所で、学生が法実務業務の実際に触れることができるように、具体的な研修プログラムを策定し実施する。このプログラムは、オリエンテーション、課題の設定、各研修場所における研修、レポート作成提出という流れに従うが、より具体的な研修方法については、各研修受け入れ機関との間の協議によって年度毎に策定される。

なお、研修を受ける学生は、履修登録にあたり、法令遵守義務・守秘義務についての保証人を付した誓約書を提出しなければならない。これは、法律事務所等を訪れる来訪者や事件の依頼人のプライバシーや個人の秘密、あるいは企業が有する営業秘密などにつき、学生ひとりひとりが守秘義務を負っていることを自覚させるための誓約書である。さらに、オリエンテーションや当該研修場所で研修を始めるにあたって、必要に応じて法令遵守義務や守秘義務を学習させることにより、法令遵守義務違反や守秘義務違反の行為の発生を未然に防止するよう教育を徹底する。

本年度においては、2019年9月に仙台（10数箇所）及び東京（数箇所）の法律事務所に依頼し、数十名程度の学生を選抜して各事務所で研修を行う予定である。具体的には、「オリエンテーション」「研修内容についての講義」（研修前指導）を行った後、1週間の集中的な研修期間を設け、その期間学生は2名1組又は1名で連日弁護士事務所に赴いて法律相談、依頼者との打合せ、法廷活動等の傍聴等を行い、弁護士業務全般の実際を研修することとする。その後、参加学生は、「傍聴した事件の内容と見通し」「良い弁護士になるための必要事項」といった課題についてレポートを作成・提出し、講評会（研修後指導）において弁護士教員・研究者教員の指導の下でディスカッションを行う。

授業・作業の流れは概略以下の通り。

1. オリエンテーション・研修にあたっての諸注意
2. 各研修先における研修（1）
3. 各研修先における研修（2）
4. 各研修先における研修（3）
5. 各研修先における研修（4）
6. 各研修先における研修（5）
7. 各研修先における研修（6）

- 8．各研修先における研修（7）
- 9．各研修先における研修（8）
- 10．各研修先における研修（9）
- 11．各研修先における研修（10）
- 12．レポート作成・提出
- 13．研修結果・レポートについての討論・講評（1）
- 14．研修結果・レポートについての討論・講評（2）
- 15．研修結果・レポートについての討論・講評（3）

< 授業時間外学習 >

各研修先での見聞きした事件や手続等について、分析、調査等して今後の勉学に役立てて欲しい。

< 教科書・教材 >

特になし。参考資料は必要に応じて授業のなかで配付する。

< 成績評価の方法 >

授業や各研修プログラムにおける各学生の取り組み・提出レポートによって評価する。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の1つとなる。

< その他 >

履修希望者が30名を超える場合、選抜を行うことがある。

科目群	実務基礎科目				
授業科目	模擬裁判		単位	2	担当教員 廣瀬・翠川・武内
配当年次	L 3	開講学期	集中講義	週間授業回数	—
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW622J	

< 目 的 >

本講義は、刑事手続に携わる実務法曹の役割を具体的に疑似体験することによって、実務法曹として必要な知識や基礎的な訴訟技術を習得することを目的とする。併せて、起訴状、冒頭陳述書、論告、弁論、及び判決書の書き方の基本とともに、その前提としての事実認定の基礎を学習する。

< 達成度 >

2年の「基幹刑法」「基幹刑事訴訟法」、3年前期の「刑事裁判演習」で学んだ知識を、模擬裁判の実践によって、確実なものとして身につけ、具体的な訴訟の場面において、刑事訴訟法・規則の規定や法理論に即して的確に対応することができる。

< 授業方法・内容 >

本授業は、履修者が、検察官、弁護士及び裁判官の各役割を分担して、公訴提起から判決に至るまでの公判手続を実演し、これに対して、検察官、弁護士又は裁判官としての経験を持つ実務家教員が理論及び実務の観点から適切な指導を行う形で進められる。

履修者には、模擬裁判における実演に先立って行われるオリエンテーション・講義への参加、通常の予習にとどまらない公判傍聴や裁判例・文献の調査、模擬裁判当日に向けての準備・練習を自主的に行うこと及び模擬裁判当日における公判手続の実演が求められる。また、本授業終了後、模擬裁判に向けてどのような準備を行ったか、模擬裁判を実演したうえでの反省点などについてのレポート提出が求められる。

なお、オリエンテーション・講義の日程は、履修者に予定表を配布することによって周知する。

< 授業時間外学習 >

授業時間外学習に関する指導については、配布する予定表の中に具体的に記載して指示する。また、裁判、検察及び弁護の各教官が、それぞれの役を担当することになった履修者に対し、個別に指導する。

< 教科書・教材 >

実際の事件記録を基に作られた事件記録教材を使用する予定である。

< 参考書 >

- ・ 廣瀬健二著「コンパクト刑事訴訟法」〔第2版〕(新世社)
- ・ 廣瀬健二編著「刑事公判法演習」(立花書房)
- ・ 司法研修所刑事裁判教官室編「プラクティス刑事裁判」(法曹会)
- ・ 司法研修所刑事裁判教官室編「プロシーディングス刑事裁判」(法曹会)
- ・ 山室恵編著「刑事尋問技術〔改訂版〕」(ぎょうせい)
- ・ 司法研修所編「刑事判決書起案の手引」(法曹会)
- ・ 司法研修所検察教官室編「検察講義案」(法曹会)
- ・ 司法研修所編「刑事弁護実務」(日本弁護士連合会)

このほかの文献等は、授業時に具体的に指示する。

< 成績評価の方法 >

授業や準備作業・実演における取り組みの状況に、成果としての起訴状、冒頭陳述書、論告、弁論及び判決書の起案も加味して総合的に評価する。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の1つとなる。

科目群	実務基礎科目						
授業科目	リーガル・リサーチ			単位	2	担当教員	樺島 博志
配当年次		L 1、2	開講学期	前期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW512J	

< 目 的 >

この授業は、法曹実務家として活動するために不可欠な情報収集能力、情報処理能力及び文書作成能力を修得することを目的とする。実務においては、直面する問題について、最新のものを含めた的確な情報を収集し、それらを適切に整理する能力が要求される。そうした能力を養うために、リサーチの技法や検索ツール等について全般的な解説をし、実際にそれらを使用して法情報を調査・分析する訓練を行う。

< 達成度 >

事案解決に必要な法情報（法令、判例及び学説等）の収集及び調査・分析ができる。法情報を適切に引用し、自分の考え方のよりどころや裏付けとしながら、理論的に結論を導いて文書としてまとめることができる。

< 授業内容・方法 >

授業では、以下の内容について、それぞれ電子媒体（インターネット、データベース）と紙媒体（雑誌、書誌）を用いた検索・情報収集の方法について解説する。リサーチの結果を文書にまとめる訓練を行うために、数回のレポートを課す。

- 第 1 回 ガイダンス
 - ｝ 法科大学院教育研究支援システム（TKC）の構成と使い方・注意事項
- 第 2 回 リーガル・リサーチ概論、インターネットを用いた検索の基礎
- 第 3 回 実務家教員による講演（リサーチ・文書作成方法）
- 第 4 回 文献・学説の探し方、文献情報の読み方
- 第 5 回 法令・立法資料の探し方、法令情報の読み方
- 第 6 回 判例の探し方、判例情報の読み方
- 第 7 回 デジタル資料、オンライン・データベース資料の利用方法
 - ｝ 調査結果のまとめ方、文書化、書面の書き方の訓練
- 第 8 回 法令・判例の解釈理論、学習方法（私法分野の調査と課題——権利濫用法理を事例として）
- 第 9 回 " （公法分野の調査と課題——法学的方法論）
- 第 10 回 事例 1（公法）
- 第 11 回 事例 2（民事法）
- 第 12 回 事例 3（刑事法）
- 第 13 回 補論（アメリカ法・国際法情報調査）
- 第 14 回 "
- 第 15 回 最終課題レポートの出題とレポート課題の解説及び総括

技能科目として、適宜特定のテーマを与え、関連する裁判例や文献等の検索とその結果をレポートにまとめる訓練と学修を行う。特に技能修得度を評価するために、授業の最後に、実習として、実際の事件を素材にした小論文課題を課し、講評する。受講生は、法令・判例調査、学説調査、外国法調査に主体的に取り組むことで、適切な検索ツールの選択、的確な検索キーワードや条件の設定、検索情報の取捨選択、情報の整理、文書作成、適切な引用の仕方等を身に付けることができ、実務法曹に必要とされる情報収集能力、情報処理能力及び文書作成能力の修得に役立つ。

< 授業時間外学習 >

予習案内・復習課題については授業のときに周知するとともに、法科大学院教育研究支援システム(TKC)にて周知する。この授業は実務基礎科目であり、受講生が授業時間外に主体的に検索ツール等を利用し、技能を修得することが求められる。

< 教科書・教材 >

教材は、法科大学院教育研究支援システム(TKC)を通じて適宜配付するとともに、専用のウェブページを用いる。法政実務図書室、その他の場所におけるリーガル・リサーチの実習を含む。以下に挙げる参考文献以外の文献については、授業のときに随時紹介する。

< 参考文献 >

いしかわまりこ、藤井康子、村井のり子『リーガル・リサーチ〔第5版〕』(日本評論社、2016 年)
田高寛貴、原田昌和、秋山靖浩『リーガル・リサーチ&レポート』(有斐閣、2015 年)
弥永真生『法律学習マニュアル〔第4版〕』(有斐閣、2016 年)

< 成績評価の方法 >

授業における質疑応答、授業期間中に出される課題の評価(30 %)及び最終レポート(70 %)の総合評価による。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の1つとなる。

< その他 >

模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック等、他の実務基礎科目において、実際にリーガル・リサーチを行うことが前提とされている。

オフィス・アワーについては、別途案内する。

科目群	実務基礎科目						
授業科目	民事法発展演習			単位	2	担当教員	信濃 孝一 西岡 慶記
配当年次		L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW623J	

< 目 的 >

具体的な事例を題材として、ソクラテス・メソッドによって討論することを通じて、法曹実務の基礎となる民事法の基本的な考え方、その実務的な適用の在り方等を習得することを目的とする。

< 達成度 >

複数の見解が成立する複雑な具体的紛争について、当該見解の基本的な法律解釈や要件事実の基礎的な理解を超えて、各見解の相異のよって来る所以と各見解による帰結を説明できる。当該紛争の適切妥当な解決のためには、どのような考え方、方策（民事保全、民事執行等の付随的手続を含めて）をとるべきかを提示できる。また、具体的設例において、攻撃防御方法や事実認定の構造について考察し、争点整理やそれを前提とした争点に係る事実認定（証拠評価）につき、自らの考えを説明することができる。

< 授業内容・方法 >

実務家（裁判官）教員により、最高裁判例を教材として、理論上、実務上の問題点を検討したり、下級審の裁判例を基にした教材を利用して、（最高裁判例がある分野については、その判例を踏まえつつ）紛争の実態に合った適切妥当な解決を導くための法律構成、法律解釈、事実の見方を学習する。また、具体的な事例に基づく教材を用い、民事訴訟手続の流れに沿って、これまで勉強してきた法律知識を実際の民事訴訟においてどのように活用するのかを学習していく。具体的には、代理人弁護士としてどのような訴訟活動（民事保全、民事執行等も含む。）をすべきか、裁判官としてどのような訴訟指揮をすべきか、又はどのような判決をすべきか等を動的な視点を持って検討してもらうことを予定している。学生は、関連判例、文献等を調査、検討の上、授業に臨むことが求められる。

2名の教員が前半と後半に分けて分担する予定であるが、具体的予定は別途発表する。

< 授業時間外学習 >

授業中に周知する。

< 教科書・教材 >

教科書は、特に指定せず、教材を適宜配布する。

< 成績評価の方法 >

授業における各学生の取組姿勢、成果等を平常成績として評価する。また、夏期休暇期間中にレポートを課す。夏期休暇中のレポートの評価を8割とし、これに平常の評価を2割の割合で加算する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

< その他 >

形式的な履修要件は定めないが、民法、商法及び民事訴訟法を中心とした基礎知識を習得していることが受講の前提となる。また、「民事要件事実基礎」を履修済みであるか、並行して履修中であることが望ましい。

科目群	実務基礎科目						
授業科目	民事法発展演習			単位	2	担当教員	佐藤 裕一
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW623J	

< 目 的 >

1. 交通事故を素材とした「民事弁護実務」をテーマとする演習です。
2. 近時の交通事故損害賠償実務は多岐にわたる法的論争を経て理論的にも複雑化・深化しています。また事件処理にあたって、事故態様の分析には工学的な、医師の治療や要因減額の問題については医学的な問題点を含むことになり、法律以外の分野についても幅広い知識と理解が要求されています。また法律の問題としても、民事的には自動車損害賠償保障法、道路交通法、保険法、民事訴訟法、労働者災害補償保険法、各種労働保障法等が関係していますし、刑事的には危険運転致死傷罪の適用が、行政的には免許の取消処分や、反則金制度が関連してきます。この演習は、交通事故を素材として、弁護士に求められる種々のスキルを学ぶものです。
3. 演習の中では様々な判例を取りあげて、論争点を把握することを前提として、弁護士としての紛争解決という観点からの対応を最重要視しています。解決方法としての示談、ADR、民事調停、民事訴訟の仕組みや特徴について学び、選択基準を検討します。紛争解決を図るためには、交通事故損害賠償に特有の証拠、損害算定基準及び書式等の理解が不可欠ですので、後述する資料集をしっかりと習得してもらいます。
4. 前項までの習得を前提とし、それらの知識を応用する実践として、訴状・答弁書の法的文書の起案を行ってもらいます。この法的文書の作成によって、交通事故損害賠償事件について真の理解ができているのか、紛争解決のツールとして現実に用いることができるのか、自ら確認することができることとなります。

< 達成度 >

この演習を通じて、交通事故の解決についての「民事弁護実務」に必要な基礎知識、証拠収集、解決手段の選択及び法的文書作成の基本が習得できることを目標にします。

< 授業内容・方法 >

講義の進め方

この分野は判例が数多く出されているため、毎回テーマごとに典型的な判例をいくつか取り上げます。予めTKC教育支援システム上に、レジュメと演習の素材とする判例を掲載します。レジュメはある程度詳細なものとし、その中に検討事項をQとして示し、予習してきてもらいます。判例も事前に検討してきてもらい、演習においては予習を前提にして、各論点について議論・検討していき理解を深めていきたいと思っています。なお演習に先立って適宜参照することになる交通事故損害賠償実務に特有な証拠、損害算定基準、書式、及び平成11年11月22日の三庁共同提言等を含んだ資料集を配布します。

演習のうち2回を法的文書作成にあてます(そのために起案に先だって2回文書作成の解説をします)。具体的な事例に即して、訴状、答弁書を即日起案してもらいます。起案終了後に参考答案を配付して簡単な講評を行います。期末試験も訴状起案を予定しています。

授業内容

1. まずは、交通事故によって、民事・刑事・行政的にそれぞれどのような問題が生じるのかを学びます。
2. 損害賠償額算出の基準について、赤本・青本等を基に理解を深めます。
3. 損害保険のシステムを理解し、それを前提として、交通事故損害賠償にかかる実体法と手続法の理解のために、判例の解釈、射程範囲について検討します。

4. 具体的な設例を基にして、過失相殺・素因減額の割合についてどのような要素を勘案してどのように判断するのかディスカッションします。
5. 交通事故紛争の解決手段の選択基準を学び、具体的な設例を基にして、示談交渉の持ち方について検討します。
6. 交通事故損害賠償訴訟の証拠収集や立証活動について学びます。
7. 訴状・答弁書の作成について学び、具体的な事例に即して、訴状・答弁書を即日起案してもらいます。

<授業時間外学習>

T K C にレジュメを掲載します。その中の「Question」や扱う判例を予習してきて下さい。

<教科書・教材>

教科書

特に指定しません。講義では予め T K C にレジュメと検討してもらう判例を掲載します。但し、資料集はしっかりと目を通して下さい。

参考書

特に指定ませんが、各自が使用している不法行為法の基本書を常に確認して下さい。また T K C に掲載されている交通事故判例百選を必要に応じて参照して下さい。

<成績評価の方法>

期末試験（パソコン以外持ち込み可）を 50 点、演習における即日起案を 20 点、演習における発言内容を 30 点として評価します。

なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の 1 つとなります。

<その他>

科目群	実務基礎科目						
授業科目	民事法発展演習			単位	2	担当教員	石井 彦壽
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW623J	

< 目 的 >

実務家は、実体法、手続法をそれぞれ単体として体系的・横断的に理解し、また、様々な法律を有機的に関連づけて紛争の解決や予防の業務を遂行しなければならない。

本演習は、多様な教材を用いて、上記のような実務家としての具備すべき法律知識を習得すること及び事実認定能力、問題解決能力、法律文書作成能力、紛争予防能力を養うことを目的とする。

< 達成度 >

複雑な事実関係の紛争について、実体法、手続法を総合的に考慮して問題点を把握するとともに、証拠からその解決に必要な事実を抽出し、様々な解決の可能性を考えながら、原告、被告双方の立場から議論し、主張し、それを法律文書として表現することができる能力を身につける。また、弁護士となった場合に、契約締結前に、リーガルチェックをして予め紛争を予防する能力も身につける。

< 授業内容・方法 >

複雑な内容をもつ事例問題のほか、判例・学説に依拠するだけでは解決できないような法律問題も扱うほか、リーガルチェックの問題も扱う。

但し、演習は基礎的な法律知識を確認しながら進める。

予め判例・学説の調査をして問題をよく考えておくこと、授業においては活発な議論を展開することが求められる。

< 授業時間外学習 >

詳細は、授業中に指示する。

< 教科書・教材 >

教材は、T K C 等により、適宜配布する。

< 成績評価の方法 >

授業における取り組み姿勢、議論の内容(2 0 %)のほか、期末におけるレポート試験の結果(8 0 %)によって評価する。

なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の1 つとなる。

< その他 >

かなり高度な内容を扱うので、実体法、手続法、要件事実論の基礎知識を習得していることが前提となる。そのうえで、この演習により、民法、民事訴訟法を相互に関連させて高度に深く理解することをめざす。

なお、受講生が3 名に満たない場合には、開講しない。

科目群	実務基礎科目					
授業科目	刑事実務基礎演習		単位	2	担当教員	武内 弘樹
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW624J	

< 目 的 >

本演習は、刑法及び刑事訴訟法の原理原則や論点が、実務上どのような形で問題となるのかを事例問題を題材として検討し、知識の定着を図るとともに、事例問題に対する解答等を通じて、法的思考力やそれを文章で表現する能力を涵養することを目的とする。

< 達成度 >

刑法及び刑事訴訟法における原理原則や論点に関する基本的な知識を確実なものとし、それを事例問題に対する解答等で、論理的・説得的な法律文章として表現できる。

< 授業内容・方法 >

毎回、授業の前半では、刑法及び刑事訴訟法の原理原則や論点(刑事実務演習で扱うよりも典型的、基礎的なもの)を含む事例問題について、その場で検討し、自己の見解や結論、その見解を採用する理由やその結論を導いた思考過程を起案することを求める。授業の後半では、その回で検討した事例問題等に対する解説講評や質疑応答を行う。

授業で扱う主要なテーマは以下のとおりである(変更がある場合には T K C 等で事前に周知する。)。

- 第 1 回 オリエンテーション、事例問題 1 (刑法 1 : 実行行為、因果関係、故意)
- 第 2 回 事例問題 2 (刑事訴訟法 1 : 捜査の端緒、強制捜査・任意捜査の区別、被疑者取調べ)
- 第 3 回 事例問題 3 (刑法 2 : 共犯論)
- 第 4 回 事例問題 4 (刑事訴訟法 2 : 逮捕勾留に関する諸問題)
- 第 5 回 事例問題 5 (刑法 3 : 違法性阻却事由)
- 第 6 回 事例問題 6 (刑事訴訟法 3 : 搜索差押えに関する諸問題)
- 第 7 回 事例問題 7 (刑法 4 : 財産犯 1)
- 第 8 回 小テスト及びその解説
- 第 9 回 事例問題 8 (刑事訴訟法 4 : 訴因の特定、訴因変更)
- 第 10 回 事例問題 9 (刑法 5 : 財産犯 2)
- 第 11 回 事例問題 10 (刑事訴訟法 5 : 違法収集証拠排除法則)
- 第 12 回 事例問題 11 (刑法 6 : 社会的法益に対する罪)
- 第 13 回 事例問題 12 (刑事訴訟法 6 : 自白法則、補強法則)
- 第 14 回 事例問題 13 (刑法 7 : 国家的法益に対する罪)
- 第 15 回 事例問題 14 (刑事訴訟法 7 : 伝聞法則)

< 授業時間外学習 >

T K C 等で周知する。

< 教科書・教材 >

特に指定しない。

< 成績評価の方法 >

小テスト (10 %)、期末試験 (80 %) 及び平常点 (10 %、各回の事例検討や質疑応答の内容を考慮) により評価する。

成績評価に際しては、上記 < 達成度 > が指標の 1 つとなる。

<その他>

履修希望者が10名を超える場合には面談による選抜を行う。

科目群	実務基礎科目				
授業科目	刑事実務演習			単位	2
				担当教員	武内 弘樹
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW625J	

< 目 的 >

本演習は、刑事実体法又は刑事手続法に関わる事例問題を題材として、事案を適正妥当に解決するための法的思考能力、すなわち、「事案を法的に分析して問題点を抽出した上、問題点に関する規範を定立し、その規範に事案から抽出した有意な事実を当てはめ、適切妥当な結論を導く実践的な能力」を修得することを目的とする。さらに、実務においては、自己の見解やその法的思考過程を文章で表現し、相手方に伝達・説得する必要があることから、これまでの学習や本演習で修得した法的思考力を文章で表現する能力を涵養することも重要な目的である。

< 達成度 >

法解釈上の問題を含むやや難易度の高い事例問題について、事案を適正妥当に解決し、それを論理的・説得的な法律文章として表現できる。

< 授業内容・方法 >

受講者は、授業の前半で提示される事例問題について、その場で検討し、問題点を発見し、その問題点に関する自己の見解や結論、その見解を採用する理由やその結論を導いた思考過程を起案することが求められる。また、授業の後半では、その回で検討した事例問題等に対する解説講評や質疑応答を行う。

なお、事例問題で扱う法解釈上の論点は、刑事実務基礎演習で扱うものよりも応用的、発展的なものであるほか、これと関連して簡単な事実認定のあり方を問うなど、やや実務的な内容を扱うこともある（例えば、殺意の認定など）。

授業の予定は次のとおりである（変更がある場合には T K C 等で事前に周知する。）。

- 第 1 回 オリエンテーション、事例問題 1（刑法 1：実行行為、因果関係、故意）
- 第 2 回 事例問題 2（刑事訴訟法 1：捜査の端緒、強制捜査・任意捜査の区別、被疑者取調べ）
- 第 3 回 事例問題 3（刑法 2：共犯論）
- 第 4 回 事例問題 4（刑事訴訟法 2：逮捕勾留に関する諸問題）
- 第 5 回 事例問題 5（刑法 3：違法性阻却事由）
- 第 6 回 事例問題 6（刑事訴訟法 3：搜索差押えに関する諸問題）
- 第 7 回 事例問題 7（刑法 4：財産犯以外の個人的法益に対する罪）
- 第 8 回 小テスト及びその解説
- 第 9 回 事例問題 8（刑事訴訟法 4：訴因の特定、訴因変更）
- 第 10 回 事例問題 9（刑法 5：財産犯）
- 第 11 回 事例問題 10（刑事訴訟法 5：違法収集証拠排除法則）
- 第 12 回 事例問題 11（刑法 6：社会的法益に対する罪）
- 第 13 回 事例問題 12（刑事訴訟法 6：自白法則、補強法則）
- 第 14 回 事例問題 13（刑法 7：国家的法益に対する罪）
- 第 15 回 事例問題 14（刑事訴訟法 7：伝聞法則）

< 授業時間外学習 >

T K C 等で事前に周知する。

< 教科書・教材 >

特に指定しない。

<成績評価の方法>

小テスト(10%)、期末試験(80%)及び平常点(10%、各回の事例検討や質疑応答の内容を考慮)により評価する。

成績評価に際しては、上記<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

履修希望者が10名を超えた場合には面談による選抜を行う。

科目群	基礎法・隣接科目						
授業科目	日本法曹史演習			単位	2	担当教員	坂本 忠久
配当年次		L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW626J	

< 目 的 >

近世（江戸時代）から明治前期にかけての日本の法や裁判制度について考察する。具体的には、近世の目安箱、刑事訴訟法、刑事内済、刑事政策、裁判制度、私法制度、明治期の刑事法、家族制度、裁判制度、弁護士制度等に関する最近年の研究成果を具体的な題材とし、特に質疑応答を通じて各制度の特色や問題点を理解することをねらいとする。

上記の点に関する理解を手掛かりとして、現在の法制度や裁判制度の成り立ちや意義等をより明確に把握できるようにしたい。

< 達成度 >

現在の法や裁判制度の前提として、江戸時代より明治期における法や裁判制度の特徴について理解を深める。

< 授業内容・方法 >

1 回ごとにテーマに沿った題材について説明した後、各自の質疑応答により理解を深めたい。

< 授業時間外学習 >

詳細は授業中に具体的に指示します。

< 教科書・教材 >

日本法制史の最新の研究成果を活用、利用する予定である。前の回に次回分を配布する。

< 成績評価の方法 >

学期末試験（60%）と授業への取り組みの状況（40%）を総合して行う予定である。

なお、成績評価に関しては、上記の 達成度 が指標の 1 つとなる。

< その他 >

江戸時代以降の日本史に関する最低限の知識を持っていることが望ましい。

科目群	基礎法・隣接科目				
授業科目	西洋法曹史			単位	2
				担当教員	大内 孝
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW627J	

< 目 的 >

授業題目：西洋法曹史

授業の目的と概要：英米を中心として、弁護士制度、法学教育、法曹資格規制などにかかわる歴史を検討する。法曹の歴史は、一面、実務と「法」にかかわる人々の叡智と努力の歴史であり、同時に他面、（彼らの生計問題でもあることから）綺麗事で済まない実に生臭い歴史でもある。本科目は、この事実を西洋の歴史の中から剔出するものであるが、同時にこの歴史を通して、同様の事柄が姿を変えた形で現代日本においても存在する可能性があることに各自が思いを致す視点となるかもしれない。

< 達成度 >

実務的な法学と異なる基礎法学の一分野に触れ、法と人間とのかかわり方について新たな視点を得ることができる。

法が、その歴史の上でも、法単独で自律的に生成・発展するものではなく、政治・社会・文化等、人間を取り巻く諸々の要素との有機的連関の中でこそ意味をなすものであることを知ることができる。

< 授業内容・方法 >

各回授業の後半において、大内が、指定する教材を聴講者各自が講読するにあたってのポイントを簡単に講義する。各聴講者は、最低限、当該教材を講読したうえで次回の授業に出席するものとし、その前半において、大内と聴講者との対話・問答によって理解を深める。次いで後半に大内が次回授業分の教材講読のポイントを講義し、このサイクルを繰り返して、下記のテーマに沿って検討していく。（なお当然ながら、事前に教材を講読せず・授業で問答に応じられないがときは、（準備書面を読まず・口頭弁論で攻撃防御しないのと同様に）全く無価値であり、文字通り「不可」となる。）

テーマ及び割り当て授業回数のおおよそは以下の通りである。

- ・イギリスにおける「法曹」の誕生 （3 回）
- ・イギリス法曹の法学教育と「法」との相関 （2 回）
- ・アメリカ植民地時代における「法曹」 （2 回）
- ・アメリカ独立期における法曹制度 （2 回）
- ・「法曹一元」の二つの型 （1 回）
- ・ドイツにおける法律家層の形成と法学 （3 回）

ほか、予備 2 回

なお、参加者の関心と実情を勘案し、参加者と相談のうえで、これとは大幅に異なる内容・方法に変更することがありうる（教材・成績評価の方法についても同様）。

< 授業時間外学習 >

各回授業の中で指示する。

< 教科書・教材 >

ペイカー著・小山貞夫訳『イングランド法制史概説』第 8 章；田中英夫『英米の司法』第 3、4、5、6 章；大内孝『アメリカ法制史研究序説』第 、 、 篇；上山安敏『法社会史』第 1 部、第 2 部などを予定しているが、必要な教材はコピーして配付する。

<成績評価の方法>

各回の対話・問答の内容(上記<授業内容・方法>を参照)(30%)および期末に課す予定のレポート(70%)によって評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

オフィスアワーその他については、教室で別途通知する。
次回の開講は、2021年度となる予定。

科目群	基礎法・隣接科目					
授業科目	実務法理学		単位	2	担当教員	樺島 博志
配当年次		L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW628J	

< 目 的 >

基本権をめぐる推論と判断の方法論的枠組の修得。

< 達成度 >

履修者は、法的三段論法の修得を学習の到達目標とする。その際、基本権審査にかかわる三段階審査の手法を参考にして、法的三段論法を基本権審査においてどのように用いるのかを学修する。

法律学方法論の一分野として、ことに近年、ドイツ公法学のいわゆる三段階審査の手法が紹介されている。日本における三段階審査手法の紹介に見られるように、人権・基本権をめぐる問題では、日本とドイツでは制度的背景を異にしながらも、推論方法において共通性が見られる。日本とドイツの公法学の比較を通じて、方法論的な普遍性と制度的な差異をふまえて、学修者が自らの基本権審査手法を確立することを目標とする

< 授業内容・方法 >

本講義では、担当者による法律学方法論の解説を出発点として、履修者は、講義ごとに与えられる基本権をめぐる事案について、事案の設問にたいする起案を行う。履修者は、事案の設問について自ら起案した法的推論をもとに、担当者と受講者の対話を通じて、推論方法と起案技術の修得と確立に努める。

- | | |
|-----------------|----------------------|
| 1 事案への予備的アプローチ | 9 行政法の三面関係—その 3 |
| 2 法律学方法論概観 | 10 不法行為による基本権侵害—その 1 |
| 3 防禦権審査—その 1 | 11 不法行為による基本権侵害—その 2 |
| 4 防禦権審査—その 2 | 12 契約による基本権侵害—その 1 |
| 5 防禦権審査—その 3 | 13 契約による基本権侵害—その 2 |
| 6 防禦権審査—その 4 | 14 総合問題—基本権のパターン認識 |
| 7 行政法の三面関係—その 1 | 15 基本権審査手法の総括 |
| 8 行政法の三面関係—その 2 | 期末筆記試験 |

< 授業時間外学習 >

授業進行のスクリプト、および、復習のための板書ファイルを TKC にアップするので、各自で予習、復習のために用いること。

< 教科書・教材 >

参考文献

小山剛『基本権保護の法理』成文堂、1998.

同『「憲法上の権利」の作法』尚学社、2009.

< 成績評価の方法 >

期末試験 95%、講義における質疑 5%。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の 1 つとなる。

< その他 >

担当者に対する質問は、オフィス・アワーのほか、電子メールでのアポイントメントにより個別に相談に応じる。

科目群	基礎法・隣接科目					
授業科目	実務法理学		単位	2	担当教員	樺島 博志
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW629J	

< 目 的 >

「現代型訴訟」にかかわる水俣病事件以降の歴史的展開に即して、法理学的に事例分析を行う。

< 達成度 >

まず履修者には、法理学の講学上の「現代型訴訟」概念枠組を的確に把握することが求められる。
 的確な概念把握にもとづき、水俣病事件にかかわる一連の訴訟を題材として、公害訴訟の法的争点と立証責任の分配などの法実務内在的問題と、訴訟の社会政治的機能という法理論の問題との、両面から、総合的に事案を認識し解決する能力を修得することが、講義の到達目標である。

< 授業内容・方法 >

「現代型訴訟」の実証的分析対象として水俣病事件を取り上げる。水俣病事件をめぐる一連の訴訟について、因果関係論と裁判所の科学的審査能力、民事訴訟と行政訴訟との関係、訴訟の社会政治的機能といった実定法学内在的分析と法理論的分析とを合わせて行う。こうした法理学固有の解明手法を通じて、現代型訴訟をめぐる高度現代社会における法の機能、法と政治、法と道德といった法哲学本来の課題を解明する。

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 講義の概要・趣旨 | 9 熊本水俣病川本事件 |
| 2 新潟水俣病事件第1次訴訟 | 10 現代型訴訟1 |
| 3 熊本水俣病事件第1次訴訟 | 11 現代型訴訟2 |
| 4 水俣病認定不作為違法確認訴訟 | 12 現代型訴訟3 |
| 5 熊本水俣病事件第2次訴訟 | 13 現代型訴訟4 |
| 6 水俣病認定溝口訴訟 | 14 現代型訴訟と水俣病事件 |
| 7 熊本水俣病事件第3次訴訟 | 15 現代型訴訟の今日的課題 |
| 8 熊本水俣病刑事事件 | 期末筆記試験 |

< 授業時間外学習 >

授業進行のスクリプト、および、復習のための板書ファイルをTKCにアップするので、各自で予習、復習のために用いること。

< 教科書・教材 >

参考文献

淡路、大塚、北村編『環境法判例百選』第2版、別冊ジュリストNo.206(2011)。

田中成明『現代日本法の構図』増補版、悠々社、1992。

坂東克彦『新潟水俣病の三十年—ある弁護士の回想』日本放送出版協会、2000。

< 成績評価の方法 >

期末試験 95 %、講義における質疑 5%。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の1つとなる。

< その他 >

担当者に対する質問は、オフィス・アワーのほか、電子メールでのアポイントメントにより個別に相談に応じる。

科目群	基礎法・隣接科目				
授業科目	現代アメリカの法と社会		単位	2	担当教員 芹澤 英明
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW631J	

< 目 的 >

不法行為法・商事法・経済法・知的財産法に関するアメリカ合衆国最高裁判所の代表的な判例を取りあげ、現代アメリカ社会における司法の役割の実態について学習する。最先端の現代アメリカ法の動態を学ぶことで、アメリカ法制度を概観するとともに、アメリカ社会で「法」が果たしている重要な機能について基礎的な理解を得ることを目的とする。

< 達成度 >

現代アメリカ法の基本的特徴を示す、多元性(連邦法・州法の関係)、陪審制、懲罰的損害賠償(punitive damages)、クラスアクション(class action)等の制度について、主要判例の争点と理由づけを十分理解すること、及び、日米比較法の観点から現代アメリカ司法制度が社会の中で果たしている役割について説明できるようになること。

< 授業内容・方法 >

この授業は、すべて日本語の教材を用いて、講義形式で行う。

各回の授業では、その回のテーマにかかわる判例を解説し、その判例が、アメリカ法体系の中で持つ意義を考えるとともに、その法的問題がアメリカ社会の中でどのような意義を持っているか探求していく。

予習復習の便宜のために、インターネット上でケースブック形式の教材を使用する。

各回のテーマは次の通りである。

- 1 州裁判所管轄の限界 Long Arm Statute : Asahi Metal 判決 (1987)
- 2 懲罰的損害賠償 (Punitive Damages) : Honda Motor 判決 (1994)
- 3 現代的な不法行為 タバコ訴訟 : Philip Morris 判決 (2007)
- 4 Trial 構造 (1) Evidence/Expert Witness
- 5 Trial 構造 (2) 憲法第7修正 : 民事陪審制度
- 6 不法行為法改革の動き
- 7 不法行為法の構造
- 8 準拠法選択問題 Choice of law
- 9 十分な信頼と信用 Full Faith and Credit
- 10 救済法 Injunction : e-Bay 判決 (2006)
- 11 情報不法行為 : Bartnicki 判決 (2001)
- 12 証券規制クラスアクション
- 13 経済法 3倍賠償 (Treble Damages)
- 14 特許権 : MedImmune 判決 (2007)
- 15 著作権 : Grokster 判決 (2005)

< 授業時間外学習 >

インターネット教材へのアクセス及び法政実務図書室でのリーガル・リサーチが含まれる。

<教科書・教材>

- ・インターネット教材（ケースブック）<http://www.law.tohoku.ac.jp/~serizawa/>

<参考文献>

- ・浅香吉幹『現代アメリカの司法』
- ・浅香吉幹『アメリカ民事手続法』
- ・その他参考文献は、インターネット教材および授業の中で紹介する。

<成績評価の方法>

各回の質疑応答・討論の内容(10%)および期末に行われる筆記試験の成績(90%)によって評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

科目群	基礎法・隣接科目				
授業科目	法と経済学		単位	2	担当教員 森田 果
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW632J	

< 目 的 >

この授業の目的は、法の経済分析（法と経済学）に関する基礎的な素養を習得することにある。伝統的な法学における利益衡量は、解釈論におけるにせよ、立法論におけるにせよ、しばしば直感的で曖昧な嫌いだがあるのに対し、経済分析は、法ルールの設定に対応して人がどのように行動するのかについて、現実を抽象化したモデルに基づいてより客観的な分析を行おうとするものである。複雑な現実をモデル化して分析する経済分析は、思考の整理のためには非常に有用なツールであるが、他方で、モデル化の際に抜け落ちてしまった現実世界との差違に注意を払わないと、経済分析を「誤用」してしまう危険もある。そこで、授業においては、経済分析の有用性と、その利用の際の注意点を習得し、法律家として説得的な主張をなすことができるようになることを目指す。

< 達成度 >

さまざまな解釈論・立法論において経済分析を理解し、自らもある程度応用できるようになる。

< 授業内容・方法 >

この授業では、経済分析を活用することによってどのような知見が得られるのかについて、トピックを選んで解説する。適宜質問を投げかけることで、経済学的な考え方のセンスが養われるように努める。

各回の内容は、以下の予定（ただし、出席者の理解度等に応じて適宜変更される可能性がある）：

- 第 1 回：法と経済学入門
- 第 2 回：刑法の経済分析 1
- 第 3 回：刑法の経済分析 2
- 第 4 回：不法行為の経済分析 1
- 第 5 回：不法行為の経済分析 2
- 第 6 回：所有権法の経済分析 1
- 第 7 回：所有権法の経済分析 2
- 第 8 回：契約法の経済分析 1
- 第 9 回：契約法の経済分析 2
- 第 10 回：家族法の経済分析
- 第 11 回：会社法の経済分析 1
- 第 12 回：会社法の経済分析 2
- 第 13 回：会社法の経済分析 3
- 第 14 回：法と経済学のこれから（実証分析、行動経済学）
- 第 15 回：take home exam の説明

< 授業時間外学習 >

予習の必要はないが、復習をすることが望ましい。

< 教科書・教材 >

スティーブン・シャベル『法と経済学』（2010、日本経済新聞社）

その他、担当教員が適宜参考文献を指定する。

<成績評価の方法>

期末試験(take home exam・80 %) 及び、授業への貢献度(20 %)による。期末レポートにおいては、知識が問われるのではなく、半期の授業を通じて、どれだけ「経済学的に」「自分で」考えられるようになったかが問われる。文献を調べることによって「正解」が分かるような性質のものではないので、注意すること。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

各回で扱う法分野についての基礎的な知識を受講者が持っていることが望ましい。

科目群	基礎法・隣接科目				
授業科目	外国法文献研究（英米法）		単位	2	担当教員 芹澤 英明
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW633J	

< 目 的 >

最近出版され注目を集めている英米法文献（研究書・論文類）を精読することにより、英米法（アメリカ法・イギリス法等）に対する理論的・学問的理解を深めるための基礎的な訓練を行う。研究者志望の者だけでなく、実務法曹を目指す者が、将来、法律実務（国際法務を含むがそれに限らない）にたずさわりながら、大学等の研究機関で、より高度な法学研究を続けるための基礎力を養成する。

< 達成度 >

博士後期課程後継者養成コースに進学し、法律事務と研究活動进行ける上で前提となる、法律英語文献読解力及び日本語による論文作成力を身につけること。

< 授業内容・方法 >

授業は、個人指導ないしグループ指導のためのテュートリアル (tutorial) 方式で行う。

1. ガイダンス
2. 担当文献の解説・選択
3. テュートリアル（予習を前提にした文献読解・質疑応答・個別指導）
4. "
5. "
6. "
7. "
8. "
9. "
10. "
11. "
12. "
13. ゼミレポート作成指導・添削
14. "
15. ゼミレポートの提出および講評

< 授業時間外学習 >

ガイダンスの時に指示する。

< 教科書・教材 >

ガイダンスの時にプリント教材を配布する。

< 成績評価の方法 >

最終ゼミレポート（80％）及びテュートリアルでの質疑応答（10％）・リサーチ結果（10％）を総合的に評価する。ゼミレポートは、脚注付きの小論文形式とし、内容については、リーガル・リサーチを行った上で、授業で精読した文献の紹介を行うものとする。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の1つとなる。

<その他>

研究大学院修士課程と法科大学院課程との共通科目として開講される。片平キャンパスの法科大学院で開講される。

科目群	基礎法・隣接科目				
授業科目	外国法文献研究 II (ドイツ法)		単位	2	担当教員 樺島 博志
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	隔週 2 時間
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW634J	

< 目 的 >

本演習は、ドイツ法における事案解決の方法論を取り扱う。とりわけ、事案分析と起案にかかわる法的審査技術に着目する。ここでいう法的審査技術とは、法的紛争を解決するための固有の方法論的アプローチであり、具体的事案に総合的な検討を加えるための思考過程の類型化である。この技術はドイツにおいて、法的事案の分析と解決のための方法を学ぶうえで大きな役割を果たしている。事案解決のための技術と方法を学ぶことにより、参加者は事案解決を起案するための論理的な組立て方を習得し、個々の事案の本質的な問題を明確に見極められるようになるだろう。

< 達成度 >

この演習の目標は、受講者が事案解決の技術と方法の基礎を身につけることである。法律学方法論は、それ自体を目的とするのではなく、事案解決のために具体的に用いられるものである。参加者は、この意味での法律学方法論を、日本法を扱ううえで応用できるようになることを期待される。

< 授業内容・方法 >

法的審査技術事案解決にかんするドイツの入門書を講読する。参加者は、テキストの内容を日本語に翻訳し、的確に理解することを要求される。さらに、演習の事例問題について、テキストの解答例を参考に、自らの解答案を起案する。1 回目授業進行の方法について説明を行い、2 回目から 15 回目まで、2 コマを 1 ユニットとして計 7 問の事例問題について審査文書を作成する。

< 授業時間外学習 >

指定されたドイツ語による事例問題について、解答案を起案することを授業の予習課題とする。授業での審査結果を踏まえて、予習で作成した審査文書の見直しをすることを復習課題とする。

< 教科書・教材 >

ドイツ法の演習用教材は、担当者が準備し、受講者に配布する。

取り扱う教材は次のものを予定している。

Olzen, Drik; Wank, Rolf: *Zivilrechtliche Klausurenlehre mit Fallrepetitorium*, 5. überarbeitete Aufl. Köln, München: Carl Heymanns Verl. 2007.

Valerius, Brian: *Einführung in den Gutachtenstil: 15 Klausuren zum Bürgerlichen Recht, Strafrecht und Öffentliches Recht*, dritte, überarbeitete und aktualisierte Aufl. Würzburg: Springer, 2009.

Merten/ Niederle: *Standardfälle Zivilrecht für Anfänger*, 5. Aufl. Altenberge: Niederle Media, 2008.

< 成績評価の方法 >

- ・平常点として、受講者の翻訳、解答案、討議の各成果と能力について総合的に評価する。(50%)
- ・期末課題として、授業で取りあげた事案のうち任意のものについて審査結果を起案し、レポートとして提出するものとする(50%)。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の 1 つとなる。

< その他 >

ドイツ法のテキストと事例問題を扱うので、ドイツ語の基礎知識を受講の前提とする。

日本語の参考文献として、次のものを参照せよ。

樺島博志、トマス・シェーファー「法的思考と審査技術」法学 74 巻 6 号 (2011) 39-71 頁。

科目群	基礎法・隣接科目				
授業科目	外国法文献研究（フランス法）		単位	2	担当教員 嵩 さやか
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW635J	

< 目 的 >

この授業は、フランス法に関心を持つ法科大学院の学生を対象に、法についてフランス語で書かれた文献を読むことを通じて、フランスの法・文化・社会に対する理解を深めることを目的とする。さらに、フランスを鏡として、日本法の理解を深めることも、重要な目的である。

< 達成度 >

フランス語の法律文献を正確に訳すことができ、さらにその内容について理解し検討することができる。

< 授業内容・方法 >

1．授業内容

フランス法に関するフランス語の文献を受講者とともに読解し、日本法と比較しながらフランス法制の特徴等を検討する。

2．教育方法

各受講者が、毎回、教材の指定された部分の翻訳を提出し、他の受講者と担当教員とその内容について検討・質疑を行う形式で進める。

3．予定

第 1 回 ガイダンス・教材の説明

第 2 回～第 15 回 教材の読解

教材読解の進捗は受講者の人数・フランス語能力等によって変動するため、各回の授業内容については毎回具体的に周知する。

< 授業時間外学習 >

次回分として指定された箇所の邦語訳を作成する。その他の詳細は、授業中に指示する。

< 教科書・教材 >

Alain Supiot, La Gouvernance par les nombres : Cours au Collège de France (2012-2014) (Paris : Fayard, 2015) の一部を予定しているが、受講者の興味にしたがって教材を変更する場合がある。

< 成績評価の方法 >

毎回の授業における翻訳および質疑応答、授業への取り組みの状況を評価対象とする「平常点」(50 %) と、「レポート試験」(50 %) による。なお、成績評価に際しては、上記の < 達成度 > が指標の 1 つとなる。

< その他 >

質問は適宜、授業後に受け付ける。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	環境法			単位	2	担当教員	北村 喜宣
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数		学期前半に 2 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW636J	

< 目 的 >

環境法の私法的側面については環境法 に委ね、本講義では、環境法の理念・原則、環境法政策の手法、環境法の行政法的規制の法制度、および、それをめぐる行政訴訟について学習する。司法試験用論文に収録されているいわゆる 10 法のうちの主要法律を中心に検討する。単純に個別法を解説するのではなく、環境法の基本的考え方や手法を踏まえて、当該制度の存在理由、改正による展開の状況、制度運用の実態と改善方向などを議論し、多角的に法制度をとらえることができる能力の育成を目指す。

< 達成度 >

前半部分で講じられる環境法総論の議論を踏まえて、後半部分で講じられる個別環境法の仕組みを整理することができるようになること。

環境法政策の観点から重要と思われる改正について、「従来の仕組み、運用上の問題点、改正法の内容」という三点セットで理解ができるようになること。

環境影響評価法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、土壤汚染対策法、廃棄物処理法、自然公園法の規制の流れがイメージできるようになっていること。^

設例問題をみたときに、どこにどのような論点が伏在しているのかを見抜ける力がついていること。

< 授業内容・方法 >

1. 授業方法

レジュメのなかにある「Q」を中心にして議論をする。いくつかの「Q」については、課題として簡単なレポートを要求する。講義形式を基本とするが、頻繁に受講生の発言を求め、ときには行政法の理解も確かめながら進める。

2. 授業予定

15 回の講義予定は、以下の通りである。法制度の全体を概説するのではなく、論点をいくつかに絞って、深掘りをした議論をする。

(1) イントロダクション(環境法の全体像と環境法の学び方) (2) 環境法の基本的考え方 (3) 環境法の仕組み (4) 環境基本法 (5) 環境影響評価法 (6) 水質汚濁防止法(その1) (7) 水質汚濁防止法(その2) (8) 大気汚染防止法 (9) 土壤汚染対策法 (10) 循環基本法+廃棄物処理法(その1) (11) 廃棄物処理法(その2) (12) 廃棄物処理法(その3) (13) 自然公園法 (14) 問題演習(その1) (15) 問題演習(その2)

< 授業時間外学習 >

授業は、レジュメにあげられる「Q(質問)」の解説を中心に展開される。したがって、予習や復習の際には、この点を中心に、テキストや法令集を参照しつつ準備してほしい。

< 教科書・教材 >

1. 授業レジュメ(電子データで配布する)

2. 北村喜宣『環境法〔第4版〕』(弘文堂、2017年)

3. 大塚直ほか(編)『八訂ベーシック環境六法』(第一法規、2018年)(頻繁に法令集を参照するので、この資料は必携である)

<成績評価の方法>

期末試験 70 %、平常点 30 %（課題対応 20 %、授業への参加 10 %）。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の 1 つとなる。

<その他>

1. 初回講義時には、別途用意するプロフィールシートを完成の上、提出すること。
2. 授業は、後期の前半で終了する。原則として、火曜日 4 ～ 5 限を 7 回実施する。
3. 課題は、授業中間段階で実施する。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	環境法		単位	2	担当教員 大塚 直
配当年次	L 2、3	開講学期	集中講義	週間授業回数	-
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW637J	

< 目 的 >

これまでの奔放な経済活動のもたらした環境への負荷が、許容量をこえて蓄積し、環境を破壊し、人々の生活に重大な影響を与えつつある。今日では、地球規模で、環境を守り循環型社会への転換が求められていることは周知の通りである。この授業では、とくに、環境私法を中心として、現代の法がかかえる法的課題と、なすべき理論的・実践的取り組みを検討することを目的とする。

< 達成度 >

環境私法を中心とし、重要な環境訴訟について、事案と法理論上の問題点を把握し、自らの結論を理由とともに導くことができる。環境法の理念・原則について環境法全体との関係で理解する。

< 授業内容・方法 >

環境法の判例を扱うほか、環境法の総論的課題：理念・原則・手法と、個々の環境法の諸問題との連関について扱う。

講義は集中講義と演習の組み合わせの形で行われるので、受講者はあらかじめ、大塚直・環境法 Basic(第2版)(有斐閣、2016)を通読の上、授業に持参すること。

- 第 1 回 環境法の理念・原則(1)
- 第 2 回 環境法の理念・原則(2)
- 第 3 回 環境政策の手法
- 第 4 回 環境訴訟全般
- 第 5 回 民事訴訟と行政訴訟(1)
- 第 6 回 民事訴訟と行政訴訟(2)
- 第 7 回 民事訴訟と行政訴訟(3)
- 第 8 回 民事賠償訴訟(1)―過失、権利侵害・違法性・受忍限度、環境権
- 第 9 回 民事賠償訴訟(2)―因果関係、損害・賠償範囲、共同不法行為
- 第 10 回 民事差止訴訟(1)
- 第 11 回 民事差止訴訟(2)
- 第 12 回 民事差止訴訟(3)、リスク訴訟
- 第 13 回 土壌汚染訴訟、廃棄物訴訟(1)
- 第 14 回 廃棄物訴訟(2)
- 第 15 回 廃棄物訴訟(3)その他

< 授業時間外学習 >

授業中に知らせる。

< 教科書・教材 >

【教科書】

大塚直・環境法 Basic(第2版、有斐閣、2016)

環境法判例百選

環境法の判例については一覧表を追加するので、掲示に注意されたい。

(以下、参考文献、参考書)

大塚直・環境法(第3版)(有斐閣、2010)

大塚直「(連載)環境法の新展開」法学教室 283 号以下(2004 年 4 月号～)
取り扱う裁判例等について詳細なスケジュールを追って配布するのでよろしくお願いします。

<成績評価の方法>

期末試験又はレポート、および講義への貢献度によって総合評価する(期末試験又はレポート 60 %、平常点 40 %)。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の 1 つとなる。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	租税法基礎			単位	2	担当教員	澁谷 雅弘 藤岡 祐治
配当年次		L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW638J	

< 目 的 >

この授業の目的は、租税法総論および所得税の基本的仕組みを理解することにある。これによって、法律実務家として最低限必要な租税法の基礎を学び、「課税のトラップ」に陥ることのない実務能力を身につける。

< 達成度 >

1. 所得税の基礎を理解し、その実務的な問題点を発見・検討する能力を身につける。
2. 租税法総論の基本的部分である、租税法の基本原則および租税手続法の基礎を理解する。
3. 租税法と私法、特に取引法との関係を認識し、個別事案において税法上の諸問題の前提となっている私法関係を読みとる能力を身につける。

< 授業内容・方法 >

授業は、対話型の少人数講義により行う。教材として、金子宏ほか編『ケースブック租税法』（弘文堂、第5版、2017）を用いる。

各回のテーマは、次の通りである。

1. イントロダクション
§ 121.02, 1 - 6 頁。
2. 租税法の基礎理論 1
§ 122.02, § 123.01, § 124.01, § 140.02.
3. 租税法の基礎理論 2
§ 125.01, § 111.01, § 132.01.
4. 租税の賦課・徴収手続
6 - 11 頁。
5. 租税法の解釈と適用 1
§ 161.01, § 162.01, § 163.01.
6. 租税法の解釈と適用 2
§ 163.02, § 164.01, § 164.02, § 166.01.
7. 所得税の基礎 1
§ 211.01, § 211.02, § 211.05, § 212.02.
8. 所得税の基礎 2
§ 213.01, § 213.02, § 214.01.
9. 所得分類 1
§ 221.02, § 221.03, § 222.01, § 222.02.
10. 所得分類 2
§ 222.03, § 222.06.
11. 所得分類 3
§ 223.01, § 223.02, § 223.03, § 223.04.
12. 所得分類 4
§ 223.05, § 224.01, § 224.02, § 225.01.
13. 所得の計算と年度帰属 1

§ 231.01, § 231.02, § 231.03.

14 . 所得の計算と年度帰属 2

§ 232.01, § 232.03, § 233.01, § 234.04.

15 . 所得税額の計算

§ 241.01, § 242.01, § 242.02.

<授業時間外学習>

詳細は授業中に別途周知する。

<教科書・教材>

授業では、上記の『ケースブック租税法』のほか、租税法規が掲載された六法（所得税法、法人税法、国税通則法など。租税特別措置法までは必要ない）を使用する。

また、予習・復習を十分に行うためには、租税法の教科書が必要である。初学者向けの教科書としては、中里実ほか編『租税法概説』（有斐閣）増井良啓『租税法入門』（有斐閣）岡村忠生ほか『ベーシック税法』（有斐閣アルマ）佐藤英明『スタンダード所得税法』（弘文堂）等を勧める。より詳細な体系書としては、金子宏『租税法』（弘文堂）又は谷口勢津夫『税法基本講義』（弘文堂）を勧める。その他、演習書として、やや難易度が高いが、佐藤英明ほか『租税法演習ノート』（弘文堂）がある。判例や実務的な問題の学習のためには、『最新租税判例60』（税研148号）『最新租税判例70』（税研178号）『法人税精選重要判例詳解』（税務経理協会）を勧める。

参考書として、『租税判例百選』（有斐閣）を指定する。

<成績評価の方法>

成績評価は、筆記試験 80 %、平常点 20 %の割合で行う。

平常点は、質疑に際して事前に準備をして回答ができたかどうか、回答の内容が適切であるか、積極的に議論に参加したか等により評価する。

なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	実務租税法			単位	2	担当教員	瀧本 文浩
配当年次		L 2、3	開講学期	集中講義	週間授業回数		—
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW639J	

< 目 的 >

この授業の目的は、法人税法の基本的な仕組みを理解してもらうとともに、実際の企業法務において法人税がどのような形で問題となり、実務家がどのように対応しているかという観点から、法人税の実務について理解してもらうことにある。

< 達成度 >

法人税法に関連する典型的な事案について、問題の所在を把握し、裁判例を踏まえた上で、事案解決のための規範を定立し、事案をあてはめて結論を提示することができる。

< 授業内容・方法 >

授業は、対話型の講義により行う。

授業では、法人税法の当該部分について基本的な説明を行うとともに、事前に指定した裁判例を中心に検討を加える。

1．イントロダクション、法人税総説

法人税に関する具体的な問題、これに関与する実務家の立場について簡単に紹介した後、法人税の意義について検討する。

2．法人税の納税義務者

法人税の納税義務者について検討する。

3．法人所得の意義と計算（総説） 益金（1）

法人所得について基本的な説明を行った後、益金の認識基準について検討を加える。

4．益金（2）

具体的な益金の意義について検討を加える。

5．損金（1）

損金の認識基準について検討を加える。

6．損金（2）

7．損金（3）

8．損金（4）

9．損金（5）

10．損金（6）

11．損金（7）、グループ法人税制

損金（2）から損金（7）では、損金算入が問題となる各項目について、順次検討を加える。
また、グループ法人税制について検討を加える。

12．組織再編税制

法人の合併、会社分割、株式交換および株式移転に関する課税について検討を加える。

13．同族会社の特例、設例の検討（タックス・プランニング）

同族会社に関する課税の特例について検討を加える。また、タックス・プランニングについても紹介する予定である。

14．設例の検討（2）

実際の場面で法人税法がどのように適用されるか、さらに紹介する。

15．法人事業税

法人事業税について検討を加える。法人住民税にも言及する。

< 授業時間外学習 >

授業では適宜学生に質問しながら進めるので、学生は、事前に指定する裁判例を予習してから授業に臨むこと。各回の具体的な予習範囲はTKCで周知する。

< 教科書・教材 >

授業では、法人税法が掲載された六法を使用する。民法や会社法の条文を参照することもあるので留意されたい。

教科書として、金子宏『租税法』（弘文堂）を指定する。

参考書として、『租税判例百選』（有斐閣）を指定する。

その他、演習書として、金子宏ほか『ケースブック租税法』（弘文堂）を薦める。

< 成績評価の方法 >

成績評価は、筆記試験 70 %、平常点 30 %の割合で行う。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 >が指標の1つとなる。

< その他 >

「租税法基礎」をすでに履修していることを本科履修の条件とする。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	金融法		単位	2	担当教員 本多 正樹
配当年次	L 2、3	開講学期	集中講義	週間授業回数	—
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW642J	

< 目 的 >

この授業では、金融（制度）に関する法的枠組みの全体像を理解するとともに、通常の民事法の講義ではカバーされない金融取引法についての基本的な知識を得ることを目的とする。

< 達成度 >

金融規制・監督に関する制度の基本的な構造と背景となっている考え方を理解する。資金の運用・調達や資金決済に関する金融取引につき、法的論点の所在を提示できる。これらを通じ、金融に関する問題に接した場合の問題解決の手がかりを掴めるようになることを目指す。

< 授業内容・方法 >

基本的に講義形式によるが、いくつかの判例・テーマについて受講者の担当を決め、説明・報告をしてもらうことも考えている。

内容としては以下を予定している。ただし、受講者の関心や授業の進行状況によって、順序、内容に変更がありうる。

1. 金融と金融法
2. 金融機関と金融制度
3. 金融規制とブルデンス政策
 - (1) 金融規制の目的等
 - (2) 金融機関の参入規制・業務範囲規制、金融機関のグループ化
 - (3) 自己資本比率規制等
 - (4) 行為規制等
 - (5) 最近の動向など
4. 各種の支払方法と決済システム
 - (1) 預金取引と資金決済
 - (2) 各種の支払方法（クレジット、電子マネー等）
 - (3) 決済システム・為替概念、仮想通貨（暗号資産）
5. 資金の運用・調達に関する諸問題
 - (1) 貸出等
 - (2) 信託とファンド
 - (3) 証券化、デリバティブ取引等

< 授業時間外学習 >

集中講義であるが、授業開始日よりできるだけ前の時点で TKC にレジュメ等をアップする予定である。受講者は、あらかじめレジュメと教科書の該当部分に目を通し、場合によっては指定された判例・参考文献を読んだうえで、授業に参加することが期待される。

< 教科書・教材 >

今年度は、神田秀樹・神作裕之・みずほフィナンシャルグループ『金融法講義』新版（岩波書店）を教科書として使用するので、受講者は授業に持参すること。授業では別途レジュメも使用する予定。

参考書：神田秀樹ほか編『金融法概説』（有斐閣）

小塚荘一郎・森田果『支払決済法』第3版（商事法務）

川口恭弘『現代の金融機関と法』第5版（中央経済社）

鹿野嘉昭『日本の金融制度』第3版（東洋経済新報社） ほか、適宜、紹介する。

<成績評価の方法>

試験（75％）および平常点（授業における発言等、25％）により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

担当教員の略歴： 日本銀行、京都大学法学研究科（実務家教員）を経て東京国際大学

2020年度は開講しない（隔年開講科目）

科目群	展開・先端科目				
授業科目	経済法		単位	2	担当教員 滝澤 紗矢子
配当年次	L 2、3 年	開講学期	前期	週間授業回数	3 回 (前期を二分し、前半に行う)
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW643J	

< 目 的 >

日本における競争政策と規制の概要を知るため、独占禁止法の基本的な考え方を体系的に習得することを目的とする。必要に応じて判審決・ガイドライン等の原資料の検討・分析を行なうことを通じ、事案から法的問題を見出して解決に導きうる論理力を養成することも目指す。

< 達成度 >

弊害要件総論を中心に独占禁止法の基本的思考方法を身につけて、各法定違反類型で応用できるようにする。

不当な取引制限、不公正な取引方法、私的独占という基本的な法定違反類型の構造を理解し、各事案に当てはめられるようにする。

< 授業内容・方法 >

1 内容

独占禁止法の違反要件の基礎的部分を体系的に講義する。授業の進度に応じて関連判審決・ガイドライン等の原資料を検討・分析する。

2 方法

前半は比較的講義が中心となる。徐々に具体的事案について受講者と質疑応答を行っていく。

3 予定

概ね、以下の予定に従って進める。

本講義の説明、独禁法の基本体系

弊害要件総論：市場

弊害要件総論：市場画定

弊害要件総論：反競争性（基本）

弊害要件総論：反競争性（応用）

弊害要件総論：正当化理由

違反要件各論：不当な取引制限（行為要件：他の事業者と共同して）

違反要件各論：不当な取引制限（行為要件：相互拘束又は遂行）

違反要件各論：不当な取引制限（弊害要件）

違反要件各論：不当な取引制限（入札談合をめぐる応用的問題）

違反要件各論：私的独占、不公正な取引方法（総論）

違反要件各論：私的独占、不公正な取引方法（競争停止型）

違反要件各論：私的独占、不公正な取引方法（排除型：差別的取扱い）

違反要件各論：私的独占、不公正な取引方法（排除型：略奪的価格設定）

違反要件各論：不公正な取引方法（搾取型）

< 授業時間外学習 >

授業中に指示する。

<教科書>

白石忠志『独禁法講義（第8版）』（有斐閣）

<教材>

配布資料

<参考書>

授業中に指示する。

<成績評価の方法>

期末筆記試験80%、平常点20%により評価する。なお、成績評価に関しては、授業への取り組み・質疑応答の状況等を総合的に評価する。

成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

「経済法」の受講を希望する者は、この講義を必ず受講しておくこと。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	経済法		単位	2	担当教員 滝澤 紗矢子
配当年次	L 2、3 年	開講学期	前期	週間授業回数	2 回 (前期を二分し、後半に行う)
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW644J	

< 目 的 >

経済法 の既修者を対象として、独禁法違反要件の応用部分、及び独禁法違反行為に対するエンフォースメントを習得することを目的とする。同時に、実務的かつ発展した知識及び思考方法を獲得し、法曹として活動する場合に経済法を専門分野にできる基盤が形成されたといえるレベルへの到達を目指す。

< 達成度 >

応用的違反類型も含めて、独禁法の法定違反類型の基本構造を理解し、具体的事案で正確な当てはめを行えるようにする。

エンフォースメントの問題も視野に入れて競争問題に対応できる力を身につける。

< 授業内容・方法 >

1 内容

事業者団体規制、企業結合規制を始めとする独禁法違反要件の応用部分を押さえた後、独禁法違反行為に対する各種エンフォースメントを体系的に講義する。また、授業の進度に応じて判審決・ガイドライン等の原資料を読み、応用的事例研究を行う。問題となる具体的実務的論点について、現実にはどのように対応することになるのか、基本六法に立ち戻って論理的に思考し、討論できるような機会を設ける。これによって、独禁法全体の基本構造を習得し、かつ応用問題にも対応する力を習得することを目的とする。

2 方法

受講者との質疑応答を軸として進める。そのために、受講者は、示された予習範囲を十分準備する必要がある。

3 予定

経済法 の復習、不公正な取引方法：不正手段

違反要件各論：私的独占、不公正な取引方法（応用）

違反要件各論：私的独占、不公正な取引方法（相談事例）

違反要件各論：私的独占、不公正な取引方法（まとめ）

違反要件各論：事業者団体規制

違反要件各論：企業結合規制（基本）

違反要件各論：企業結合規制（事例）

応用的諸問題、適用除外

国際事件

エンフォースメント：公取委による事件処理（調査、排除措置命令）

エンフォースメント：公取委による事件処理（課徴金納付命令）

エンフォースメント：公取委による事件処理（課徴金減免制度、その他）

エンフォースメント：刑事罰

エンフォースメント：民事訴訟

最新事例

< 授業時間外学習 >

授業中に指示する。

<教科書>

白石忠志『独禁法講義（第8版）』

<教材>

配布資料

<参考書>

白石忠志『独占禁止法（第3版）』（有斐閣）

白石忠志『独禁法事例集』（有斐閣）

大久保・滝澤・伊永編『ケーススタディ 経済法』（有斐閣）

川濱・武田・和久井編『論点解析 経済法（第2版）』（商事法務）

<成績評価の方法>

期末筆記試験80%、平常点20%により評価する。なお、成績評価に関しては、授業への取り組み・質疑応答の状況等を総合的に評価する。

成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

この講義の受講を希望する者は、「経済法」を必ず受講しておくこと。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	企業法務演習			単位	2
				担当教員	丸茂 彰
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	隔週 2 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS-LAW645J	

< 目 的 >

M & Aを中心に、M & Aの目的・手法、その周辺諸問題を含めて、仮想事例及び実際の事案の検討を通じて分析し、特に法律実務家としての視点で目標達成の手法、関連する問題解決の選択肢を見出し、その得失の比較等を行う実務能力を養うことをめざす。また、随時、M & Aを理解するために必要なファイナンス理論やM & Aに伴う資金調達についても概観し、幅広い視点でM & Aを分析する能力を身につけることもめざす。

< 達成度 >

M & Aの実務の流れを把握し、各段階で留意すべき法的問題点を把握するとともに、契約書等の作成に際しても、その目的を把握しつつ法的問題点を見出し、当事者視点での解決策を提示し、相手方と交渉することができる。

< 授業内容・方法 >

原則として、担当教員からM & Aの法務等に関する解説を各講義の前半に行うが、後半は仮想事例及び近時に公表または報道された実際の事案を検討する。実際の事案については、会社法（M & A）分野の取引事例を中心に取り上げる予定であるが、周辺分野等で注目される取引事例や、関連する紛争案件その他についても、適切なものがあれば対象としていきたい。

具体的には、各講義の最初に、担当教員からM & Aを理解するために必要なM & A法務の他、ファイナンス理論、M & Aに伴う資金調達の実務等について解説を行う。それに引き続き行われる仮想事例及び事案の検討については、まず、担当教員により事前に検討対象たる仮想事例における分担及び実際の事案が指定される。事前に配布又は伝達される検討の手がかり及び適宜指定される教材等に基づき、各回の報告担当者が事前に報告用のレジュメを作成・配布し、講義当日は報告者の報告に基づき討論を行うという形式で進める。

初回はイントロダクションとし、担当教員から以後の検討の基礎としてM & Aの法務の概要を解説し、以降は上記に従い、各回の前半に行われる担当教員による講義に引き続き、報告者の報告を中心に検討対象たる仮想事例及び事案の検討を行う。

< 授業時間外学習 >

必要に応じ授業において指示する。

< 教科書・教材 >

適宜、追って指定する。

< 成績評価の方法 >

報告者としての報告内容（おおよそ 50%）および討論への参加状況（おおよそ 50%）を勘案して総合的に評価する。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 >が指標の1つとなる。

< その他 >

会社法を既に履修していることが最低条件である。そのほか、金融商品取引法、独占禁止法、労働法など、事案に則して関連する法領域についても自主的に学習することが求められる。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	民事執行・保全法		単位	2	担当教員 今津 綾子
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW646J	

< 目 的 >

民事執行および民事保全の手続についての基本的な知識を得る。

< 達成度 >

1. 民事執行および民事保全の手続に妥当する基本的な要請を踏まえ、それぞれの手続の概要を理解する。
2. 上記 1 に加え、民事実体法および判決手続に関する知識を再確認しながら、私人の権利を強制的に実現するまでの過程を体系的に理解する。

< 授業内容・方法 >

1. 授業内容

民事執行法および民事保全法の解釈を中心とし、適宜判例にも触れる。

2. 授業方法

講義形式による。

3. 予定

- 第 1 回 民事執行・保全法総論
- 第 2 回 強制執行総論：債務名義
- 第 3 回 強制執行総論：執行文
- 第 4 回 強制執行総論：違法執行に対する救済
- 第 5 回 強制執行総論：不当執行に対する救済
- 第 6 回 強制執行各論：不動産執行
- 第 7 回 強制執行各論：不動産執行
- 第 8 回 強制執行各論：不動産執行
- 第 9 回 強制執行各論：動産執行
- 第 10 回 強制執行各論：権利執行
- 第 11 回 強制執行各論：非金銭執行
- 第 12 回 強制執行各論：担保権の実行
- 第 13 回 強制執行各論：担保権の実行
- 第 14 回 民事保全総論
- 第 15 回 民事保全各論

< 授業時間外学習 >

詳細は授業中に指示します。

< 教科書・教材 >

授業は、配布するレジュメに沿って進める。

必要に応じて、以下の教科書等を参照すること。

- ・上原敏夫＝長谷部由起子＝山本和彦『民事執行・保全法 [第 5 版]』(有斐閣アルマ、2017)
- ・上原敏夫ほか編『民事執行・保全判例百選 [第 2 版]』(有斐閣、2012)
- ・中野貞一郎＝下村正明『民事執行法』(青林書院、2016)

<成績評価の方法>

期末試験（90 %）および平常点（10 %）による。

評価に際しては、上記の<達成度>が指標の一つとなる。

<その他>

科目群	展開・先端科目				
授業科目	倒産法		単位	2	担当教員
					坂田 宏 宇野 瑛人
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW647J	

< 目 的 >

本講義は、我が国における倒産処理手続を司る法の内、清算型手続の基本法である破産法及び再建型手続の基本法である民事再生法を主たる対象として、これら制度の基本的な枠組み・その背後にある基本的なものの考え方について学習することを目的とする。なお、場合に応じて、これら二法と関わりのある法（民法・民事訴訟法・会社法・会社更生法等）にも触れる場合があり、民事法全体について倒産処理の視点から横断的な視点を獲得することをも目的とする。

< 達成度 >

1. 破産法及び民事再生法の基本的な条文について、その制度趣旨と基本的な運用方法を理解し、適切に説明することができる。
2. 破産法及び民事再生法と、周辺他法の関係を理解し、適切に説明することができる。

< 授業内容・方法 >

講義毎にレジュメを事前に配布し、これに沿って講義を進める。受講生がレジュメを熟読し、関連範囲について十分に予習を経ていることを前提に、若干の口頭での問答を交える。

具体的な講義の順序及び各回への配当は以下の通りである（各トピックの分量・進行の円滑さによって若干の修正があり得る。また、より詳細なヴァージョンを初回講義時に配布する）。

第一回 破産法及び民事再生法の規律の全体像の概観・倒産処理制度の目的

手続の概観・目的論

第二回 破産手続の開始

当事者・破産手続開始申立て・開始要件

第三回 破産手続の開始

破産手続開始の効果・保全処分

第四回 破産財団・手続機関・取戻権

破産手続開始の効果・破産財団の範囲・破産管財人・取戻権

第五回 破産債権・財団債権

破産債権・財団債権・開始時現存額主義

第六回 破産債権の調査・配当・免責

債権確定手続・配当手続・免責不許可事由・非免責債権

第七回 契約関係の処理

双方未履行双務契約・各種契約の特則

第八回 別除権

別除権・不足額責任主義・担保権消滅許可制度・非典型担保

第九回 否認権

否認権総論・財産減少行為否認・相当対価行為否認・無償行為否認

第十回 否認権

偏頗行為否認・對抗要件否認・執行行為の否認・否認権の行使

第十一回 相殺権

相殺権・相殺禁止

第十二回 相殺権 ・会社役員の実任追及

相殺禁止 ・相殺に関する諸問題・会社役人責任査定

第十三回 民事再生手続の開始・手続機関

民事再生手続開始要件・民事再生手続開始の効果・再生債務者・監督委員等

第十四回 民事再生手続における債権・再建型手続における担保権

再生債権・共益債権・別除権協定・更生担保権

第十五回 再生計画

再生計画の作成・可決・認可・遂行

<授業時間外学習>

前記レジュメの配布も含め、詳細はTKCにて周知する。また、初回講義時にも簡単に説明を行う。

<教科書・教材>

特定の書籍を教科書とし、これに沿って講義を進めるということはないが、有益な書籍として以下のものを掲げる。

予習の前提として手続の全体を把握する為に通読に耐え得る書籍

- ・山本和彦『倒産処理法入門 第5版』(有斐閣、2018)
- ・松下淳一『民事再生法入門 第2版』(有斐閣、2014)

自習に際して適宜参照が有益な教科書・体系書等

- ・伊藤眞『破産法・民事再生法 第3版』(有斐閣、2014)
- ・山本和彦編『倒産法概説 第2版補訂版』(弘文堂、2015)
- ・山本克己編『破産法・民事再生法概論』(商事法務、2012)
- ・伊藤眞ほか『条解破産法 第2版』(弘文堂、2014)
- ・園尾・小林編『条解民事再生法 第3版』(弘文堂、2013)

判例集

- ・伊藤・松下編『倒産判例百選 第5版』(別冊ジュリ216号)(2013)

<成績評価の方法>

期末試験80%、平常点20%による。なお、成績評価においては、上記<達成度>が指標の一つとなる。

<その他>

講義に関する質問等については、教員オフィスアワーを利用可能である他、講義後にも質疑の時間を若干設ける。

なお、講義は、民法・民事訴訟法・会社法といった私法系の基本的な科目について、対象年次に期待される基本的な能力を有することを前提として行う。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	応用倒産法			単位	2	担当教員	坂田 宏
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW648J	

< 目 的 >

この授業では、受講者が破産法・民事再生法についての基礎的な知識を有していることを前提として、その定着化を目指すため、破産法および民事再生法の双方について、具体的な事案に対して適切な法的検討を加える能力を修得することを目的とする。

< 達成度 >

具体的な事案（とくに裁判例）を前提として、破産法および民事再生法の適用上問題になる事実関係を的確に把握した上で、かかる事実関係に適用されるべき法規範を構築し、これを当該事実関係に適切に適用することによって妥当な結論を得ることができる。

< 授業内容・方法 >

各回ごとに、裁判例の事実関係、判決・決定の趣旨、判例における展開、学説における議論とその射程距離について、一つの判例評釈を執筆するに至るまでの理解を醸成する。

授業は、原則として、受講生との対話・討論によって進める。

この授業で取り扱う項目は、伊藤眞＝松下淳一編『倒産判例百選』（有斐閣）の中から選定する。（下記は一応の予定である。）

第 1 回：オリエンテーション

第 2 回：支払不能（7 事件）

第 3 回：再生債務者の第三者性（21 事件）

第 4 回：否認と支払不能・支払停止（25・26 事件）

第 5 回：否認（29 事件・30 事件）

第 6 回：否認（31 事件・32 事件）

第 7 回：否認の効果が及ぶ範囲（43 事件）

第 8 回：弁済による代位と財団債権性・共益債権性の承継（48 事件）

第 9 回：商事留置権と担保権・別除権（52 事件・53 事件）

第 10 回：相殺兼と相殺禁止（63 事件・66 事件）

第 11 回：ファイナンスリースと双方未履行総務契約性（74 事件・76 事件）

第 12 回：預託金会員制ゴルフクラブ会員の破産と破産法 53 条（80 事件）

第 13 回：再生計画の認可要件（90 事件・91 事件）

第 14 回：消費者金融会社の破綻と再生計画による未届再生債権（97 事件）

第 15 回：総括

< 授業時間外学習 >

詳細は TKC で周知する。

<教科書・教材>

判例集：伊藤眞＝松下淳一編『倒産判例百選』（有斐閣）

教科書：山本和彦ほか『倒産法概説』（弘文堂・最新版）

山本克己編著『破産法・民事再生法概論』（商事法務・最新版）

伊藤眞『破産法・民事再生法』（有斐閣・最新版）

中島弘雅＝佐藤鉄男『現代倒産手続法』（有斐閣・最新版）

参考書：中島弘雅『体系倒産法Ⅰ』（中央経済社・最新版）

松下淳一『民事再生法入門』（有斐閣・最新版）

山本和彦『倒産処理法入門』（有斐閣・最新版）

山本和彦ほか編著『倒産法演習ノート』（弘文堂・最新版）

伊藤眞『会社更生法』（有斐閣・最新版）

<成績評価の方法>

期末試験（80％）、授業の際の発言内容等の平常点（20％）によることを予定している。なお、成績評価に際しては、上記の＜達成度＞が指標の1つとなる。

<その他>

定例のオフィスアワーのほか、本授業後の一定時間に質問等を受け付ける。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	実務労働法			単位	2	担当教員	桑村 裕美子
配当年次		L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW649J	

< 目 的 >

労働法総論と雇用関係法の前半部分について授業を行う。この授業の目的は、労働法の基本的な枠組みを理解し、雇用関係法に関わる具体的な問題について思考・議論する能力を養うことにある。

< 達成度 >

判例を含む現行労働法の基本的な解釈論について、問題の所在を明らかにし、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができる。基本的な法解釈論上の問題を含む事案について、その解決に必要な事実を抽出し、結論に至るまでの道筋を説得的に示することができる。

< 授業内容・方法・進度予定 >

各回の授業内容は、以下を予定している。

- ・労働法総論
 - 1 イントロダクション、労働法上の「労働者」/ 2 労働法上の「使用者」/
 - 3 労働法規・労働契約/ 4 就業規則(1)/ 5 就業規則(2)/ 6 労働協約
- ・雇用関係法
 - 7 労働者の人権 - 労基法上の人権擁護規定、人格権・プライバシー保護・セクハラなど
 - 8 雇用差別 - 労基法3条・4条、男女雇用機会均等法、均等・均衡処遇、年齢差別など
 - 9 労働関係の成立 - 募集、採用、内定、試用など
 - 10 賃金/ 11 労働時間/ 12 休暇・休業/ 13 安全衛生・労働災害
 - 14 人事(1) - 配転、出向・転籍
 - 15 人事(2) - 昇進・降格、退職など

各回の授業は、重要判例を素材として教員と学生の対話形式で進め、適宜、教員によるポイント解説を織り交ぜる。具体的には、ケースブック(下記<教科書・教材>)の設問の検討を中心に行う。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

< 授業時間外学習 >

詳細は TKC でまたは授業中に知らせる。

< 教科書・教材 >

教材として、荒木尚志ほか『ケースブック労働法〔第4版〕』(有斐閣、2015年)教科書として、水町勇一郎『労働法〔第7版〕』(有斐閣、2018年)を指定する。参考書として、菅野和夫『労働法〔第11版補正版〕』(弘文堂、2017年)、水町勇一郎・緒方桂子編『事例演習労働法〔第3版〕』(有斐閣、2017年3月)を挙げておく。なお、初めて労働法を学ぶ場合は、水町勇一郎『労働法入門』(岩波書店〔岩波新書〕、2011年)を開講までに読んでおくとよい。

< 成績評価の方法 >

期末試験(論述式)9割、平常点(授業への取り組みの状況、授業中における質疑応答の状況)1割で評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

各授業の終了後、質問を受ける時間を設ける。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	実務労働法			単位	2
				担当教員	桑村 裕美子
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW650J	

< 目 的 >

雇用関係法（後半部分）労使関係法、労働法の新領域、労働法の総合的考察について授業する。この授業の目的は、労働法の基本的な枠組みを理解するとともに、労働法をめぐる新たな課題や複合的問題について思考・議論する能力を養うことにある。

< 達成度 >

実務労働法 に続くテーマにおいて、判例を含む現行労働法の基本的な解釈論について問題の所在を明らかにし、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができる。基本的な法解釈論上の問題を含む事案について、その解決に必要な事実を抽出し、結論に至るまでの道筋を説得的に示すことができる。授業の後半で扱う総合的考察を通じて、複数のテーマが関わる問題についても論点を正確に把握し、説得的な論理展開によって自らの結論を導くことができる。

< 授業内容・方法・進度予定 >

各回の授業内容は、次の通りである。

- ・雇用関係法
 - 1 インTRODクシヨ、懲戒（1）／2 懲戒（2）／3 労働関係の終了1—解雇（1）
 - 4 労働関係の終了1 - 解雇（2）／5 労働関係の終了2—雇止め、辞職、合意解約、定年
- ・労使関係法
 - 6 労働組合と団体交渉／7 団体行動／8 不当労働行為
- ・労働法の新領域
 - 9 合併・事業譲渡・会社分割と労働関係
 - 10 知的財産と労働関係—企業秘密、競業禁止など
 - 11 労働市場と法規制—労働者派遣
 - 12 労働紛争の処理
- ・総合的考察
 - 13 労働条件の変更 / 14 企業組織再編と労働関係 / 15 使用者の権限と労働者の権利保護

各回の授業は、重要判例を素材として教員と学生の対話形式で進め、適宜、教員によるポイント解説を織り交ぜる。具体的には、ケースブック（下記＜教科書・教材＞）の設問の検討を中心に行う。総合的考察では、複合的な事例をもとに議論を行い、具体的な問題解決能力を養う。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

< 授業時間外学習 >

詳細は TKC でまたは授業中に知らせる。

< 教科書・教材 >

教材として、荒木尚志ほか『ケースブック労働法〔第4版〕』（有斐閣、2015年）教科書として、水町勇一郎『労働法〔第7版〕』（有斐閣、2018年）を指定する。参考書として、菅野和夫『労働法〔第11版補正版〕』（弘文堂、2017年）、水町勇一郎・緒方桂子編『事例演習労働法〔第3版〕』（有斐閣、2017年3月）を挙げておく。なお、初めて労働法を学ぶ場合は、水町勇一郎『労働法入門』（岩波書店〔岩波新書〕、2011年）を開講までに読んでおくといよい。

<成績評価の方法>

期末試験（論述式）9割、平常点（授業への取組の状況、授業中における質疑応答の状況）1割で評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

各授業の終了後、個別の質問を受ける時間を設ける。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	社会保障法			単位	2	担当教員	嵩 さやか
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW651J	

< 目 的 >

本授業では、少子高齢化の進展などにより法制度のあり方がますます注目されている社会保障について、制度の概要と主な法的問題について取り上げることにより、社会保障法制についての基本的な知識を習得することを目的とする。また、社会保障についての法的問題は民法、行政法、憲法などとの交錯領域であることが多い。本授業では、民法、行政法、憲法などの応用問題としての意義を有する法的問題も取り上げることにより、これらの法領域と社会保障法との関連についても習得する。

< 達成度 >

社会保障制度の仕組みを、根拠条文にあたりながら正確に把握することができる。社会保障制度をめぐる法的論点の所在を理解し、それに関連する判例や学説にあたりながら解釈論を展開することができる。

< 授業内容・方法 >

1. 授業内容：本授業では、社会保障法初学者でも授業内容を理解できるように、まず各社会保障制度の概要を講義し、そこでの理解を前提に特に重要と思われる法律問題について検討する。

2. 教育方法：制度の概要については講義でも解説するが、教科書・参考書などを利用してあらかじめ理解しておくことが望ましい。法律問題の検討については、事前配布するレジュメ及びそこで指定された資料（主に、『社会保障判例百選〔第5版〕』（有斐閣、2016年）に掲載されている裁判例）を予習してきたことを前提に授業を進める。

3. 予定

- 第1回 ガイダンス・社会保障法の概観、生活保護法の概要
- 第2回 生活保護制度の概要
- 第3回 生活保護制度の概要、生活保護制度における法的問題（救済手段等）
- 第4回 生活保護制度における法的問題（補足性の要件、指導・指示と不利益処分等）
- 第5回 公的年金制度の概要
- 第6回 公的年金制度の概要
- 第7回 公的年金制度における法的問題（事業主の届出義務懈怠、保険者の事務処理誤り等）
- 第8回 公的年金制度における法的問題（第三者行為災害等）企業年金制度の概要
- 第9回 公的医療制度の概要
- 第10回 公的医療制度の概要、公的医療制度における法的問題（保険医療機関の指定等）
- 第11回 公的医療制度における法的問題（混合診療、租税法律主義と保険料等）
- 第12回 労災保険制度・雇用保険制度の概要
- 第13回 介護保険制度の概要
- 第14回 障害者福祉、児童福祉の概要
- 第15回 社会福祉における法的問題（福祉サービス契約への法規制、損害賠償等）

なお、法改正や裁判例の動向により、上記の予定は変更されることがある。

< 授業時間外学習 >

適宜、授業中に周知する。

<教科書・教材>

1. 教科書等

- ・『社会保障判例百選〔第5版〕』（有斐閣、2016年）
- ・社会保障関連法律の掲載されている六法（『社会保障・福祉六法』（信山社、2016年）、『社会保障法令便覧』（労働調査会、2019年刊行予定）など）
- ・笠木映里・嵩さやか・中野妙子・渡邊絹子『社会保障法』（有斐閣、2018年）

2. 参考書

加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法〔第6版〕』（有斐閣、2015年）
西村健一郎『社会保障法入門〔第3版〕』（有斐閣、2017年）
西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003年）
岩村正彦『社会保障法』（弘文堂、2001年）等

<成績評価の方法>

期末試験（90％）及び平常点（10％）により評価する。平常点の評価のため、授業の途中で課題を課す予定である。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

質問は適宜、授業後に受け付ける。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	知的財産法			単位	2	担当教員	蘆立 順美 戸次 一夫
配当年次		L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW652J	

< 目 的 >

この授業は、知的財産法に属する諸法のうち、主に特許法について、法制度の枠組みや基本概念等に関する知識の定着、理解を目指すとともに、実務上問題となっている重要論点を整理し、特許法の分野で生じる諸問題の解決に必要な基礎的知識、及び、法的思考力を習得することを目的とする。

< 達成度 >

特許法に関する主要論点について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができる。

特許法に関する基本的論点を含む事案について、その解決に必要な事実を抽出・指摘し、結論を基礎づけることができる。

< 授業内容・方法 >

1. 授業方法

授業は、指定された文献や裁判例を素材として、基本的概念や制度についての確認、及び、予め示された予習課題に関する質疑・応答により進められる。学生は、指定された文献・裁判例等を十分に予習し、課題について検討した上で授業に参加することが要求される。

2. 授業の内容と順序

1. 特許法の概要
2. 発明の概念
3. 特許要件 1
4. 特許要件 2・不特許事由
5. 権利取得手続（出願・審査）
6. 異議・審判・審決取消訴訟
7. 特許権侵害 1（特許権の効力）
8. 特許権侵害 2（均等論）
9. 特許権侵害 3（間接侵害）
10. 侵害主張に対する抗弁 1（特許権の制限、権利行使の制限）
11. 侵害主張に対する抗弁 2（先使用権）
12. 侵害主張に対する抗弁 1（権利の消尽法理、並行輸入の可否）
13. 権利の帰属
14. 権利侵害の効果
15. 特許権の経済的利用にかかわる問題

< 授業時間外学習 >

予習課題は、事前に TKC に掲示するので、指定された内容を予習すること。
その他、詳細は、授業中に周知する。

<教科書・教材> (詳細をTKCに事前に掲示するので、確認すること)

教科書：以下のいずれか1冊を準備すること

島並良＝上野達弘＝横山久芳『特許法入門』有斐閣 2014

高林龍『標準特許法〔第6版〕』有斐閣 2017

なお、最新の特許法の条文(抄録でないもの)を各自準備し、授業に持参すること。

参考文献：授業の初回において紹介する。

<成績評価の方法>

期末試験(80%)、平常点(授業での発言の内容等)(20%)により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

司法試験受験科目として知的財産法を選択することを予定している者は、「知的財産法」及び「知的財産法発展」についても履修すること。

授業開講前の事前準備、及び、各回の予習課題等については、TKCに掲示するので、必ず事前に確認の上、授業に参加すること。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	知的財産法			単位	2	担当教員	蘆立 順美
配当年次		L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW653J	

< 目 的 >

この授業は、知的財産法に属する諸法のうち、主に著作権法について、法制度の枠組みや基本概念等に関する知識の定着、理解を目指すとともに、実務上問題となっている重要論点を整理し、著作権法の分野で生じる諸問題の解決に必要な基礎的知識、及び、法的思考力を習得することを目的とする。

< 達成度 >

著作権法に関する主要論点について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができる。

著作権法に関する基本的論点を含む事案について、その解決に必要な事実を抽出・指摘し、結論を基礎づけることができる。

< 授業内容・方法 >

1．授業方法

授業は指定された文献や裁判例を素材として、基本的概念や制度についての確認、及び、予め示された予習課題に関する質疑・応答により進められる。学生は、指定された文献・裁判例を十分に予習し、課題について検討した上で授業に参加することが要求される。

2．授業の内容と順序

- 1．著作権法の概要
- 2．著作物 1（思想又は感情の創作的表現）
- 3．著作物 2（アイディア表現二分論、文芸・学術・美術・音楽の範囲）
- 4．著作権侵害 1（依拠性、類似性）
- 5．著作権侵害 2（法定上の利用行為）
- 6．著作権侵害 3（法定上の利用行為）
- 7．著作権侵害 4（法定上の利用行為、みなし侵害）
- 8．著作権の制限 1
- 9．著作権の制限 2
- 10．著作者人格権侵害 1（公表権、氏名表示権）
- 11．著作者人格権侵害 2（同一性保持権、みなし侵害）
- 12．著作者の認定・権利の帰属（著作者・共同著作者、職務著作）
- 13．著作者の認定・権利の帰属（映画の著作物に関する特則）
- 14．権利侵害の効果
- 15．侵害の主体・共同不法行為

< 授業時間外学習 >

詳細は、TKC に掲示又は授業中に周知する。

<教材・教科書> (詳しくは、事前に TKC に掲示をするので、必ず確認すること)

教科書：島並良＝上野達弘＝横山久芳『著作権法入門 第2版』(有斐閣 2016)

参考文献：中山信弘『著作権法〔第2版〕』(有斐閣 2013)

小泉直樹他編『著作権判例百選〔第6版〕』(有斐閣 2019)

なお、最新の著作権法の条文(抄録でないもの)を準備し、授業に持参すること。

<成績評価の方法>

期末試験(80%)、平常点(授業での発言の内容等)(20%)により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

司法試験受験科目として知的財産法を選択することを予定している者は、「知的財産法」及び「知的財産法発展」についても履修すること。

授業開講前の事前準備、及び、各回の予習課題等については、TKC に掲示するので、必ず事前に確認の上、授業に参加すること。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	知的財産法発展			単位	2	担当教員	蘆立 順美
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW654J	

< 目 的 >

この授業では、「知的財産法」及び「知的財産法」において習得された、特許法及び著作権法の基礎的な知識を前提として、両法の重要概念や実務上問題となっている重要論点についての理解をさらに深め、応用事例の解決に必要な法的知識、及び、法的思考力を習得することを目的とする。

< 達成度 >

特許法、著作権法に関する応用的論点について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができる。

複数の論点が関連する事案について、論点を把握・整理したうえで、その解決に必要な事実を抽出・指摘し、結論を基礎づけることができる。

< 授業内容・方法 >

1．授業方法

授業は指定された課題や関連文献・裁判例等を素材として、質疑や討論等により教官と学生がインタラクティブに参加する形式で行う。学生は指定された課題等を予習し、関連する法的知識を確認し、論点及び関連判例等を理解した上で授業に参加することが要求される。

2．授業の内容と順序

取り扱う主要内容と順序は以下のとおりである（なお、内容については変更の可能性はある）。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1) クレームの解釈 | 8) 著作物性 |
| 2) 審決取消訴訟と審判の関係 | 9) 著作権侵害の応用事例 1 |
| 3) 特許権侵害の応用事例 1 | 10) 著作権侵害の応用事例 2 |
| 4) 特許権侵害の応用事例 2 | 11) 著作権侵害の応用事例 3 |
| 5) 特許権侵害の応用事例 3 | 12) 著作者人格権侵害の応用事例 |
| 6) 特許権侵害の応用事例 4 | 13) 権利の帰属に関わる問題 |
| 7) 権利の帰属、実施権に関わる問題 | 14) 著作権侵害幫助者等の責任 |
| | 15) 総合問題 |

< 授業時間外学習 >

詳細は、TKC に掲示または授業中に周知する。

< 教材・教科書 >

教科書については、前期の知的財産法 で使用したもの。

各回の参考資料等については、適宜、指定または配布する。参考文献については授業において紹介する。なお、最新の特許法及び著作権法の条文（抄録でないもの）を各自準備し、授業に持参すること。

< 成績評価の方法 >

期末試験（70 %）平常点（授業での発言の内容等）（30 %）を総合して評価する。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の 1 つとなる。

<その他>

「知的財産法」及び「知的財産法」を履修済みであること（単位を取得済みであることは要件とはしない）

予習課題等についてはTKCに掲示するので、事前に確認の上、授業に参加すること。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	実務知的財産法			単位	2	担当教員	蘆立 順美 戸次 一夫
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW655J	

< 目 的 >

この授業は、知的財産法の全体像及びそれらの関係を理解するため、同法分野に属する諸法について、法制度や重要概念に関する基礎的知識を修得することを目的とする。特に、実務において重要性の高い事項を中心に引き上げ、具体的事例や各法制度の関係にも言及しながら、法的助言や紛争解決の前提として必要となる知識、及び、法的思考力等の修得を目指す。

< 達成度 >

知的財産法に属する諸法について、各法の基本構造や基本概念を正確に理解し、同法に関連する典型的な事案について、適用される法律や問題の所在を整理し、結論を基礎づけることができる。

< 授業内容・方法 >

1．授業方法

授業は、指定された文献等を素材として、基本的概念の確認や予習課題に関する質疑・応答により進められる。学生は、予習課題を検討した上で授業に参加することが要求される。

2．授業の内容と順序

1．知的財産法の全体像

2．著作権法の基礎

(1) 著作物

(2) 著作権・著作者人格権の帰属

(3) 著作権・著作者人格権の内容

(4) 権利の活用や権利行使

3．不正競争防止法の基礎

(1) 商品等表示の保護

(2) 営業秘密の保護 ・ その他の不正競争

4．商標法の基礎

(1) 権利取得の手続

(2) 権利の内容と制限

5．特許法の基礎

(1) 権利取得の手続

(2) 権利帰属

(3) 権利の内容

(4) 権利の制限

6．意匠法の基礎

7．知的財産法各法の交錯領域、知的財産法分野における法改正の動向

< 授業時間外学習 >

予習課題は、事前に TKC に掲示するので、指定された内容を予習すること。

その他、詳細は、授業中に周知する。

<教科書・教材>

教科書：平嶋竜太＝宮脇正晴＝蘆立順美『入門 知的財産法』（有斐閣 2016）

その他の参考文献については、適宜、授業において配布、紹介する。

なお、知的財産法に属する諸法の最新の条文を各自準備し、授業に持参すること。

<成績評価の方法>

筆記試験（70％）、平常点（授業での発言の内容等）（30％）により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

司法試験対応科目ではないため、「知的財産法」「知的財産法」を履修していることは要件としない。ただし、受験科目として選択することを考えている者が本科目を履修することは妨げない（受験科目として知的財産法を選択することを考えている者は、「知的財産法」「知的財産法」「知的財産法発展」も履修すること）。研究大学院科目と合併開講。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	国際法発展			単位	2
				担当教員	西本 健太郎
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	隔週 2 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW657J	

< 目 的 >

国際法（国際公法）の全般にわたる講義を行う。国際法の基礎的な概念、規則及び考え方を身につけた上で、これらを具体的な事案に即して運用することのできる専門的能力を習得することを目的とする。

< 達成度 >

国際法の基礎的な概念、規則及び考え方を正確に理解し、特に具体的な事案に即して国際法を解釈・適用できるようになること。

< 授業内容・方法 >

国際法の全般にわたって基礎的な専門知識を体系的に修得できるよう、各分野の要点について解説を行う。その際に、先例となる判例・事例等を取り上げ、概念・規則の具体的な適用のあり方を検討することを通じて国際法の解釈・適用に関する実践的能力を養う。

教科書及び判例集の関係部分を事前に指定し、予め準備と検討をしてきたことを前提に、適宜質疑応答を取り入れつつ可能な限り双方向型の授業を進める。

○ 進行予定

- (1) イントロダクション
- (2) 国際法の法源
- (3) 国際法と国内法
- (4) 条約法
- (5) 国際法の主体
- (6) 国家の基本的権利義務
- (7) 国家管轄権と主権免除
- (8) 外交・領事関係法
- (9) 国家の国際責任
- (10) 国際社会の空間的秩序 (1)
- (11) 国際社会の空間的秩序 (2)
- (12) 国際法における個人
- (13) 国際環境法
- (14) 国際紛争の解決
- (15) 国際安全保障と武力紛争法

< 授業時間外学習 >

授業の各回について、教科書及び判例集から予習範囲を指示する。詳細は TKC で事前に周知する。

< 教科書・教材 >

柳原正治・森川幸一・兼原敦子編『ブラクティス国際法講義』（第 3 版）（信山社、2017 年）を教科書とする。判例集として『国際法判例百選』（第 2 版）（有斐閣、2011 年）を用いる。また、『国際条約集』（有斐閣）は毎回の授業の際に参照するので、必ず持参すること

<成績評価の方法>

期末試験(90%)及び平常点(10%)により評価する。平常点は、授業中の質疑応答における発言内容に基づいて評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

本授業科目は司法試験の選択科目である「国際関係法(公法系)」に対応している。授業内容は当該科目を選択する者を想定した水準で進める。国際法(国際公法)は学部レベルでは4～6単位以上の科目として講義されているのが通例であり、本科目はその基礎の上でさらに発展的・実践的な内容を取り扱うものとして位置づけられている。国際法の未修者・既修者を問わず、授業時間外においても相応の学習が必要となるので、受講者はこの点を前提として履修すること。

原則として毎週水曜日10:30～12:00をオフィスアワーとする(具体的な日程は別途周知する)。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	国際法発展演習			単位	2	担当教員	西本 健太郎
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数		隔週 2 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW658J	

< 目 的 >

本演習では、国際裁判所の判決を取り上げ、当該判決においてどのように国際法が解釈・適用されているのかについて詳しく検討する。国際法に関する基礎的な知識は一定程度有していることを前提とした上で、具体的な事案に即して国際法の概念及び規則を運用する能力を向上させることを目的とする。

< 達成度 >

国際裁判所における具体的な事件に即して、そこでの国際法の解釈・適用のあり方に関する十分な理解を得ること。また、先例となる判決の意義と限界に関する十分な理解を前提として、関連する具体的な事案に対して説得力ある法的主張を組み立てることができるようになること。

< 授業内容・方法 >

国際司法裁判所等の国際裁判所の判決を取り上げ、そこでの当事国の主張及びこれに対する裁判所の論理を整理・分析することを通じて、問題となった国際法上の論点についての専門的理解を深める。また、関連する具体的な仮想事例について、判決の内容からどのような議論を組み立てることができるかを検討する。

国際裁判所の判決については、1つの判決が複数の論点について重要な先例となっている場合も少なくないが、既存の教材では編集上・学習上の便宜のために論点ごとの整理がなされている場合が多い。これに対して、本演習では1つの判決を全体として取り上げることで、当事国間で問題となった紛争の全体像との関係において判決を捉えることができるようにする。

近年では国際司法裁判所をはじめとする国際裁判所に多数の事件が係属しており、重要な先例性を持つ判決が登場するペースが日本語の教科書・判例集が改訂されるペースを上回っていることから、取り上げる判決は最近の国際司法裁判所の判決とし、原文（英文）を読解する。

授業では、全 15 回で 1 ～ 数件の判決を取り上げる。各回について報告者を指定した上で、受講者全員が各自検討してきたことを前提に、報告者による報告と質疑応答・討論を通じて各判決を読み解く。ただし、受講者が極めて少数であるなど、上記の方法によりがたい場合には授業方法を変更する場合がある。

< 授業時間外学習 >

事前に検討対象となる判例を詳細に検討しておくことが前提になるので、授業初回に各回の検討範囲を具体的に指示する。

< 教科書・教材 >

国際司法裁判所のウェブサイト（<http://www.icj-cij.org/>）等により各自入手するものとする。

< 成績評価の方法 >

授業中の報告を基にした平常点（40 %）、質疑応答の状況を基にした平常点（10 %）及び期末のレポート試験（50 %）により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の < 達成度 > が指標の 1 つとなる。

< その他 >

本演習の受講者は、前期開講の「国際法発展」を受講していることが望ましい。判決は原文を読解することから、基礎的な英語力が必要となる。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	実務国際私法			単位	2
				担当教員	竹下 啓介
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	3週に一度・3回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW661J	

< 目 的 >

本授業は、国際的私法的法律関係の規律に関して、受講者が自らそれらの分析を行うために必要となる基礎的知識及び思考能力を修得することを目的とする。

< 達成度 >

具体的な国際的私法的法律関係に関し、いかなる実体法上の問題が発生するのか、当該問題に対して、いかなる規律が与えられるかについて、自らの言葉で説明・議論することができる。

< 授業内容・方法 >

具体的な国際的私法的法律関係に関し、それが国際的であるが故に発生する特別の問題について、いかなる規律が与えられているかを検討する。実務国際私法 では、狭義の国際私法（準拠法選択に関する規律）を検討する。また、授業方法は講義形式を基本とするが、適宜、受講者との質疑応答も行う。

各回における授業内容は、基本的に、以下のとおりとする。

- 1 国際私法・基礎（１）：国際的私法的法律関係の規律の全体像
- 2 国際私法・基礎（２）：基本的な準拠法の決定方法
- 3 国際私法・総論（１）：重国籍者の本国法の決定等・不統一法国
- 4 国際私法・総論（２）：反致
- 5 国際私法・総論（３）：国際私法における例外則（公序則）
- 6 国際私法・総論（４）：その他の総論上の問題
- 7 国際私法・各論（１）：契約債権（１）
- 8 国際私法・各論（２）：契約債権（２）
- 9 国際私法・各論（３）：自然人・法人・法律行為の方式・代理
- 10 国際私法・各論（４）：法定債権
- 11 国際私法・各論（５）：物権・債権譲渡
- 12 国際私法・各論（６）：婚姻関係（１）
- 13 国際私法・各論（７）：婚姻関係（２）
- 14 国際私法・各論（８）：親子関係
- 15 国際私法・各論（９）：後見・相続

< 授業時間外学習 >

予習資料及び発展事項を学ぶための資料をレジュメとは別に配付する。なお、初回授業のための予習資料も TKC に掲示するので、受講者は予習を行って授業に参加すること。

< 教科書・教材 >

以下の書籍を教科書として使用する。

- ・ 櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選 [第2版]』（有斐閣、2012年）
- その他の参考書については、授業中に適宜、紹介する。

< 成績評価の方法 >

期末試験（80％）及び平常点（20％）により評価する。平常点とは、授業の中での質疑応答等を総合して、判断する評価点のことである。

なお、成績評価に際しては、上記の＜達成度＞が指標の1つとなる。

＜その他＞

3週に一度、土曜日に3コマ実施する形で開講する予定である。実際の開講日等については、初回の授業時に受講する学生と相談の上、決定する。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	実務国際私法			単位	2	担当教員	竹下 啓介
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数		3週に一度・3回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW662J	

< 目 的 >

本授業は、国際的私法的法律関係の規律に関して、受講者が自らそれらの分析を行うために必要となる基礎的知識及び思考能力を修得することを目的とする。

< 達成度 >

具体的な国際的私法的法律関係に関し、いかなる手続法上の問題が発生するのか、当該問題に対して、いかなる規律が与えられるかについて、自らの言葉で説明・議論することができる。また、国際取引に関していかなる問題が発生するかを理解し、説明することができる。

< 授業内容・方法 >

具体的な国際的私法的法律関係に関し、それが国際的であるが故に発生する特別の問題について、いかなる規律が与えられているかを順次検討する。実務国際私法 では、国際民事手続法及び国際取引法に関する諸問題を検討する。また、授業方法は講義形式を基本とするが、適宜、受講者との質疑応答も行う。各回における授業内容は、基本的に、以下のとおりとする。

- 1 イントロダクション
- 2 国際裁判管轄総論
- 3 国際裁判管轄各論（1） - 財産法関係事件の国際裁判管轄（1）
- 4 国際裁判管轄各論（2） - 財産法関係事件の国際裁判管轄（2）
- 5 国際裁判管轄各論（3） - 財産法関係事件の国際裁判管轄（3）
- 6 国際裁判管轄各論（4） - 人事・家事関係事件の国際裁判管轄
- 7 裁判手続上の諸問題（当事者・渉外的な送達・外国法の適用）
- 8 外国判決の承認・執行（1）
- 9 外国判決の承認・執行（2）
- 10 国際訴訟競合
- 11 国際民事手続法に関するその他の問題（1） - 民事裁判権免除
- 12 国際民事手続法に関するその他の問題（2） - 渉外保全・国際仲裁
- 13 国際取引と統一法
- 14 国際売買
- 15 国際運送・国際支払

< 授業時間外学習 >

予習資料及び発展事項を学ぶための資料をレジュメとは別に配付する。なお、初回授業のための予習資料も TKC に掲示するので、受講者は予習を行って授業に参加すること。

< 教科書・教材 >

以下の書籍を教科書として使用する。

- ・ 櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選 [第2版]』（有斐閣、2012年）
- その他の参考書については、授業中に適宜、紹介する。

< 成績評価の方法 >

期末試験（80％）及び平常点（20％）により評価する。平常点とは、授業中での質疑応答等を総

合して、判断する評価点のことである。

なお、成績評価に際しては、上記の＜達成度＞が指標の1つとなる。

＜その他＞

3週に一度、土曜日に3コマ実施する形で開講する予定である。実際の開講日等については、初回の授業時に受講する学生と相談の上、決定する。

科目群	展開・先端科目					
授業科目	ジェンダーと法演習		単位	2	担当教員	阿部 未央 糠塚 康江
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	週 1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW663J	

< 目 的 >

現代社会は男女平等な権利を保障する制度を達成したが、他方では、歴史的・社会的に形成された「ジェンダー」により、女性は身体・社会関係・政治参加等で、差別／排除の対象となってきた。人間・男性を社会的標準とし、女性を「男・人間」の下位、もしくは例外カテゴリーとして位置づける見方は、司法や法学の領域でも例外ではなく、判例・学説、法曹実務家のなかにジェンダー・バイアスが現存する。本演習では、以上のような状況をふまえて種々のジェンダー問題や既存の判例等を検討し、議論することで、法曹実務家に強く要求されるジェンダー・センシティブな問題意識を養い、ジェンダーの視点から法学研究を深めることを目的とする。

< 達成度 >

ジェンダー法学についての基本的な考え方や理論課題を把握し、伝統的な法学では見えてこなかった問題群への視座を提示することができる。

ジェンダー領域の判例研究を通じて、そこにおいて特に顕著な権利のための闘争＝法実践による法の欠缺補充の意義、法実践が新たな立法の可能性を開くダイナミズムを理解する。

< 授業内容・方法 >

本演習では、前半（１～８：糠塚担当）でジェンダーの理論的問題に関するトピックの検討を行い、後半（９～１５：阿部担当）で労働法・社会保障法領域における下記の判例を素材に判例研究を行う。受講者の中から担当者を決め報告をしてもらい、受講者間、受講者と教員間で法的議論を行う方法により、ジェンダー法学の意義と課題を明らかにしていく。最終回は外部講師による講演からジェンダー法学の可能性を展望する。

- 1 序論：フェミニズム・ジェンダーと法——逸失利益の男女格差を手がかりに
- 2 女性の権利の歴史——女権宣言から女性差別撤廃条約へ
- 3 日本の男女平等政策と日本の現況
- 4 憲法における平等原則と性差別禁止
- 5 間接差別の禁止、複合差別の禁止とポジティブ・アクション
- 6 家族とジェンダー（１）——因習：尊属殺重罰規定違憲判決と婚外子相続差別合憲決定
- 7 家族とジェンダー（２）——変遷：国籍法違憲判決と婚外子相続差別違憲決定
- 8 家族とジェンダー（３）——創造？：LGBTI と生殖補助医療をめぐる諸問題
- 9 社会保障とジェンダー（１）——労災補償における障害等級の男女差
- 10 社会保障とジェンダー（２）——遺族年金の男女差
- 11 労働とジェンダー（１）——転居を伴う配置転換とWLB
- 12 労働とジェンダー（２）——コース別雇用管理と男女雇用機会均等法
- 13 労働とジェンダー（３）——セクシャル・ハラスメント
- 14 労働とジェンダー（４）——マタニティ・ハラスメント
- 15 まとめ：ジェンダー法学の可能性（外部講師）

< 授業時間外学習 >

詳細は、TKC 教育支援システム上または授業中に指示する。

<教科書・教材>

テーマに関連する文献、対象判例等は適宜配付する。

<参考書等>

辻村みよ子『憲法と家族』日本加除出版（2016年）、同『〔概説〕ジェンダーと法』信山社（2013年）、ジェンダー法学会編『講座 ジェンダーと法 ～ 』日本加除出版（2012年）、辻村みよ子『憲法とジェンダー』有斐閣（2009年）

<成績評価の方法>

前半部分・後半部分につき、それぞれ期末試験にかわるレポート（60％）及び平常点（報告・討論参加状況）（40％）により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

科目群	展開・先端科目					
授業科目	子どもと法演習		単位	2	担当教員	久保野 恵美子
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	週 1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW664J	

< 目 的 >

「子ども」という視点から、法的な対応が問題となる課題を取り上げ、民事法を中心としつつも、公法・刑事法と分野横断的に、理論及び実務の観点から、法の解釈及び運用について考察を行う演習である。

< 達成度 >

「子ども」に関わる法的問題について、理論及び実務の両方の観点を有し、実践的に取り組むことのできる法律専門職たるべき能力を備える。

< 授業内容・方法 >

(1) ガイダンス — 子ども法・序論

(2) ~ (1 5) のうち 1 0 回程度

・参加学生が各自設定したテーマについて報告し、討論を行う。

テーマとして想定されるのは、主として、次のような内容である。

民法、少年法、児童福祉法、教育法等の子どもに関わる法律の理論的検討

非行、いじめ、教育、家庭内の養育環境の変動等の問題に対する法実務的対応に関わる課題の検討

(2) ~ (1 5) のうち 4 回程度

・子どもに関わる法実務に携わる専門家による講演

< 授業時間外学習 >

授業中に指示される参考文献等に基づき、テーマの選定及び報告の準備をすること、他の参加者の報告について、事前に T K C に掲載されるレジュメに従って予習をすること、報告したテーマについて、討論の成果を踏まえてレポートをまとめることが求められる。

< 教科書・教材 >

〔参考書〕 詳細は授業中に紹介するが、差し当たりの参考として、次のようなものがある。

棚村政行『子どもと法』(日本加除出版、2012 年)

大村敦志ほか『子ども法』(有斐閣、2015 年)

第一東京弁護士会少年法委員会『子どものための法律相談 [第 2 版]』(2014 年)

< 成績評価の方法 >

報告の内容及び討論参加の状況 (6 0 %) 及び年度末に提出するレポート (4 0 %) に基づいて行う。成績評価に際しては、上記の < 達成度 > が指標の 1 つとなる。

< その他 >

・本演習は、変則的な日程により開講する場合がある。詳細は追って掲示する。

科目群	展開・先端科目					
授業科目	リサーチペーパー		単位	2	担当教員	各指導教員
配当年次		L 3	開講学期	前期	週間授業回数	—
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW665J	
担当教員	専攻分野	受け入れ条件等				
蘆 立 教 授	知的財産法	将来、知的財産法の研究者となることを希望する者を受け入れる。面接を行ったうえで履修の可否を決定する。				
飯 島 教 授	行政法	行政法専攻の研究者（大学教員）志望の者を若干名受け入れる。基幹行政法の成績が A 以上の者について、レポート及び面接によって、受け入れの可否を決定する。				
樺 島 教 授	法理学（とくに法律学方法論、現代型訴訟）	法理学の諸問題に関心がある人の受講を希望します。				
久 保 野 教 授	民法	将来、何らかの形で民法の研究を行うことを志望する者 1 名を受け入れる。受講希望者は、問題意識をまとめたレポートを提出すること。このレポートに基づいて、面接を行ったうえで、受け入れの可否を決定する。				
坂 田 教 授	民事訴訟法(判決手続)	若千名。民事訴訟法学（民事手続法学）につき明確な問題意識をもち、将来、研究者として民事訴訟法（民事手続法）を専攻したいと考えている者の中から、面談及びレポートの結果に基づき選抜する。				
佐々木教授	憲法	憲法研究者志望の者を、若干名、受け入れる。				
芹 澤 教 授	英米法	若千名。将来、法律実務に精通した実務法曹かつ研究者として、日本法との比較の観点から英米法の理論的研究に従事したいと考える者を求める。「外国法文献研究Ⅰ（英米法）」を選択履修していることが望ましいが、この科目の履修要件とはしない。				
高 教 授	社会保障法	2 名を限度とする。社会保障法・政策についての明確な問題関心および基本的な知識を有しており、将来社会保障法の研究者となることを希望している者を求める。希望者は問題意識を記載したレポート（2000 ～ 3000 字程度）を提出すること。3 名以上の学生から希望があった場合には、提出されたレポートに基づいて選抜する。				
鳥 山 教 授	民法	民法の研究者となることを志す者 1 名を受け入れる。希望者は、研究を希望するテーマをレポートにまとめて提出すること。分量に制限は課さないで、重要だと思われる先行研究にも触れること。研究テーマと研究計画に関する面接を実施したうえで、受入れの可否を決める。				
中 林 教 授	憲法（特に人権）	将来、憲法の研究に従事したいと考える者を受け入れる。希望する学生は、現在関心のあるテーマについての学問的関心をまとめたレポート（A4 用紙 5 枚以内）を提出すること。そのレポートにもとづいて面接を行い、その上で、1 名を限度として受け入れる。				
中 原 教 授	行政法	行政法専攻の研究者（大学教員）志望の者を若干名受け入れる。基幹行政法の成績が A 以上の者について、レポート及び面接によって、受け入れの可否を決定する。				
糠 塚 教 授	憲法	すでに明確な問題意識を持ち、研究者（大学教員）として憲法を専攻することを志す者を受け入れる。関心のあるテーマをレポートにまとめて事前に提出すること。このレポートに基づいて面接を行ったうえで、受け入れの可否を決定する。				
水 野 教 授	家族法	1 名のみとし、すでに明確な問題意識を持ち、研究者として家族法を専攻することを将来の視野に入れていてる者を求める。問題意識を A4 版 2 枚以上にまとめて事前に提出すること。そのレポートに基づいて面接をしたうえで受け入れの可否を決定する。				
森 田 教 授	民事法（民法・会社法・商法の他、証拠法や金融法も含む）実証分析	将来研究者として活動したいという明確な意思および能力のある者で、法理論（how の部分）よりも理論（why の部分）に関心を持っている者。人数制限は特にない。				
吉 永 教 授	民法	研究者志望の者を若干名受け入れる。(1) 平井宜雄「『議論』の構造と『法律論』の性質」(1)(2)「ジュリスト」919 号 70 頁、920 号 82 頁（1988 年）を読んだ感想を 500 字程度で、かつ、(2) 現在関心のあるテーマについて問題意識と研究計画を 2000 字程度で記述したレポートを提出すること。レポートおよび面接で受入れ可否を決定する。				
吉 原 教 授	商法（特に会社法）	将来商法の研究者になろうとする強い意思と明確な問題意識をもった者を 1 名に限り受け入れる。L 2 基幹商法（および L 1 商法）において 65 点以上の成績を得た者について、レポートおよび面接によって受入れの可否を決定する。				
渡 辺 教 授	民法（財産法）	民法の研究者となることを志す者を 1 名受け入れる。希望者は、現段階における自己の研究関心を A 4 版 2 枚のレポートに要約して提出すること。このレポートに基づき面接を実施し、受入れの可否を決定する。				
石 綿 准 教 授	民法	民法の研究者となることを進路として考えている者 1 名を受け入れる。希望者は、研究を希望するテーマをレポートにまとめて提出すること。分量に制限は課さない。レポートと面接を実施したうえで、受入れの可否を決める。				
井 上 准 教 授	刑事訴訟法	将来的に、研究者として、刑事訴訟法の理論的研究を行うことを希望する者を受け入れる。履修希望者は、事前に簡単な研究計画もしくは学問的関心（最低 2000 字以上。詳細であればあるほど望ましい）を提出すること。これに基づいて面接を行ったうえで、履修の可否を決定する。				
今 津 准 教 授	民事訴訟法	民事訴訟法の研究者になろうと考えている者を、1 名を限度に受け入れる。希望者は、関心のあるテーマについてまとめた A4 用紙 2 枚程度のレポートを提出すること。面接のうえ、受入れの可否を決定する。				

担当教員	専攻分野	受け入れ条件等
宇野 准 教授	民事訴訟法	広義の民事訴訟法の研究者を志望する学生を、1名まで受け入れる。希望者は、問題関心と研究方針（方針については暫定的なもので構わない）を提出すること。履修の可否は、提出された書面と面談によって決する。
大谷 准 教授	刑事訴訟法	将来刑事訴訟法の研究に従事したいと考えている者を受け入れる。希望者は、自己の研究関心をまとめた A 4 用紙 2 枚程度のレポートを提出すること。面接の上、履修の可否を決定する。
桑村 准 教授	労働法	受入れ人数：若干名。労働法に関する基本的知識を有し、問題意識が明確な者に限る。志望者は研究テーマについてレポートを提出すること（A4 用紙 3 枚以内）。
坂下 准 教授	刑法	刑事実体法の研究者になることを考えている者を受け入れる。希望者は、自身で具体的な研究課題を設定し、研究計画書（A4 用紙 2 枚程度）を提出すること。研究計画書・成績・面談結果を踏まえて、受け入れの可否を決定する。
得津 准 教授	商法	商法の研究者になりたいと思っている者、または、講学上の商法の分野で明確な問題意識を持っている者を受け入れる。面談、現在の成績、現在の問題意識をまとめたレジュメないしレポート、他の申請者の数を勘案して受け入れの可否を決定する。
西本 准 教授	国際法	国際法専攻の研究者志望者または国際組織・国際裁判所への就職志望者を若干名受け入れる。希望者は、履修を希望する理由及び具体的な研究テーマに関するレポートを提出すること（A4 用紙 5 枚程度）。提出書類に基づき面接を行い、履修の可否を決定する。

法 科 大 学 院

授 業 日 程

時 間 割 表

平成31(2019)年度授業日程

(法科大学院)

授業等の区分	授業等の日程
オリエンテーション	4月3日(水)
個別履修指導	4月4日(木)
前期授業	4月8日(月)~7月29日(月) 5月6日(月・祝)は授業を行う。
試験準備期間	7月30日(火)・7月31日(水)
前期試験期間	8月1日(木)~8月8日(木)
夏季授業	8月9日(金)・ 8月19日(月)~9月30日(月)
夏季休業	8月13日(火)~8月16日(金)
後期授業	10月1日(火)~12月24日(火) 10月14日(月・祝)は授業を行う。
後期補講期間	12月25日(水) (月曜日の補講を行う)
冬季休業	12月26日(木)~1月3日(金)
後期授業	1月6日(月)~1月27日(月)
試験準備期間	1月28日(火)・1月29日(水)
後期試験期間	1月30日(木)~2月6日(木)

4月 4日(木): 東北大学入学式

3月25日(水): 東北大学学位記授与式

授 業 時 間

第1講時	8:50 ~ 10:20
第2講時	10:40 ~ 12:10
第3講時	13:00 ~ 14:30
第4講時	14:40 ~ 16:10
第5講時	16:20 ~ 17:50
第6講時	18:00 ~ 19:30

